

昭和二十八年五月二十六日(火曜日)  
午前十時五十二分開議

出席委員

委員長 尾崎 末吉君

理事小峯 柳多君 理事橋本 龍伍君

理事西村 直己君 理事川崎 秀二君

理事成田 知己君 理事川島 金次君

理事山口 好一君 理事植木 康子郎君

理事追水 久常君 理事鈴木 正文君

理事辻 寛一君 理事富田 健治君

理事西村 久之君 理事羽田武嗣郎君

理事喜多壯一郎君 理事中曾根康弘君

理事橋本 清吉君 理事福田 繁芳君

理事久保田鶴松君 理事田中謙之進君

理事辻原 弘市君 理事古屋 貞雄君

理事河野 密君 理事西村 榮一君

理事吉田 賢一君 理事中村 梅吉君

理事黒田 壽男君

出席國務大臣

内閣総理大臣 吉田 茂君

法務大臣 犬養 健君

外務大臣 岡崎 勝男君

大蔵大臣 小笠原三九郎君

文部大臣 大達 茂雄君

通商産業大臣 岡野 清豪君

國務大臣 塚田十一郎君

國務大臣 緒方 竹虎君

出席府委員

法制局長官 佐藤 達夫君

法務事務官 (矯正局長) 中尾 文策君

大蔵事務官 (主計局長) 河野 一之君

大蔵事務官 (主計局長) 渡邊喜久造君

大蔵事務官 (国税局長) 平田敏一郎君

文部事務官(大) 稲田 清助君  
学術局長 小倉 武一君  
農林事務官(農) 林經濟局長  
五月二十六日  
委員中村三之丞君辞任につき、その補欠として中曾根康弘君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件  
昭和二十八年年度一般会計暫定予算につき日本国憲法第五十四條第三項の規定に基く同意を求めるの件(内閣提出、予同第一号)  
昭和二十八年年度特別会計暫定予算につき日本国憲法第五十四條第三項の規定に基く同意を求めるの件(内閣提出、予同第二号)

昭和二十八年年度政府関係機関暫定予算につき日本国憲法第五十四條第三項の規定に基く同意を求めるの件(内閣提出、予同第三号)  
国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第二十二号)につき日本国憲法第五十四條第三項の規定に基く同意を求めるの件(内閣提出、法同第一号)

国立学校設置法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第二十五号)につき日本国憲法第五十四條第三項の規定に基く同意を求めるの件(内閣提出、法同第二号)  
不正競争防止法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第二十六号)につき日本国憲法第五十四條第三項の

規定に基く同意を求めるの件(内閣提出、法同第三号)

期限等の定めのある法律につき当該期限等を変更するための法律(昭和二十八年法律第二十四号)につき日本国憲法第五十四條第三項の規定に基く同意を求めるの件(内閣提出、法同第四号)

○尾崎委員長 これより会議を開きます。

昭和二十八年年度一般会計暫定予算につき日本国憲法第五十四條第三項の規定に基く同意を求めるの件外六件を議題といたします。質疑を継続いたします。山口好一君。

○山口(好)委員 吉田総理に三、四点御質問をいたしたいと思ひます。現在の日本の政局であります。これは、首相におかれましては、すこぶる不安定な状態にあると思ひます。この政局の不安定は、ひいては国民の経済その他方般の生活に影響を及ぼして、国民生活の安定はかくのごとくしてはしやせん期することができない現状にあります。さらに、今回の解散と本予算の不成立によりまして、四月、五月あるいは今後二、三箇月、暫定予算をもつて国費もまかなわなければならぬという、かような状況にあります。下に経済状態にありまして、国民の生活はすこぶる不安定となり、さらに、中小企業を主といたしますところの業者諸君の生活も、深刻なる影響をこうむ

つておるのであります。この予算不成立にして、かつ解散が行われて、政治の空白ができて、あるいは選挙の費用なども多分にかかるものがありまして、その間はどうしても暫定予算によつてまかなうということになりますれば、先ほども申しましたような万般の悪影響があるものであります。かようなことを考慮せられましたならば、過般の不信任案の可決によりまして、その後、の処置というものは、私ども考えますところでは、国内の情勢、國際の情勢にかんがみまして、これは解散によらず、総辭職によつて事を処すべきではなかつたかと思ひますが、何ゆゑに政府は総辭職によらずして、解散措置をおとりになりましたか、その点をお伺ひいたしたいと思ひます。

○吉田國務大臣 お答えいたします。わが党内閣は、この前、前々の総選挙において絶対多数を得たのであります。それに対して不信任が出た。その場合に、政府としては、これを解散によつて民意に問う。政府の処置がよかつたか、あるいは不信任案提出の処置がよかつたか、國民の意思を問うというのが民主政治の精神なりと考えて、解散を断行したのであります。

○山口(好)委員 さらにお尋ねいたします。吉田さんのお考えとして、これは、すべからず民意に問うて事をきめようというお考えであつたと承つたのであります。われ／＼の見るところで、吉田総理大臣あるいは吉田内閣というものが非常に長く続けられてお

ますために、よし施政に過誤がなかつたといはしても、長きにわたりますれば、國民が次第にあきて来るというのが人情の常であります。國民があきて参りました場合には、どうしても政府に対する協力の度合いも薄れます。また、國民といたしましては、あきないようによつたと云つたところで、長年連れ添ひましたところの妻を、い妻ではありながら、やはり夫があきて、あきないようによつたと云つても、いかんともしいがごとくに、吉田さんの施政がいいとしても、あまり長きにわたれば、やはり國民の方としましてはあきが来るのであります。こういうふうになりました場合に、さらに實際の施政がよろしきを得るか。その点になりまして、実は自由党は税金を引下げると言つたが、どうも一向引下げていない。あるいは法律上の税率その他は下つたといはしても、實際の課税面において、年々三割、五割というものが上つておる。その絶対数は毎年上つておるといふような状態にあります。さらに、中小企業者などの振興対策として根本をなすべき貿易関係などにつきまして、しばしば吉田内閣として言明せられましたところの、海外貿易の振興についての実現ができておらないのであります。これがために、吉田さん御自身に対する國民感情、及びそうした実行すると言いなから実現せられておらないところの政治の實際面から、國民は、吉田さんがむしろしりぞいて、だれか新しい内閣をつくらせてもらいたい、そうして公約

したことをほんとうに実現し得るところの強力な内閣をつくつてもらいたいというふうに考えておられるのが、現状であると思うのでありますが、この点についての総理の御所見、及びきょうなことを御認識になつておられるといふことを御承知になつて、適当な機会に御退陣になる御意思があられるかどうか、その辺もお伺いいたしたいと思ひます。

○吉田国務大臣 適当な機会があつたらば進んで退陣いたします。しかしながら、ただいまのところは、退陣いたしたくとも、第一党である以上は退陣することができない。これは国民の意思を尊重しての話で、私があきらめたかどうかということは、夫婦の場合と違ひまして、はつきりした意思表示は一に選挙の結果をまつよりしかたがない。それは別として、貿易関係については、いわゆる客観情勢といひますか、世界的に貿易は今縮小されておるのであります。貿易が縮小されておるのであります。日本ばかりではないのであります。国民として、この際は貿易の逆調、あるいは貿易の楽観を許さざる点について、あくまでもこれに善処すると言つて以外に申し上げることはありません。また減税につきましては、政府はあくまでも減税の方針をとつております。国民において事実減税にならなかつたと言われますが、減税になつた分は確かにあるものであります。しかし、政府としては、なおこの上にも減税をいたしたい。減税をすることによつて、物価を引下げ、物価を国際水準まで、あるいはそれ以下に引下げることができるといふに、よつてもつて貿易上の競争力を高めるようにいたしたいと考へて、あくまでも物価の引下げについては今後一層努力するつもりであります。

○山口(好)委員 ただいま総理より、貿易関係につきまして、貿易の不振は世界的である、いろいろな国際情勢との関係もあつて、今うまく行かないのであるという御説明がありました。が、ずつと前の、第一次、第二次吉田内閣の当時におきましては、吉田さんとしましては非常に勇敏に、たとい中共との貿易たりとも、あの国が赤であるが白であるが、貿易は別だ、赤であつても白であつても、わが国として必要な貿易は断固これを行うのであるという本会議における答弁もあつたわけでございますが、その後次第に様子がかわつて参つたのであります。これも国際情勢の変化だと言われるかもしれせんが、私の考へでも、そうした思想の赤とか白とかいふことと貿易関係とは別個に考へまして、しかも日本に最も近い、よき顧客であるところの中共、朝鮮、その他東南アジアなどの貿易に最近たいへん注意を払われるようになりまして、やはり貿易というものは、水の低きにつくがごとくに、近接した最も適当な国との貿易が最初に開かるべきことは、理の当然であると思つておられます。わざ／＼遠いところから同じ品物を入れ、あるいはその多いところの近い国々から原料を仰ぐ、あるいは品物をこちらから出すというふうなことが、水の低きにつくところの自然原理であると思つておられます。これによつてこそ日本の貿易というものは初めて振興せられ、国民の生活もこれによつてこそ初めて成り立つと思つておられます。かような点から考へまして、吉田首相も最初はきょうな考へになつておつたのであります。が、そういう考へ方を現在もお持ちになられるかどうか、またその行かない原因があるとすれば、それはどういふところに存するか、その理由の御説明を賜つておきたいと思つておられます。

○吉田国務大臣 お答えしますが、共產主義国であるから貿易をしないとか、あるいはまたイデオロギーが違うから貿易ができないというふうなことは全然考へておりません。その国の政治、思想がどうであらうが、貿易は別であるという持論は、いまなお堅持いたしておられます。また朝鮮、支那あるいは東南アジア等、隣国との間の貿易関係は努めて振興いたしたいと考へて、政府も極力これに対しては努力いたしておられます。お話の通り、隣国との関係は、貿易は別といひました。最も大切であるといふことは私もよく承知いたしておられます。ゆえに、貿易のみならず、隣国との間の善隣関係は、あくまでも増進いたしたいと思つておられます。

○山口(好)委員 私の郷里であります栃木県の特産品、佐野その他の同毛織業地と言われる地方であります。が、このいわゆる機械場におきましては、貿易の不振のために、今や倒産あるいは自殺の現状にあると言つても過言でない現状にあるのであります。毎日議会でいろいろ陳情を受けておられますが、さらに現実の問題として、かほかの事業に転換をしたい、そうしなければ、もはや生きて行けない、こういう悲痛な叫びが叫ばれております。このときにあたりまして、今のお考へであります。これはもう火がついておられます。考へておられる時期ではないに、断固行つべき時期であると思つておられます。この意味において、吉田さんにおかれましては、過般の閣議において、東南アジアの貿易だけでもこの際積極的に振興いたさなければならぬといふことをおきめになつたようでありまして、その後の東南アジア方面に対する貿易振興策の具体的な構想をお示し願ひたいと思ひます。

○吉田国務大臣 東南アジアとの貿易関係を促進するために、現在外務省において、その地方の事情に詳しい人を集めて委員会を組織して、その意見も十分聴取して、適当な方策を講じたいと思つておられます。またこれは、この内閣に限つたことではありませんが、従来も東南アジア及び極東一帯の地方に視察員を出すとか、あるいはまた関係領事館その他において、地方との間に接触を十分に密にせしむるとか、いふような処置は講じて来たのであります。けれども、何分相手国のあることであり、またごく率直に申せば、戦後の日本に対する国民感情は必ずしもよくはないのであります。戦争が行われた直後において、これは当然のことでありまして、その日本に対する反感もしくは悪感情が、まだ戦後幾ばくも時を経ないために、相当に残つておることは事実であります。この日本に対する反感、もしくは日本は危険な国である、侵略する国である、侵略国であるといふような感じが相当に残つておるので、この感情をぬぐい去るのには相当時をかける必要があればならぬと思ひますが、この感情を一変せしむるためにも、努力、注意を払つておられます。何分国民感情のごときは一朝一夕に直るものではなくて、よほどおの／＼国民が相互の間に努力しなければ、感情の一変といふことはむずかしいことではあります。ゆえに、多少時がかかることはやむを得ないのであります。時をかけたとしても、感情の融和には十分尽くして、やがてこの東南アジアその他の国との間の貿易関係が進むようになりたいと思ひます。そのためには、その国の事業を助け、あるいはその国の利益になることも政府としては考へもし、またできるだけの援助もし、好意を示すといふことが肝要であると思つて、いかにしてその国の発達を助け、あるいはその地方の事情に詳しい人、すなわちその地方の事情に詳しい人の知識も借りるべきである、借りなければならぬと考へて、その地方に経験のある実業家その他に委員になつてもらつて、そうして政府としては適当な措置を講じたい、こう考へて進んでおります。

○尾崎委員長 山口君、申合せの時間が大体……  
○山口(好)委員 まだ私の方はたくさん申合せの時間があるはずであります。  
○尾崎委員長 それでは、もう一問。よろしゅうございませうか。  
○山口(好)委員 あと二点、簡単に……  
○尾崎委員長 時間の都合がありますから……  
○山口(好)委員 それでは、もう一、

○山口(好)委員 ただいま総理より、貿易関係につきまして、貿易の不振は世界的である、いろいろな国際情勢との関係もあつて、今うまく行かないのであるという御説明がありました。が、ずつと前の、第一次、第二次吉田内閣の当時におきましては、吉田さんとしましては非常に勇敏に、たとい中共との貿易たりとも、あの国が赤であるが白であるが、貿易は別だ、赤であつても白であつても、わが国として必要な貿易は断固これを行うのであるという本会議における答弁もあつたわけでございますが、その後次第に様子がかわつて参つたのであります。これも国際情勢の変化だと言われるかもしれせんが、私の考へでも、そうした思想の赤とか白とかいふことと貿易関係とは別個に考へまして、しかも日本に最も近い、よき顧客であるところの中共、朝鮮、その他東南アジアなどの貿易に最近たいへん注意を払われるようになりまして、やはり貿易というものは、水の低きにつくがごとくに、近接した最も適当な国との貿易が最初に開かるべきことは、理の当然であると思つておられます。わざ／＼遠いところから同じ品物を入れ、あるいはその多いところの近い国々から原料を仰ぐ、あるいは品物をこちらから出すというふうなことが、水の低きにつくところの自然原理であると思つておられます。これによつてこそ日本の貿易というものは初めて振興せられ、国民の生活もこれによつてこそ初めて成り立つと思つておられます。かような点から考へまして、吉田首相も最初はきょうな考へになつておつたのであります。が、そういう考へ方を現在もお持ちになられるかどうか、またその行かない原因があるとすれば、それはどういふところに存するか、その理由の御説明を賜つておきたいと思つておられます。

○吉田国務大臣 お答えしますが、共產主義国であるから貿易をしないとか、あるいはまたイデオロギーが違うから貿易ができないというふうなことは全然考へておりません。その国の政治、思想がどうであらうが、貿易は別であるという持論は、いまなお堅持いたしておられます。また朝鮮、支那あるいは東南アジア等、隣国との間の貿易関係は努めて振興いたしたいと考へて、政府も極力これに対しては努力いたしておられます。お話の通り、隣国との関係は、貿易は別といひました。最も大切であるといふことは私もよく承知いたしておられます。ゆえに、貿易のみならず、隣国との間の善隣関係は、あくまでも増進いたしたいと思つておられます。

○山口(好)委員 私の郷里であります栃木県の特産品、佐野その他の同毛織業地と言われる地方であります。が、このいわゆる機械場におきましては、貿易の不振のために、今や倒産あるいは自殺の現状にあると言つても過言でない現状にあるのであります。毎日議会でいろいろ陳情を受けておられますが、さらに現実の問題として、かほかの事業に転換をしたい、そうしなければ、もはや生きて行けない、こういう悲痛な叫びが叫ばれております。このときにあたりまして、今のお考へであります。これはもう火がついておられます。考へておられる時期ではないに、断固行つべき時期であると思つておられます。この意味において、吉田さんにおかれましては、過般の閣議において、東南アジアの貿易だけでもこの際積極的に振興いたさなければならぬといふことをおきめになつたようでありまして、その後の東南アジア方面に対する貿易振興策の具体的な構想をお示し願ひたいと思ひます。

○吉田国務大臣 東南アジアとの貿易関係を促進するために、現在外務省において、その地方の事情に詳しい人を集めて委員会を組織して、その意見も十分聴取して、適当な方策を講じたいと思つておられます。またこれは、この内閣に限つたことではありませんが、従来も東南アジア及び極東一帯の地方に視察員を出すとか、あるいはまた関係領事館その他において、地方との間に接触を十分に密にせしむるとか、いふような処置は講じて来たのであります。けれども、何分相手国のあることであり、またごく率直に申せば、戦後の日本に対する国民感情は必ずしもよくはないのであります。戦争が行われた直後において、これは当然のことでありまして、その日本に対する反感もしくは悪感情が、まだ戦後幾ばくも時を経ないために、相当に残つておることは事実であります。この日本に対する反感、もしくは日本は危険な国である、侵略する国である、侵略国であるといふような感じが相当に残つておるので、この感情をぬぐい去るのには相当時をかける必要があればならぬと思ひますが、この感情を一変せしむるためにも、努力、注意を払つておられます。何分国民感情のごときは一朝一夕に直るものではなくて、よほどおの／＼国民が相互の間に努力しなければ、感情の一変といふことはむずかしいことではあります。ゆえに、多少時がかかることはやむを得ないのであります。時をかけたとしても、感情の融和には十分尽くして、やがてこの東南アジアその他の国との間の貿易関係が進むようになりたいと思ひます。そのためには、その国の事業を助け、あるいはその国の利益になることも政府としては考へもし、またできるだけの援助もし、好意を示すといふことが肝要であると思つて、いかにしてその国の発達を助け、あるいはその地方の事情に詳しい人、すなわちその地方の事情に詳しい人の知識も借りるべきである、借りなければならぬと考へて、その地方に経験のある実業家その他に委員になつてもらつて、そうして政府としては適当な措置を講じたい、こう考へて進んでおります。

○尾崎委員長 山口君、申合せの時間が大体……  
○山口(好)委員 まだ私の方はたくさん申合せの時間があるはずであります。  
○尾崎委員長 それでは、もう一問。よろしゅうございませうか。  
○山口(好)委員 あと二点、簡単に……  
○尾崎委員長 時間の都合がありますから……  
○山口(好)委員 それでは、もう一、



政府から何らかの交渉がありました場合に、その交渉の内容によつては、MSAの援助を受けるという心構えもあるとわれ／＼は理解してよろしいのですか。

○吉田内務大臣 解釈はこつてでありませんが、ただいまのところは何ら承知いたしておらないから、これに對して期待をかけるとか、希望を持つとかいうことは、お答えができません。

○川島(金)委員 これ以上議論しても何だと思ひますが、政府はこの問題について、目下のところではむしろ消極的であるかのように粉飾をしておるようであり、これを、われ／＼は知つております。

そこで、次にお尋ねいたしますことは、總理も御承知の通り、日本の最近における経済の体制というものは、何と言ひましても朝鮮ブームによる特需に半ばささえられているという事柄だけは、まことに残念ながらいなめない事実である、私も信じておるわけであり、ところがこの問題について、最近朝鮮の平和的曙光をめぐり、この特需がもし急激に減るようなことがありますれば、日本の経済にとつて重大な影響がもたらされることは、これもまた言うまでもないのであります。そこで、一部の財界では、この問題について重大な関心を払つて参りました。ところが選挙中——四月の半ばごろと私も記憶いたしておるのでありますが、この特需の問題について、ワシントン筋から、将來三箇年間にわたる間においては、少くとも特需は現状維持の程度において持続するであろうというような声明が出され、また駐日大使館からも、その声明

を裏づけられるような声明が出されたのであります。この問題は日本経済にとりましてきわめて重要な問題でありますので、ワシントン筋がそのような声明を出したからには、さだめし日本政府に對しても、事前において、あるいはその後において、何らかの連絡があつたものと常識的に判断をいたしたものであります。その点についてはワシントンを通じて、内示等のごときものがあつたかどうか、その点はいかがですか。總理から御答弁願ひます。

○吉田内務大臣 主管大臣の方がもっと正確でありまから、詳細は主管大臣からお答えをいたします。

そこで、今の二箇年の間特需を継続するということは、これは米政府が、今お話のように、日本の現状において、あるいは貿易の現状において、特需が非常な役割をしておる、このために、もし特需がなくなつた場合には、どうしようもないことを国民が自然懸念するであろうと考へて、米政府の好意によつて、こういう声明をせられたものであろうと思ひます。ただ、私がここで戦争がやむことはけつこうであります。できれば休戦が成立するように希望いたします。しかし、休戦が成立したからといつて、ただちに特需がなくなることも考へられないのであります。たとえば、米政府としては朝鮮の復興のために相当の力をいたすように見えるのでありますから、特需が違つた形において——今日までは主として弾薬その他の兵器の特需であります、この特需が朝鮮復興の特需になること

もあり得ることありますから、休戦が成立した、そうしてそのために特需がなくなり、日本は困りはしないかというところは、これは杞憂にすぎないのではないかと考へて、形がかわつた特需が出て来ると私は期待いたします。しかし、交渉の経過等については——交渉といひますか、米政府等の声明の経過等については、外務大臣からお答えいたします。

○岡崎内務大臣 これは、休戦談がだん／＼進行して来まして、一方は、今總理の言われましたような、特需が減るであろうという心配も国内いろいろ／＼ありまして、われ／＼として、ただ特需にたよるといふ経済政策は、好ましくないのは当然であります。が、今までの急激に変化するということは、またこれ経済界に打撃を与えるものでありますから、この点をアメリカ政府にもよく話をいたしました。確かめたわけであり、その結果、御承知のような声明がアメリカ政府から出たというのが実情であります。

○川島(金)委員 時間がありませんから、最後に簡単に一言お尋ねしておきたいと思ひます。

昨日總理は、この委員会の席上で、前国会で政府が上程いたしました警察法改正の問題について、それが不成立に終りましたので、今国会にもあらためて警察法の改正案を出すという旨を言明されたのでありますが、この警察法の改正の問題と相俟いまして、われわれが重大な関心を持つておられるのは、世に五大反動立法と言われておりますうちのスト禁止法、あるいは独占禁止法の改正、あるいは義務教育学

校職員法の問題、こういった法案を、政府にいたしましてはさらにこの国会へ再提出をするという方針でありますかどうか、その点について總理から伺つておきたいと思ひます。

○吉田内務大臣 この前の国会に、政府が特に意を用いて、重要法案なりとして、提出の必要を認めて提出いたしましたのであります。ゆえに、同じ改正の必要はいまなお存在いたしておりますから、私としては提出したいと思つております。新内閣になつてから、閣僚の間でまだ十分話し合つておりませんが、私としては提出したいと思ひます。但しその形は、新大臣の考へ方もありましようから、内容において幾らか変更を加えられることがあつても、法案としては提出したいと思ひます。

○尾崎委員 黒田壽男君。

○黒田委員 ただいま議題になつております案件は、国の緊急の必要があり、その集會においてとられた措置について衆議院の承諾を求めた案件であります。そこで、諸君の基準は何かということをお尋ねいたします。第一には、緊急集會において一定の措置がとられたことが、憲法上の要件を具備していただくかという点にあると思ひます。第二は、緊急集會においてとられた措置の内容が、立法上及び財政上適切であつたかどうか、この点にあると思ひます。今日は時間が制限されておりますので、私はこの第一の点に關連いたしました質問をいたしてみたいと思ひます。

緊急集會を求めると、衆議院が解散せられて、その存続が消滅に歸しておられますときに、新たに立法措置あるいは財政措置を講ずべき緊急の必要を生じ、しかもその必要に應ずるために選挙後の衆議院の成立を待つことができない、こういう事情にあることであると私は考へます。さてそのように考へておいて、今回衆議院に事後承諾を求めておいてはなりません。案件の場合を考へてみますと、私は、この要件を満たしてはいないという重大な疑いがあるかと思ひます。どこに問題があるかと申しますと、本案件の場合にとられた措置というものが、はたして緊急の必要があつたということに該當するかどうか、この点に私は非常に疑問を持ちます。私は、結論としては該當しないというように考へるのであります。

そこで、緊急の必要という場合の緊急とは何かということをお尋ねしたいと思います。第一は、緊急といふためには、次の二つの条件が必要であると思ひます。第一は、衆議院解散の當時には全然予期せられなかつた事態が発生したために、何らかの立法上または財政上の措置をなす必要が生じたこと。第二は、その必要に應ずるためには、選挙後の衆議院の成立を待つことができないという事情にあること。私は、これが緊急といふものの内容であると考へます。

そこで、この第一の場合の問題にしてみましたと思ひます。本件の場合に、緊急集會においてとられた措置であるところの四及び五月の暫定予算の措置その他四件の立法措置は、吉田内閣の不信任案が去る三月十四日に衆議院を通過した当時、こ

せられて、その存続が消滅に歸しておられますときに、新たに立法措置あるいは財政措置を講ずべき緊急の必要を生じ、しかもその必要に應ずるために選挙後の衆議院の成立を待つことができない、こういう事情にあることであると私は考へます。さてそのように考へておいて、今回衆議院に事後承諾を求めておいてはなりません。案件の場合を考へてみますと、私は、この要件を満たしてはいないという重大な疑いがあるかと思ひます。どこに問題があるかと申しますと、本案件の場合にとられた措置というものが、はたして緊急の必要があつたということに該當するかどうか、この点に私は非常に疑問を持ちます。私は、結論としては該當しないというように考へるのであります。

そこで、緊急の必要という場合の緊急とは何かということをお尋ねしたいと思います。第一は、緊急といふためには、次の二つの条件が必要であると思ひます。第一は、衆議院解散の當時には全然予期せられなかつた事態が発生したために、何らかの立法上または財政上の措置をなす必要が生じたこと。第二は、その必要に應ずるためには、選挙後の衆議院の成立を待つことができないという事情にあること。私は、これが緊急といふものの内容であると考へます。



なるほどさうになつておりました、若手日本語の方とニュアンスが違うという見方も私はできると思ひます。ただ、言うまでもありませんが、日本国憲法は、日本語によつて、この文章によつて当時の帝國議會に付議せられ、三分の二以上の多数をもつて可決されておるわけでありませぬ。この解釈あたりましては、あくまでも、われ／＼日本人といつたしましては、日本語によつて解釈すべきであらうと思ひます。それから、この条文のどこに、秘録めいたものがございますが、少くともこの五十四条に關する限りは、純然たる和製の条文でございます。われ／＼が書きました、それを英語に翻訳したものであるということをお参事までにつけ加えておきます。

○尾崎委員長 ちよつと黒田君に御了解願ひたいと思ひますが、御質問が主として法制局長官に對してのようでありませぬ。先ほど理事會の申合せで、總理は四十五分ということになつておりますから、その点御了解願ひます。  
〔總理が答へられないから法制局長官が答へておるのだと叫び、その他発言する者あり〕

○尾崎委員長 今質問者に御了解願つておりますから、しばらくお待ち願ひます。  
○黒田委員 私は、法制局長官に對して、ただいまの御答弁に對する私の考へ方を簡単に申し上げまして、さらに最後に締めくくりとして、總理に簡単に御質問申し上げたいと思ひます。  
今、先例の点についてお話になりましたが、私は、その先例に実は疑問を

持つておりますので、先例があるからということには、私どもの考へ方の核心に影響を及ぼすものではないと思ひます。それから、突発事件に限られぬ、あらかじめ予想されておる場合も含むと申されましたが、たとえ天然災害が起つて来るような状態がある、しかしまた大きな災害が現実には発生してない、けれども発生するかも知れない、そういう場合に解散が行われて、不幸にしてその後遂に大きな災害が発生し、予備金だけではまかなえないというような場合に、予想せられたことではあるけれども、これはあらかじめ衆議院の予算措置を求めるといふことは法律上不可能でありますから、かような場合は、予想されておつたことと、しかし緊急集會の議に付して予算措置を講じなければならぬといふ場合の例になり得ると思ひます。けれども、今回のような場合を合憲的であるとあえて強弁せられますならば、私は、それには承服することができない。これは意見の相違ということになると思ひますけれども、さうなことになる、衆議院輕視の慣例をつくることになると、そうでなくとも、はなはだ失礼でありますから、總理の過去の二回の解散のやり方において、はたしてそれが衆議院を尊重する方法であつたかどうか、これは國民に多大の疑惑を持たれておる。私は、吉田内閣が衆議院を輕視するやり方の一つの現われが、この緊急集會のやり方であつたと思ひます。具体的に今回のごとくあらかじめ予想される場合において、あえて憲法の規定を無視して、衆議院の議に付きなないで參議院の緊急集會に付したことは、私は、何と申しましても憲

法に對する重大な違反であると思ひます。しかし、これも意見の相違ということになりましようし、きょうは時間がございますから、これ以上申し上げません。ただ、先ほど社会黨の田中君からも御発言がありました、日米通商條約というような重大な條約に不信任案通過後政府は調印してある。こういうことを片一方ではやりながら、不信任案通過後の政府の権限についてまた別な考へをお述べになるといふようなことは、法制局長官のお話の中に自己矛盾があると私は考へます。私は法制局長官を尊敬しておりますけれども、どうも局長は時の政府に都合のいいような解釈をとき／＼なさいませぬ。これは私非常に残念に思ひます。今日は時間ありませんから、これで私の質問をとめておきます。

○尾崎委員長 それでは午後一時三十分より再開することとし、暫時休憩いたします。  
午後二時開議  
○尾崎委員長 休憩前に引続き會議を開きます。  
質疑を続行いたします。中村梅吉君。  
○中村(梅)委員 主として、私は外務大臣に聞きたいと思ひますが、なるべく早く出席してもらつたように委員長からおとりはかり願ひます。便宜上続行いたします。  
私は、戦犯者釈放の問題について、政府の所見をただしたいと思ひます。これは非常に緊急な事柄で、暫定予算編成の上においても大いに考慮すべき事項だと思ひます。現在果嶋にも七

百五、六十人の人がまだおられるわけでありませぬが、講和発効前には大休月に五、六十人程度の仮釈放、パロールがあつたわけでありませぬ、ことに講和発効直前には、一箇月に百十何人の仮釈放を見た月もあるわけでありませぬ。そしてこの戦犯者の諸君は、講和の発効を一日千秋の思いで待望しておつたわけでありませぬ。ところが、講和が発効してみますと、まづたく仮釈放すらも行われぬ現状になつてしまつて、今日非常に失望しております。ことにまた、立太子の式典に際しては、一般犯罪人は減刑、赦免その他の恩典に浴しておるわけでありませぬが、この戦犯者の諸君には何らその恩典が及んでいないのであります。かような状態で、日本が獨立して以来、戦犯者の諸君は全面釈放を政府にも強く要望いたしまして、なるほど政府でもその点について努力をせられたようでありませぬが、最近聞くところによりますと、全面釈放の見込みがないといふような結論に達したといふこととありませぬが、その点どういふような諸外國との交渉経過になつておりますか、それを明らかにしていただきたいと思ひます。

次に、統いてお尋ねをしますが、なお全面釈放の見込みがない、あるいは薄いといふことから、個人審査することになつて、法務省ではその個人審査を始めておるようであります。法務省のある局長から、これらの戦犯者の諸君に對して、本年六月一ぱいで個人審査を完了する見込みであるといふ話が伝達されておるそうでありませぬが、しかしながら、まだその個人審査の段

階は事務官の下調べ程度であつて、三人の委員會ができておつて、その委員の人たちが個人審査を完了するのはいつになるかわからないといふような点で、あの諸君は非常に心配をしておるわけでありませぬ。この問題の心理的及びぼしておる大きな問題は、戦争中指導階級にあつた人たちが、今日ほどしどし追放解除になつて、關係の地位にも列しておる。おそらく現在の關係のうちでも、戦争に積極的協力をしたかつたといふ人をおけるならば、吉田總理ぐらゐのもので、あとの諸君は、關係の諸君といへども戦争には積極的に協力した、いわば指導階級の人である。それらの人たちが復活をして堂々とやつておられるにかかわらず、その指導階級の下に屬して、命に服して、これ國家のためであるといふことで働いた者が、三十年、長くは五十年の刑あるいは無期の刑といふような刑罰を受けて、それがまつたく見通しがつかない。占領が解かれて獨立した今日といへども、見通しがつかないのみならず、まつたく失望の状態にある。政府の大任諸公もしばしば、果嶋に來られまして、大いに努力しておる。しばらく待つておれ、こつた言うのであるが、その努力をしてきておるころの経過が少しも明らかにされておるのではありません。非常に失望しておるのであります。なるほど、法務省では非常に直接に御尽力をくださつておることを、戦犯者の諸君が感謝しておるようでありませぬが、どうも外務當局の方の外交交渉の段になりませぬ、それが運んだのか運ばないのか全然わからぬといふわけでありませぬ。こつた言う点につきまし

ても、この際私は事態を明らかにして  
いただきたい、かように思います。  
○大藏國務大臣 中村さんにお答え申  
し上げます。

外国との交渉の關係は後ほど外務大  
臣より御答弁があると思いますが、法  
務省に關する問題といたしまして、私  
より御答弁をいたしたいと思ひます。

お話の通りでありまして、ただいま  
法務省に對しておほめのお言葉をいた  
だきました、それは当りません。努力  
力が実を結んでおほめの言葉をいた  
だくべき筋合ひでありまして、問題の解  
決してない点は共同責任でございます。  
お話のございましたように、今でも  
諸外国に對して全面釈放を勧告いた  
し、立太子式の盛典に際しても、す  
でに御承知のように、諸外国に對して強  
くその解決を求めたのであります、

一、二の國を除いては空気がさほど悪  
くないようでありまして、遺憾ながら  
はつきりした返答をまだもらえない次  
第でございます。ここで率直に私ども  
の悩んでいる点を申し上げたいのであ  
ります、全面釈放、海外の戦犯の方  
に帰国していただくよう実現させると  
いうことに努力いたします、海外で  
は、日本に帰してもいいが、帰すと非  
常に優待するから躊躇するとい  
うような、直接公の意思表示ではあり  
ませんが、そういうことが伝わって  
おる。きりとして海外の方々に早く帰つて  
いただくために、今中村さんの御指摘  
のようないろいろの事情で、果敢に入  
つておる人をこれ以上厳格にするとい  
うことは、またこれは國民の情として  
も、事実問題としても、むずかしいこ  
とでありまして、これが私どもの仕事  
として非常にやりにくい点でございま

す。せめて今果敢に入つておる人たち  
の氣持を何とかして明るくし、また家  
庭に對する深刻な心配も軽くしてあげ  
ようということになりまして、海外に  
残つておる諸君に多少解かないでもな  
い。この問題で実に私どもは悩んでお  
るわけでありまして。ただいまお話の個  
人審査の基礎になつておるものは、  
御承知のように中央更生保護の委員  
会でありまして、これは三人の委員を  
つてやつておられます。私最近感じま  
したの、この三人の委員は非常にりつ  
ぱな方でありまして、果敢に入つてい  
る人及び海外に行つておる戦犯の方  
からいふと、もつと身近かな境遇にあ  
る人を委員に加えてくれないうとい  
う話もありまして、これももつともな  
ことであつて、このたび新しく就任  
いたしました以来いろいろ研究いたした  
のであります、この委員会の人数と  
いうものは法令で定まつておるま  
で、これを改正するにはまた日がか  
かるし、若干ふやすというにも問  
題がありますので、果敢の人及び海外  
にまだ残つておる人の家族等が身近に  
親身に考へてもらえる人のうちの適任  
者を、何かの形でこの委員会の會議に  
助言ができるような程度に、早急に実  
現したいといふふうを考へてお  
るのであります。外務大臣が見えま  
したから、そちらから詳しい御答弁があ  
りますが、私の範圍でまだ足らざるこ  
ろは、つけ加えていつても答弁を申し  
上げたいと思ひます。

○中村梅委員 現在果敢におる者だ  
けでも、パロールの有資格者は大体三  
百数十名、約半数に上つておるそう  
であります。占領中においては、このパ  
ロールの有資格者になつた者は次々と

釈放されてきた。占領が解かれて獨立  
して以來は、それが行き詰まつてしま  
つて、三百数十名が残つておるにか  
わらず、これらの諸君は仮釈放を受け  
ることができない、こういう現状にあ  
るわけでありまして、これは、主とし  
て私は外交交渉の結果にあるんじやな  
いかと思つておる。なるほど獨立をし  
ましてGHQがなくなりましてから、  
各個別の相手国に手続をする以外に方  
法はないわけでありまして、どうも察  
するの、個別の各國に一応の書類上  
の手続は日本から發送いたしましたも  
も、各國とも、そういうものを一体そ  
の国のいかなる機關で取扱つてしま  
るべきかという取扱ひの責任者すらも  
からないで、そのまま書類が放置され  
ておるといふ現状にあるのではないだ  
らうかと言われたいのであります。

確かにそういうことはあり得ると思  
うのであります、しかしとすると  
ば、すでに日本からも外交使臣が各國  
に駐在しておるのでありますから、そ  
の相手国に折衝をいたしまして、相  
手国でしかるべき委員なり機關なりを  
つくつてもらつて、そうして早くその  
日本から手続された書類が処理され  
して、パロールの有資格者になつてお  
る人たちが順調に釈放されるような手  
を当然打つべきだと思つておるであ  
ります。オランダに行かれました岡本大使  
などは、出發前にあつた委員と會つ  
たのであります、その際、行つたなら  
ば大いにひとつ努力をすると言われ  
た。オランダ關係は非常に人数が多い  
關係もありまして、みんな非常に期  
待しておつた。岡本大使は、非常な熱  
意を表明して、大いに努力して何とか

至急に解決するようにすると言われて  
行つたが、行つてしまつたら行つたき  
り、どういふ交渉をされたのか、どう  
いうことになつておるのか、ちつとも  
われわれにはその情報を得ることがで  
きない、こういう状態にあるわけ  
であります。これらについて外務大臣  
は、所管大臣としてそれらの交渉の経  
過をよく御存じだらうと思ひます。大  
いに今後外務當局として力を注いで努  
力をしてもらわなければならぬとい  
つて、現在までのこうした問題につ  
いての外交上の關係がどうなつてお  
るか、この際私はそれを承りたいと  
思ひます。

○岡崎國務大臣 私、假釈放等が  
かばかしく行かないのはまことに残念  
でありまして、言われるまでもなく、  
過去においても何回となく機会を  
つては、当地の代表者に話をいたして  
おりました。また在外の大使等は、訓令  
を待たずして、いろいろの機会に実情  
を訴えて話をいたしております。た  
だ、昨年獨立後かなり長い間、今おつ  
しやつたように各國に取扱ひの機關が  
できていなかつたことは事実であり  
ます。これについてもいろいろ話をいた  
しました結果、御承知のようにアメリ  
カが一番早くできて、アメリカだけ  
は、十分とは言えないまでも、今日ま  
でたしか五十八件の假釈放を言つて來  
たとと思ひます。その他につきましても  
ずつと話をいたしておりました、たし  
か聞くところによりまして、オランダ  
は当地の大使館の中に委員會をつ  
つて、その報告によつて本國でできる  
というふうな組織になつたようであり  
ますが、その他の國々は、アメリカと同  
様に、本國の政府の中に委員會をつ

ることがすでに大分前にきま  
りまして、すでに日本側の書類は審査を行  
つておるのであります。できるだけの早  
ういふことを実現したいと思つて、  
今後とももちろん努力はいたします。  
またフランス側などは、ずいぶん早く  
から非常に好意的な考慮を加えてもら  
えるようなふうになっておりました  
が、実現が遅れておりました。遅れてお  
ります、聞くところによりまして、  
と、すでに国内的な手続は済んだよう  
であります。おそろく相当早い期間  
に、相当程度の減刑が行われるのじや  
ないかと思つておられます。また正式に  
何も申し込んで来ておりませんが、  
ここで申すのは差控えますが、強く  
期待をいたしております。さらに在  
外、つまりフィリピンとかマヌス島に  
おる人々につきましても、先般二十何  
名がマヌス島から帰ることになりまし  
て、これは大阪商船の船を特別もち  
にまわすことにいたして、たしか予備  
費をそれに充當することにしておら  
つたわけでありまして。今後毎月数名づ  
つマヌス島から帰れるようになるの  
じやないかと思つておられます。ただ困  
難なことは、かりに一、二名とか二、  
三名のときに船をわざ／＼マヌス島に  
まわすといふことになると、非常に多  
額の経費がかかりまして、これに悩  
んでおるようなわけでありまして。もし  
三箇月に一ぺんくらいずつ固まつて大  
勢であればよいのですが、それでは、  
先に釈放され得た人が一箇月も二箇月  
も待つていなければならぬといふこ  
とになつて、はなはだ氣の毒でありま  
すので、経費の点とにらみ合せてどう  
いうふうにするか、いろいろ今漳州と  
話をいたしてあります。これは少数で

第二類第一号 昭和二十八年五月二十六日

はありますが、毎月かあるいは隔月くらいに少しずつ帰れるように、今後ずっとなるのではないかと思っております。またフィリピンの方の話もいろいろ従来から伺っておりまして、このごろ大分事情も変わつて来ておりますから、いろいろ機会もありませんし、けれども、何か特にいい機会に、たとえばこういうことをここで私から申すとはなはだおもしろくないかもしれませんが、独立記念日とかいろいろ記念日もございますが、そういう機会に、何かさらに特段の措置が講ぜられたいと思ひまして、いろいろとたたいま努力をいたしております。効果の今まで上らないことについては、私どももまたここに残念に思つておりますが、今後ともできるだけ努力をいたすつもりでいるような次第であります。

○中村(徳)委員 それから、近くイギリスの戴冠式が行われることになつておりますが、彼らは講和の完成を大いに期待しておつたが、それがまつたく望みと相反したということになつてしまつた。さらに日本の立太子式典を期待しておつたが、これも戦犯者には何らの恩恵なくして終つてしまつた。今彼らが望みを託しておるのは、イギリスの戴冠式の式典を機会に、イギリス関係の戦犯だけでも何らかの恩恵に浴する道があるのではなからうかということ、非常に希望しておるようでありまして、これについて外務当局でしかるべき考慮が払われているかどうか、あるいはイギリス政府に向つて何らかの折衝が行われているかどうか、この点を次に伺ひたいと思ひます。

○岡崎國務大臣 この折衝につきましては、非常に微妙な関係がござります

て、相手側としては、日本側の要求によつてやつたというよりも、先方が自発的に考へてやつたのだというところを常に強く主張しております。従ひまして、どういふ交渉をしたかということについては、ここで申し上げることをお許し願ひたいのですが、在外の大使は、常に機会を見て、たといさういう大きな機会でなくても、かりに小さな開題の機会にでも、この戦犯の釈放もしくは仮出所については努力することに、一般的な訓令も出ておりますし、事実やつております。こういうめたい機会を決してのがすようなこととはないと申し上げられるわけでありませぬ。ただ、お断りしておかなければなりません。これは占領中でありましたけれども、フランス側で、七月十四日の独立記念日のときに、滅刑を行つたことがあるのであります。ところが、その滅刑が実際に行われたのは、たしかその年の十一月の終りだつたが、十二月の初めだつたかでありまして、七月十四日を記念してといふのが、ずつと手続きその他の関係で遅れておるのであります。かりにこういう何かの機会において措置がとられるとしても、日本の考へのようなことは、日に発表になるというようないふことはよつとないのじやないかと思ひます。しかし努力はずつと続けておるはずであります。さよう御承知を願ひたいと思ひます。

○中村(徳)委員 どうもあの人たちの感じは、直接接しておる法務省では、いろいろ資料をつくらつたり、努力してくれておるが、外務省の方まで行くと、ぼけてしまふ、ないしはさらに外務省から出先の外交使臣の方へ行けば、さらにぼけておからなくなつてしまふ、こういうふうに考へておるようであります。ただいま外務大臣の説明を聞きまして、いろいろな角度から努力しておられることは私もよく了解いたしました。しかしながら、あそこにおる諸君は、最近も一人逃亡者が出てきて、その逃亡者がいまだ発見をされないというので、当面の責任者は非常に苦慮しておるようであります。そういう逃亡者が出て来るということも、終身刑あるいは三十年、五十年という刑を受けて、さてその戦犯なるものがどういふ結果になるか見通しがつかないという、実に焦燥の気分から起つて起つた逃亡だろうと私は思つたのであります。そういうような事態が今後とも起らないとは保証できません。従ひまして、その焦燥の気分から起られておるあの人たちに対して、もちろん外交上のことを一切説明するわけには参りませんが、かような努力をしておる、かような順序で運んでおるといふことかえないう限りで、あそこの集積の在監者については、ちやんと委員の組織もありまして、それ／＼有識階級の人たちでありますから、言つて悪いことではないと言へないといふことで、できるだけ機会を見て、しばしば御説明になつておるべきだと思つております。その方が管理上管理の適切を得られると思つておる。もし現在のような焦燥にかられた気分でおれば、そういうような逃亡者が次々に現われたりして、ますます管理の責任者というものは事態に窮すると思つたのです。そういう点について考慮を煩わしておきたいと思つたのです。

は、戦争裁判というものは——戦犯者の諸君もその点を言つておられるようでありますし、われ／＼考へましても、一体戦争犯罪というものはどこから出て来るのか。国際戦争法規という古い条約があつて、この国際戦争法規によつて処罰をすべきものとされておるの、凶悪兵器を用いた、あるいは残虐行為を行つたという、非常に限定されたものだけになつておると私は思ふのです。われ／＼も、古い時代に学んだこととありますから、国際戦争法規の逐一の内容は現在承知してありますが、日本は敗れて管理を受け、なるほど日本は敗れて管理を受け、あるいはいつた点についても外務当局はどういふ見解を持つておられるか。その見解をそのまままづまけて、関係各国に当るといふ立場でも現在ないかもしれませぬが、一通りのじつかりした理論を持つて、われ／＼はやはり人道に立脚して対折衝をやつて行くべきものだと思つたのです。常に弱腰で正しい主張もできないといふような存在であつてはならないと思つたのです。私は、この意味において、戦争犯罪に関する国際戦争法規の上から見た法律的根拠、こういう点について外務大臣の所見を最後に承つておきたいと思ひます。

○岡崎國務大臣 まずお断りしておきますが、初めの御意見につきまして、私もまつたく同意でありまして、果嶋の人たちが、あるいは外国にいる人たちが、非常に焦燥の気分から起つておるというの、これはよくわかることとあります。従ひまして、お話のような努力は今後も継続して参ります。私も教回果嶋に参りまして、自分

でいろいろ／＼な人に会ひまして、また外務省としては官房長がこの担任でありまして、常時行くことになつておりました。行つておられますが、官房長はほかにいろいろ忙しい仕事がありまして、これだけにかかり切つておられませぬ。そこで最近の機会に、この問題だけを専任する相当高い地位の者を、任命というのには諸弊がありますが、指定して、そうして果嶋の方にも常時行くし、またその結果を各国の大使等にも十分説明して、できるだけ双方の理解を深めるようにいたしたいと思つて、今人選を考へておる最中でありませぬ。お話のような趣旨で、できるだけいたすつもりであります。

なお、この戦争戦犯と申すものでも、今おつしやつたのは主としてA級戦犯の問題であつて、B、C級は、事実が間違つておるとか、審理がいかげんであつたとかいふ議論は別として、形式的には少くとも戦時国際法なり、ジュネーヴの捕虜の待遇に関する条約等に違反したと考へられる人なのであります。A級のいわゆる戦争責任を追究されるということは、普通従来の国際法ではなかつたわけでありませぬ。それが、第一次欧州大戦の後から、カイザーの処置問題等を契機として、だん／＼起つて参りまして、今度の戦争中にはソ連の主張もありませんし、戦争責任者の追究ということが非常に強く出て来たのであります。いわば新しい国際慣例にならんとするやうな実情であります。これに對する法理論はいろいろあるだろうと思ひます。また、もちろんわれ／＼もいろいろの意見を持つておられます。ただ日本の場合におきましては、ポツダム

でいろいろ／＼な人に会ひまして、また外務省としては官房長がこの担任でありまして、常時行くことになつておりました。行つておられますが、官房長はほかにいろいろ忙しい仕事がありまして、これだけにかかり切つておられませぬ。そこで最近の機会に、この問題だけを専任する相当高い地位の者を、任命というのには諸弊がありますが、指定して、そうして果嶋の方にも常時行くし、またその結果を各国の大使等にも十分説明して、できるだけ双方の理解を深めるようにいたしたいと思つて、今人選を考へておる最中でありませぬ。お話のような趣旨で、できるだけいたすつもりであります。

宣言の前文に書いてあります。また平和条約の十一條に規定がございするから、法理論は別として、現在の状況としては平和条約の條項を遵守する立場にあるわけであり。但し事実問題としては、平和条約ができて一年余りであり、戦争が事実上終つてからはもう八年近いのであります。もういいかげんにこういう問題は解決する時期ではないかという感じは、もちろん私も持つております。従つて、各国にもその点を十分話をいたしました。できるだけ早い機会にこの戦犯の問題は全面的に解決したいし、またすべきものだと思つて努力いたすつもりであります。

○中村(梅)委員 先ほど外務大臣がお見えになる前の話では、全面開放の要望というものが、政府としても、外務当局としても、世界各国に対して努力されたのであります。その努力の結果が、見通しが不可能に陥つたというふうなふうな伝えられておりますが、外務当局としては、この全面開放の運動といふことが、関係諸国に対する要望が絶望と考へられておるか、あるいはさらに努力の余地がまだあるのだという意味で引き続き努力をせられたいと思つて、これを聞いておきたいと思つております。

○岡崎國務大臣 私は努力の余地は十分あると思つております。この方面に引き続きやってみるつもりであります。ただ、この問題だけにかかつて、ほかのものをほり出してよくような印象を与えますと、仮釈放の時期が来てくる人も、全面開放の問題がもう目の前にあるのだから、お前の方もそれを強く希望してあるのだから、この方は

たな上げにしてこつちの問題をということになりますと、せつかく時期に来ている者がおそくなりましますから、そこで仮釈放なり減刑なりできる者はどんどん進めて行く、それと並行して全面開放の方をやる、こういうつもりでやっております。

○尾崎委員 中曾根康弘君。○中曾根委員 本質的な問題は本予算の際にお尋ねいたすことにいたしました。きょうは二点についてお伺いいたします。まず岡崎外務大臣にお尋ねいたしたいと思つて、ただいまの岡崎外務大臣の御答弁を承りますと、前会よりも非常に積極的な氣魄を感じまして、その態度外交を私試しようとする御努力は、われわれは非常に慶賀にたえないと思つております。こいねがわくは、躍進外交といふところまで行つてもらつて、社会党左派あたりから不信任騒ぎなどを起されたいように、ぜひ御努力をお願いしたいと思つております。そこでまずお尋ねいたしたいと思つて、きょうの日本タイムスあるいは毎日新聞を讀んでみますと、MSAの問題がかなり大きく出ております。日本タイムスを讀んでみますと、すでに日本の官憲が非公式なタツチを開始してある、こういうふうな書いてあります。新聞の記事でありますから、うそかほんとうかわかりませんが、おそれるそれは当然そうあるべきであつて、タツチしてないかというものが變な話だと私は思つております。そこで外務大臣としての所見をお伺いしたいと思つてはいろいろ、まだ推察臆測が行われておつて、相手の申出を聞かなければ

ばわからないところがあります。しかし大體の見当はついておると思つて、そこでまずお尋ねいたしたいと思つて、このMSAによる協定といふものは、安保条約と別個のもので、全然切離されて行われるものかどうか、あるいはある部分においては安保条約が適用されるか、つまり共同的に使われるようなところがあるのかどうか、この点をまずお伺いいたしたいと思つております。

○岡崎國務大臣 これは、実は政府としては、非公式にも交渉というふうな形のものはまだいたしておらないのであります。しかしもちろん、いろいろの資料を集めたり、各国の例を見たり、材料を収集しておることは間違いないであります。ただいま研究中というべき段階であります。そこでまた実際の話合もいたしてあります。MSAの適用といふものはかなり幅が広いのであり、われわれの研究では見られるのでありまして、必ずしもこうであるか、ああであるか、従つて、話をしてみなければどうなるかといふことはわかりませんけれども、今おつしやつたような安保条約の前文等に関連が出て来ることも、当然あり得ると想定されるのであります。

○中曾根委員 当然関係して来ることはあると思つております。MSAの内容には、軍事的な要素とか、あるいは経済的な要素があり、あるいは技術的な要素が含まれておるやうにわれわれは承知してあります。従つて、安保条約といふものには軍事的要素が大部分含まれておるのであつて、それとの関係なしには行われたいと思つて、つまり

軍事援助という形が出て来れば、日本の自衛力漸増とひつからまつて来るのであります。そうなりましますと、安保条約の施行細則であるところの行政協定、そういうものが、このMSAに適用されるか、何かの關係を生ずるか、こういう問題も行われるので、国民も大分それを心配しておる。この点については、岡崎國務大臣はいかなる見通しをお持ちでありますか、お尋ねをいたしたい。

○岡崎國務大臣 安保条約には自衛力の漸増を期待するという文句がありまします。これを今申し上げたのであります。が、しかし、實際上に關連されるかどうかは、これは別問題、実際に話してみなければわからない話であります。また今のお話は、MSAの援助をどうかか受けるんだという前提のもとでお話のようでありましますけれども、それとまたきまつておられないわけでありまして、この点はあらかじめ御承知を願つたいと思つております。

そこで、行政協定につきましては、これは御承知のように日本に駐留する米軍の地位に關する協定でありまして、その他の問題は含んでおりません。従つて、私のたいたいままで、まだ実際に話をしておりませんが、ただいまは申し上げられませんが、ただいまの氣持では、行政協定には關連がないであらうと思つております。

○中曾根委員 そうしますと、MSAの適用を受ける際には、当然別個の協定が必要とされるやうなふうにお考へをお持ちのやうに聞いております。そうすると、安保条約のほかに別個の

條約なり協定を結ぶということが前提であつて、そしてその実施については、さらにまた別個の施行細則的な協定を結ぶということになると解釈してさしつかへございせんか。

○岡崎國務大臣 これはアメリカ側から援助を受ける場合を想定してのことでありまします。そういう場合には、おそれる援助を受けることについての協定がござい上るものと思つております。これもまだ正確には申し上げる段階ではない。私の想像といひますが、感じといひますか、そういう種類のことでお答えしておきます。

○中曾根委員 私が行政協定の内容を持ち出したのは、行政協定の内容は國民の權利義務に關するところが非常に多いわけでありまして、たとえば財産權に關するところも非常に多いと思つて、たといは商行為についてもあります。そうすると、MSAの關係についても、ある発注を行うとか、それに対する商議を行うとか、そういうやうな問題は商法その他の商行為に關するところが出て来るわけでありまして、その部分が現在の行政協定から来ておる。実施規則によつて行われるものでは、國民としてまたらぬといふこともあるわけでありまします。それらを心配して申し上げておるのであります。言いかえれば、MSAが適用されるならば、今までの行政協定の水準とは異なつた、日本の地位をより有利ならしむるやうな立場において、別個の協定なりその他が行われなければならぬ、このやうにわれわれは考へております。御存じのやうに現在の情勢を見て来ると、経済的

には世界経済の見通しはマイナスの方  
向へ進んである。日本の前途は楽観を  
許しません。特に貿易の数字を見て  
も、日に日に悪化の道をたどつてお  
る。しかも一方においてはニューマ  
ン・プランはもはや動き出して、ヨー  
ロッパは一つのブロック化してある。  
英連邦もしばしば総理大臣会議をやつ  
て、オッタワ協定の二の舞みたいなけ  
れども見えない。アメリカはアメリカで  
両大陸を制覇してある。日本だけが何  
らほかと結びつきのない孤立経済をや  
つてある。それを救つておるのは太平  
洋を渡つて来るアメリカからのパイプ  
です。このパイプがMSAによつても  
つと広まつて来る。そうすると日本の  
地位はさらに劣勢になる。現在ですら  
もあなたの一番お悩みになつておる内  
陸の問題がある。あるいはわれ／＼の  
ところでは妙善山麓の演習場の問題に  
ある。あるいはそのほかの一般の商行  
為の問題についても、裁判権の問題に  
ついて、日本の地位というものは非  
常に劣勢になるわけです。このパイプ  
が太くなればもつと劣勢になるかもし  
れません。現在ですらもあるいはフア  
イナンス・コロニー、あるいはミラタ  
リー・コロニーと言われている。もつ  
とひどいものになると、それを国民は  
おそれる。従つて、もしかりにMS  
Aというものが対象になる場合には  
は、少くとも現在より日本の立場を落  
してはならない。われ／＼としては現  
在の行政協定の改革を要求してあるの  
でありますから、それ以上のものではな  
ければとうていこれは受入れらるべき  
でない、こういう信念から、あなたに  
行政協定の問題を持ち出してある  
が、ただいま申し上げたような主題に

ついで、外務大臣はいかなる立場から  
この問題を処理されようとなさいます  
か、お尋ねいたします。  
○岡崎國務大臣 これは、おつしやる  
ように、もしMSAの援助を受けなく  
て行ければ一番簡単であります。われ  
われも、日本の経済その他において、  
そういうものを必要としない状況であ  
ることを最も希望するわけでありまし  
て、ただ現状をいかんともしがたい場  
合はどうするかという問題になつて来  
るのであります。これらはしかし、こ  
こでもつて抽象的にいへば、述べて  
も、実はあまり実益はないと思いま  
すので、実際上先方がどういふ考えで  
おるか、またわれ／＼としてどこまで  
歩み寄れるか、援助を受けるのに歩  
み寄るといふのも変ですが、しかし受  
けることすればどの程度のところまで  
日本側として譲歩できるか。これは実  
際問題として検討した上で、あらため  
て国会の審議にまづつていふことでは  
ない、ただいまのところ、実は私も自信  
を持って、こうである、ああである  
というところは申し上げられないのであり  
ます。ただ、お話の趣旨は、私も原則  
としてはまづたく同感でありますか  
ら、その趣旨でできるだけ努力をいた  
すつもりであります。

○中曾根委員 最初の気魄が大分にぶ  
りまして、またその都度外交の現われ  
てきたものが出来たのはたいへん遺  
憾であります、やはり外務大臣のお  
立場もありません、これ以上私は申  
し上げません。あなたが申されました  
ことを私は確信して、これ以上質問す  
ることを一応やめます。  
もう一つこれに関連して伺いたい  
のは、そうしますと、かりにMSAとい

うものが出来て来る場合には、現在の安  
保条約、それから現在保安隊に貸与さ  
れておる武器については、また別個の  
協定が出て、それからさらにMSAの  
関係が出て来る、その三本建になるも  
のである、こういうふうに一応論理的  
に解してさしつかえございませんか。  
○岡崎國務大臣 それも具体的にどう  
なるか、私も実はわからないのであり  
ますが、保安隊の方については、船  
に關しては、向うで法律ができて、そ  
の法律に基いて協定をつくつたわけ  
であります。その点から言へば、武器  
その他の武器についても同じような  
種類の法律ができて、それに基いて協  
定をやるというのが筋道かもしれな  
いと思つておるのであります、これは  
まだ話合ひもいたしておりません、か  
ら、今のところどうなるかわかりませ  
ん、筋道としてはそういう点も考え  
得るわけでありませぬ。

○中曾根委員 大蔵大臣に伺います  
が、MSAと財政法との関係です。財  
政法によれば、国が借金したり債務を  
引受けるといふときは、必ずこれは  
国会の承認を要することになつており  
ます。MSAについては、供与の形に  
なるのか、あるいは日本の債務になる  
部分があるのか、かりに債務になる部  
分があるか、あるいはどういふ部分が  
あるか、いかなる形でそれが日本との  
間に問題が提起されて処理されて行く  
か、こういう点に対する大蔵大臣の所  
信と見通しをお尋ねしたいと思いま  
す。  
○小笠原國務大臣 MSAの内容は実  
はまだ私もよくわかつておりませ  
んので、従つてこの問題は考究したこ  
とはございません。しかし内容がわか

つて参りまして、その問題について私  
どもが考えをきめるときが来ます、れ  
ば、はつきりきめたいと存してあるの  
であります。  
○中曾根委員 大蔵大臣の御答弁は、  
実は何も言つていないといふことであ  
ります。(笑)大蔵大臣はお笑ひにな  
つておられるけれども、しかし聞いてお  
られる方は、大蔵大臣の答弁がいかにか  
虚なものであるかといふことは承知し  
ておられると思う。そうかたくならな  
いで、国会の委員会は話合ひです、か  
ら、あなたの大体的観測なり、今あ  
れのおつした外務大臣がこれまで言  
つた。大蔵大臣が言えないはずがな  
い。そういうことは主計局長がうしろ  
におられますから、研究しておられ  
ると思つておられます、主計局長をして  
答弁させてもらつてもいいついであり  
ます。大蔵省はこれを研究してないこ  
とはない。財務官もおられることだし、  
日本大使館とも連絡があるし、主計局  
長でもよろしいから答弁させていた  
だきたい。

○小笠原國務大臣 MSAの問題が新  
聞等に出たときに、大蔵省でも一応話  
し合ひ、またここにおる主計局長とも  
話し合つたのでございませぬ、何分内  
容がわかりませんので、そのとき何も  
きまつた結論に達してないのでござい  
ますから、主計局長に答弁させても同  
様であると存じます。  
○中曾根委員 時間がありません、か  
ら、それではこの問題は追つて本予算  
の場合にお尋ねしたいと思いま  
す。

次に、大蔵大臣及び農林省の方にお  
尋ねいたしたのであります、凍霜  
害の問題です。今般の凍霜害は全国的  
にきわめて大きな規模であります。し  
かも深刻な打撃を国民に与えておりま  
すが、この対策に關して閣議の発動が  
非常におそいと私は思う。今までは、  
風水害があると、少くとも一週間以内  
に閣議決定をまつて応急的措置をやつ  
ておつた。ところが今度の凍霜害は、  
農家の個々の経済的災害であるために  
目につかない。最近になつて、できま  
す穂がでなくなつて騒ぎ出した状態  
であります。そういう風水害による目  
につく災害と、それから農家の個々に  
及ぼす経済的災害等について、政府の  
緩急の度合いというか、認識の度が非  
常に違うと思つておられます。しかし遅ればせ  
ながら、閣議で対策を講じておるのだ  
と言われますが、どういふふうな対策  
を練つて、どういふ措置を下僚にお命  
じになりましたか、国会で御報告して  
いたしたいと思つておられます。

○小笠原國務大臣 今度の凍霜害は六  
十年來まれに見るような非常な災害を  
流したことに對して、私も非常に心  
を痛めておるわけでありませぬ。この問題  
につきましても、実は農林省の方が実  
情を取調べるということになつており  
ますので、その報告に基いて今閣議を  
いたしております。従いましても、過日  
來各党からいろいろ御要求も出てお  
りまして、事情もよく私もわかかつて  
いるのでございませぬ、まだ事務的に話  
し合つておる段階でございませぬ。しか  
しそれも、今中曾根さんが言われたよ  
うに、あまり遅れては困りますので、  
急いでやりたい、かような考えのもと  
に、今せつたく両省で案を練つてい  
る次第でございませぬ、近いうちに御  
報告ができる段階に達すると存してお  
ります。

○中曾根委員 この最終的な措置を私  
はお伺いしているのではあります。こ  
れについてはあとでこまかくお尋ね  
したいと思いますが、少くとも閣議で  
話題に出るか、あるいは了解事項を  
つくる。決定までに至らなくても、政  
府としてこういう方針でこの災害につ  
いては臨む、その基本方針その他を当  
然閣議でしかるべく話し合わなければ  
ならぬと思えます。今まで風水害につ  
いては、たいてい一週間以内にそうい  
うことをやっている。しかし、この大  
きな経済的災害については、非常に発  
動が遅れている。これをわれ／＼は野  
党として監視している。そこで閣議で  
どういふ方針をきめて、どういふこと  
を指示したか、ここで明らかにしてい  
ただきたいと思えます。

○小笠原国務大臣 実は閣僚間で話し  
合ったことはございしますが、まだ閣議  
の問題には相なっておりません。従  
いまして、事務的にいろいろ検討しまし  
て、数字をまず固めて、そのもとに閣  
議を持ちたいと考えておりますので、  
まだ閣議としては取上げておりませ  
んが、ただこういう非常に深刻な影響を  
農民に与えている問題につきまして  
は、言葉は悪いかもしれませんが、で  
きるだけ好意的にせひこれを早くやり  
たい、こういう考えはいたしております。

○中曾根委員 まだ閣議できめていな  
い。方針すらきめていないことは、非  
常に遺憾な態度であると考えます。わ  
れわれが約回政府に陳情した際には、  
必ずやると約束されているのでありま  
す。まだ閣議で正式に方針すらきめな  
いということは、農民に対する非常な  
背信行為であると私は思います。そこ

で、一体いつの閣議にかけてこの方針  
をきめるのか、二週間とか三週間とか  
遅れるはずはないと思う。農林省から  
その数字の統計は出たはずで、それ  
を大蔵大臣が受取つたかどうか。また  
いつの閣議で大体きめるか、期限を付  
してお答え願いたい。

○小笠原国務大臣 農林省から大蔵省  
の方へ数字が出ておりますが、まだ私  
がその数字を受取つた次第ではありま  
せん。この数字を両者の間で今検討  
をいたしております。従つて、その数  
字が固まり次第やりたいと思つてお  
りますが、何月幾日までと仰せになりま  
すと、それはここでははつきり申し上  
げられませんが、私どもの心持は一日  
も早くやりたい、このことだけはつき  
り申し上げておきます。

○中曾根委員 大蔵大臣にお尋ねいた  
しますが、農林省の数字を大蔵省はお  
認めにならない御方針ですか、あるい  
は農林省の数字、それは政府の数字の  
一つでありますから、認める方針であ  
りますか。

○小笠原国務大臣 大蔵省は、大蔵省  
自体では調査をいたしておりますので、  
一応農林省の数字を前提として話  
を進めることと考えております。

○中曾根委員 ただいまのお答えは、  
農林省の数字をお認めになつて話し合  
を進めるといふふうに私は理解をいた  
します。

そこでお尋ねいたしたいと思いま  
すが、一日も早くというお言葉でありま  
したが、大体農林省の数字が出て来た  
のですから、金が幾らあるかというこ  
ともわかります。各事項別の緊急度も  
わかります。従つて一週間とはかかる  
ものではない。大蔵省がそれほど御好

意的にこれをお取扱いくださるなら  
ば、少くとも一日か二日でこんなもの  
はきまります。すでに今まで主計局長  
にもずいぶん陳情をしておりますし、  
農林省にも陳情をしておりますのであ  
つて、その辺の手はずは万全に整えられ  
ておるはずである。そこで、一体見当  
として何日以内ぐらいにこれをおやり  
になるつもりですか。たいへんしつ  
こく聞くようですが、農民の一番心配  
しておるのはその問題です。速効性肥  
料はすぐやらなければききません。ま  
た共済掛金の問題で、地方の共済組合  
でもたいへん困つておる。そういう関  
係で何うのです。大体二、三日のうち  
とか、四、五日のうちとか、そのくら  
いの見当はつけて御答弁あつてしま  
べきだと思つて、それを明確に御尋ね  
たい。

○小笠原国務大臣 二、三日うちにや  
るようにはいたしません。

○中曾根委員 今のはつきりした御答  
弁を、われ／＼は非常に了といたしま  
す。そのつもりでがんばつていただき  
ます。

○川島金委員 関連して—今の凍  
霜害の問題は、おそらく農林大臣もよ  
くわかつておるのではないかと思  
うが、地方によりましては致命的な打撃  
を与えておる深刻な問題であります。  
そこでわれ／＼は、その緊急の措置と  
いたしまして、政府の予備金から当面  
六億—これは全体的な凍霜害をおそ  
らく最低に見積つても、六十億は当面  
はあるであろうと言われております。  
そこで当面六億だけの予備金支出をい  
たしまして、そして緊急当面の措置  
を講ずるといふことが伝えられてお  
るのであります。その点は一体どうい

うことになつておりますか。農民の多  
くは今日はそれを期待しておるよう  
であります。そのいきさつを説明して  
いただきたいと思つております。

○小笠原国務大臣 今申しました通  
り、実はまだ話し合ひがついておりま  
せんで、それがつき次第、閣議にも出  
して相談をいたしますが、出す場合は  
予備金がございますから、その中から  
出し得ると考えております。

○中曾根委員 今の問題は、実は私も  
質問しようと思つていたので、あ  
とでとりまゝ御質問いたします。

大蔵大臣の御方針として、予備金を  
御支出になるという事は、われ／＼も  
承りました。しかし予備金だけで済  
むものではない。この被害はもつと大  
きな額になります。そこで、そのほか  
に何かの手段を講ずる御意図である  
か。つまり補正予算を出すとか、ある  
いは足りない分は本予算に入れると  
か、少くとも予備金一本建ということ  
はあり得ないと思つて。たとえば、麦  
の他の被害は日を追つて顕著に出て来  
るのである。今日だけでもまだ数字に  
疎漏なところもあると思つて。予備金に  
おわれぬところは補正予算でやる  
のか。本予算を修正するのか。いかな  
る方法でこの問題に対処するか。まず  
基本的な方針をお尋ねいたしたいと思  
います。

○小笠原国務大臣 私どもが現在承知  
しておるところでは、予備金でもつて  
十分であると考えております。しか  
し、また恒久的な凍霜害に対する各種  
の対策等につきましましてならば、これは  
補正予算その他の問題でお願いしなけ  
ればならぬと考えております。現在私  
どもの承知しておる数字の範囲では、

またただいまお示しのかりに六億とい  
う、そう大きなものであるかどうか知  
りませんが、その数字については、何  
もその必要はないと考えております。  
〔委員長退席、小笠原委員長代理着  
席〕

○中曾根委員 大蔵大臣は、予備金で  
当面やつて、そのほかの措置はやらな  
い、但し恒久的な問題は別途に考慮す  
る、こういうお話でありましたが、そ  
ういふ御決心であるならば、問題は予備  
金の額を幾ら使うかという問題であり  
ます。そこでまずお尋ねいたしたいと  
思いますが、先般自由党を含めた各党  
五大政党が正式に会議を持ちまして、  
一定の数字をきめて六億円の金を出す  
べしということをあなたの方のところに  
陳情に行きました。これは各党の共同  
の行為でありました。ここにおられる西  
村君も、あるいはそこにいられる川島  
君も、同じく参画して、国会全体の意  
思として大蔵省に陳情もし、内閣に訴  
えたことでもあります。従つて、当然議  
院内閣制のもとにあるあなたの方は、国  
会の意思というものを尊重なさつてし  
かるべきだと思つて、けさの新聞  
によると、この数字が大いに削減され  
ているというのを発見して愕然とし  
ました。ある新聞によると一億八千万  
円に減つたという。またあるラジオ放  
送によると、いや、三億何千万円だけ  
になつておるという。おそらく大蔵省  
は査定を加えたに違ひない。農林省か  
ら私が個人的に聞いたところによつて  
も、ある数字を私は知つておる。そこ  
で中間的、暫定的な斧鉞を加えたと思  
うのであります。大蔵省はその六億  
の要求に対して一体どういふなを振  
われたのか、ここで明確にしたいだ

きたいと思ひます。

○小笠原國務大臣 まだ検討中であつて、御答弁するに至つておりません。

○中曾根委員 それではあとどこまかくお尋ねいたしますが、まずお尋ねしたいのは、共済の保険金の問題であり、この共済の問題については、先般の国会においてこの保険法の改正が議せられておつた。ところが、吉田内閣の無謀な解散によつてこれがキャンセルされたために、新しい法の適用ができない。そこで、大蔵大臣御存じのように、暫定措置として金融で概算払いをやつて、その利子は国家あるいは府県がめんどうを見るというふうなまともな方をしておられるはずで、問題はその利子をどこで見るとかという問題なんです。私はこれは当然国家が見るべきであると思ふ。なぜかといへば、この法律が通つておればこんな問題は起きない。なぜ通つておらなかつたかといへば、吉田さんが無謀な解散をしたからであつて、これは国会に責任があることであつて、農民に責任があることでもなければ、府県に責任があることでもない。当然これは国会議員あるいは政府が責任を負わなければならぬ。従つてこれは予算で金を出さず、それがためならば正式に提出する。これが思いやりのある政府の態度であると思ひます。今までは府県にある程度これを補償させておりました。しかし今度は立場が違つた。法律が通つておればこういうことは起きない。府県も当然お尋ねしたい問題であるから、当然しわ寄せをして国家が支払うべきであると思ふ。大蔵大臣はこの問題についていかなる御処置をなさるか、まずお尋ねいたします。

○小笠原國務大臣 御趣旨の点、よく承つて相談をいたしておきます。

○中曾根委員 相談いたしますという御答弁を私は期待して居るのではないのであつて、私の申していることは筋が通つて居るとお思ひですか。通つていないとお思ひですか。それからお伺ひいたします。

○小笠原國務大臣 はつきり答弁をいたす時期にまだ考えが熟しておりません。

○中曾根委員 私の質問は了解はされましたでしょうか。おそれくおわかりになつていただけるとお思ひのですか。……

○小笠原國務大臣 御質問の御趣旨はよく了解いたしました。

○中曾根委員 私の質問の趣旨がわかりか悪いかはわかりませんが、あなたに大臣になつておられるから当然御判断できると思ふ。われごとくとき陣がさ代議士とは違つた方であるから、判断力だけは卓越した方であると思ふ。しかし省内の事情でこれが制約されておるといふなら別です。別個の問題です。なるとお前の言ふことは正しいと思ふが、こういう理由でそれはできないのだという御答弁は勝のある答弁です。あるいはお前が言うことはここが間違つておる、そういうことはできない。これは筋の通つておる答弁です。そういう御答弁を大蔵大臣はしていただきたいとお願ひいたします。

○小笠原國務大臣 むしろ政府委員の方から答弁させます。

○河野(一)政府委員 この問題につきましては、目下農林省當局といろく

連絡をいたし、検討している段階でありまして、現在折衝の段階におきまして十分の意見を申し上げることは差控えないと思ひます。

○中曾根委員 委員長も今の御答弁をお聞きと思ひますが、委員長も非常に被害を受けた県の方であります。あなたは率先してこの問題を大蔵省にねじ込まれた方でありまして、委員長もおそらく私と同じお考えを持つておられると思ふ。今の御答弁に御不満であるだらうと思ひます。しかし、今の主計局長の答弁もはなはだ誠意のない答弁です。研究中ですというのには官僚の逃げ言葉なんです。こういう緊急の問題について——この問題は暫定予算よりもつと緊急です。暫定予算を四月、五月やるなどというところは、解散しなければ行かれない。先ほど河野君が質問したように、緊急の問題じゃない。政府が解散しなければ、こんな問題は起きない。解散しなかつたつてできるじゃないか。吉田内閣が解散しなければ自由党はつぶれるかもしれないが、国家はつぶれない。自由党を救わんがための解散だといふに言われておる。その程度に緊急性のない問題なんです。ところがこつちにはもつと緊急性がある。今肥料を加えなければ桑は伸びない。今早く病虫害の予防をやらなければ腐るといふことになる。それほど緊急性のある問題について、目下研究中でありますというのには不誠意があまりないと思ふ。そういうことはわれ／＼は聞くことはできないと思ふ。緊急性のある問題なんです。もつと責任ある答弁を願ひたいと思ひます。要するに共済保険の利子の問題、それを金融でやつた利子は国家が見るのかあるいは

ほかで見ると、この点に対する大蔵省の方針をぜひお聞かせ願ひたいと思ひます。これは主計局長からでも大蔵大臣からでもお聞かせ願ひたいと思ひます。大臣からでもお聞かせ願ひたいと思ひます。

○小倉政府委員 ただいまお尋ねの問題についてでございますが、本日ちよど閣議決定がございまして、概算払いができるような法案が国会に提案されることに実は本日なりました。本日より早速の御提案される運びになると思ひますので、もしその法案が通りますれば、御心配のない利子の問題はさほど生じないものと思ひます。もちろんこれは国会の審議の状況によるのでございまして、また若干の事務もございまして、若干の遅れということも当然予想されますけれども、ただいまのところは通常支払われる時期よりもさほど遅れるということはない。やないか、これは金融ということではなしに、直接の概算払いで行きたい。かように考へて今方針を立てている次第であります。

○中曾根委員 今の御答弁でも了解いたしました。その法律はいつ国会に提出なさいますか。大蔵政府の御方針を承りたい。

○小倉政府委員 本日の予定であります。

○中曾根委員 それは閣議決定が終つて国会へ提出するのが本日という意味ですか。

○小倉政府委員 そうです。

○中曾根委員 われ／＼も、その法律の内容を見て、よければ一擲千里に通して、そういう問題が起きないようにいたします。これは非常にありがたいでございます。

○小倉政府委員 もちろんさかのぼつて適用したい、かように存じております。

○中曾根委員 その次に、税金の問題で国税庁長官にお尋ねいたしますが、国税庁長官も状況はよく御認識になつて、各管下の事務も一生懸命やつておるようです。そこで私は総括的に御方針を承りたいと思ひますが、御存じのように六月の末までに予定申告をやることになつております。そこで農民の方の立場からすると、あれだけの大災害を蒙つて、あるいは最近ではほとんど麦が収穫しません。そこで非常なディプレッションの状態に心理的にあるわけなんです。そこへ持つて来て、もしことしの予定申告の基準が去年に準じてぐい／＼やられるということになると、政府は一体何をしておるかということになる。そこで親心を示して、予定申告の基準を災害の度に準じてぐつと下げてやれば、初めて政府の親心を感ずるようになる。これが一番大事な要諦だらうと思ふ。その点について、国税庁長官は、管下の税務署等に對して、予定申告に對し、いかなる対策なりあるいは措置を指令なさいますか、お尋ねいたしたいと思います。

○平田政府委員 今回の災害につきましては実情を各方面から承りまして、さつそく地方の管下、ことに關東、信越、關西の管内が一番激甚のようでございます。さういふ方面に對しては、さしあたりよく実情を調べ、さういふことをまずやつておきます。さういふことをまずやつておきます。

○中曾根委員 その次に、税金の問題で国税庁長官にお尋ねいたしますが、国税庁長官も状況はよく御認識になつて、各管下の事務も一生懸命やつておるようです。そこで私は総括的に御方針を承りたいと思ひますが、御存じのように六月の末までに予定申告をやることになつております。そこで農民の方の立場からすると、あれだけの大災害を蒙つて、あるいは最近ではほとんど麦が収穫しません。そこで非常なディプレッションの状態に心理的にあるわけなんです。そこへ持つて来て、もしことしの予定申告の基準が去年に準じてぐい／＼やられるということになると、政府は一体何をしておるかということになる。そこで親心を示して、予定申告の基準を災害の度に準じてぐつと下げてやれば、初めて政府の親心を感ずるようになる。これが一番大事な要諦だらうと思ふ。その点について、国税庁長官は、管下の税務署等に對して、予定申告に對し、いかなる対策なりあるいは措置を指令なさいますか、お尋ねいたしたいと思います。

定申告をうまく処理することが一番大事でございますから、その点については実はこのようになっておるのでございます。災害によつて所得が二割以上減ると見込まれる場合、これが事実である場合においては、これは申請によりまして本人が低く申告したところで当然認めなければなりません。それからもう一つは、二割まで減らなくても、ある程度減るといふ場合におきましては、これは、普通の場合でございますと、見解の相違というような問題がございますが、法律上では前年よりも減額した申請を認めることができるということになっております。この運用についても、災害のことでございますから、その規定を十分働かせまして、適切な処置を講ずるようにといいこともさらに指令いたしておいたわけでございます。そうして、お話の通り目下災害の事情を調べておると思はすので、だん／＼調査の結果がまとまつた上におきましては、ある程度の基準をつくりまして、その基準に従つて、申請書などにつきましておむしろこちらから積極的の働きかけて出したいでございます。それによつて予定申告を災害の事情に応じてスムーズに行きように努めさせます。このことにつきましてには目下地方で調査中でございますので、それによつてさらに局にも指導を行ひまして、適切を期したいと思ふ次第でございます。

**○中會根委員** それはいわゆる事前承認という問題だろと思はす。それで私が、災害を受けた税務署に行きまして、責任者と会つたときにですが、こういう話があつた。これは麦の被害がこれほど顕著に見えなかつたところで

ありましたが、たとえば群馬県にしてみますと、大体群馬県の養蚕収入というものは、全農家の収入の一五％である。二〇％になつておらない。従つて、全減となつた場合といへども、事前承認の適用を受けるのはむずかしい、こういう機械的な話をした者もある。しかし、實際の被害というものは、これは養蚕業というものがどの程度農家の比重を占めておるか、村によつてみな違ふ。各家庭によつてもみな違ふ。さらに最近においては麦の被害は実に莫大であつて、あの霜害にあつた結果、出穂しない麦が相当出た。おれわれの県を見ても、少くとも四割くらいは減収になるだろうということになつておる。これは言葉だけではなしに、実際にそうだ。そうなる、ほとんど全部の農家が事前承認の適用を受けるべきなんだ。それで、そういう心組みでこの問題を処置するように、税務署に指示していただきたいということとが一点。それから第二は、問題はどの部落が一番やられたか、これは部落によつて非常に違ふ。霜というものはちやうど夕立のようなもので、一聞光まではやられたが、その次はやられないという問題がある。従つてこの調査は非常にむずかしい。ですから、これを画一的にやられると、非常に得をする者も損をする者も出て来る。非常に不公平が出て来る。おそれるこれが今年

の課税の上で一番大きな問題になるだろうと思ふ。こういう問題について、あなたは管下の税務署に対し、どういふふう具体的にやるか。全部調べるわけには行かぬでしょう。しかし、さうかといつて不公平になつては困る。どういふふう親切心をもつてやるという、こまかい指令をなされたかということについて御答弁を願ひたい。

**○平田政府委員** ただいまお話の一五％くらいはかないじやないかというお話も、私はほかの方からちよつと耳にいたしましたので、これはどうも常識上おかしじやないかというので聞いてみたわけでございます。そうしてみましたところが、決してそういう数字を固めて申したわけではなくて、一応いろ／＼チェックする材料としてそういうことも当つてみたという程度で、もちろんそういうものには全然とらわれるものではないということをごきんに申し上げました、ということを責任者からはつきり聞きまして、それはその通りだろうから、適切にやつていただきたいということをお告げいたしましたから、それはそれで御承知願ひたいと思はす。

それからも一つは、被害の程度に應じまして公平にやる。これは非常に重要なことだと私も考へております。従ひまして、さしあたり各税務署におきまして実情をよく調べるようにということをお申ししまして、目下調査しておるわけでございますが、その点につきましては関係の町村等の資料もできるだけ活用いたしまして、さらに比較権衡等におきましては、町村の意見も聞きまして善処するといふようなことになつておると思はす。よほどバランスがとれやすいのではないか。その際におきまして、やはり甲の町村と乙の町村、この間のバランスは、税務署が責任をもつて見る、あるいは県庁等におきまして調査がありますれば、その調査も十分利用する、そういういろ／＼な方法をとりまして、最も公平な措置

がとれるようにして参りたい。そういうことにつきまして、さらに具体的に必要がございますれば、私も具体的に指令いたしまして、県庁からも人を派遣しまして善処して下さつてかえないうふうにする必要があるのではないかと存じておりますが、御了承願ひたいと思はす。

**○中會根委員** 国税庁長官がおつしやつた方法が私も一番いいと思はす。つまり税務署は人数も少しいし、全部調べるわけに行かぬ。こういう問題については市町村、公共団体の意見を非常に重要視していただきたい、そしてバランスをとつていただく。あるいは関係町村との間は、地方事務所あるいは県があるわけですから、そこでバランスをとつていただく。それを全般的に信頼する程度に勇断を振つていただきたい。これが不平をなくするゆゑんだと思はす。先般、昭和二十四年にドツツ・ラインが行われたときに、税金騒動が全国的に起つた。このときにこれを治めたのは、やはり町村長の意見を参考にして、非常にあのときは難所を考慮を加えたので、一ぺんに治まつたのであります。そのように町村長あるいは協同組合、どういふものか意見を見を十見尊重して、不公平をなくし不満をなくするようになつていただきたいと思はす。いかがでありますか。

**○中會根委員** 私が今そういう御質問を申し上げたのは、非常に重要なことが内包されておるのであります。それは、統計調査事務所というものがあつた。その統計調査事務所というのは、農林省の出先機関でありまして、この査定は非常にシビアである。そのために農民の不満を非常に買つておる。正しいものもあるし、正しくないものもある。そこで、町村長の資料と統計調査事務所の資料が食い違ふことがあつた。今の国税庁長官の言葉は町村長を主にしていただくということで、私はあなたの方法が一番いいと申し上げたのであります。その方法をとつていただきたいと思はす。

**○中會根委員** 私から御答弁を申し上げます。現在手元でございますのは、二十七年年度の税収の二十八年度四月末の現計でございます。五月に多少の収入がまだ入つて来ると思はす。それから、決算の数字はこれより二、三億くらいふえるのじやないかと思つておりますが、ほゞこの数字に近い数字で納まるものと思つております。総収入類が、予算の六千八百五十三億に對しまして、四月末の現計で七千八百八十八億、一〇三・四％でございます。源泉所得税が、予算の千七百六十一億に對しまして千八百六十七億、一〇六％です。申告所得税が、八百三十九億の予算に

対しまして八百三十億、九八・九％で  
す。所得税全体としましては、二千六  
百億に對して二千六百九十七億、一〇  
三・七％、法人税が予算の千八百七十九  
億に對しまして千八百五十六億、九八・  
八％です。よろしゅうございますか。

○中曾根委員 今の数字を見まして  
も、申告課税、つまり農民や中小工業  
の税収入は非常によくない。著しく悪  
いというのではありませんが、苦しい  
状況がよく出ておる。こういう状況か  
らしても、今年の災害地における申告  
課税の徴収にあつては、よほど手心  
を加えていただきたい。このことを切  
に要望いたします。

その次に、塚田國務大臣にお尋ねい  
たしたいと思うのでございますが、特  
別平衡交付金の問題であります。特別  
平衡交付金というものは、アブノーマ  
ルな事態に對して、基準財政収入に達  
しない場合に出すことになつておる。  
ところが、おそらく今度の被害町村は、  
相当激甚な被害を受けたために、農家  
の個々経済がやられた。公共施設がや  
られたのではない。農家の個々経済が  
やられたために、相当な減収がある。  
従つて当然村民税その他に影響して来  
ると思うのです。そうすると、村の基  
準財政収入に達しないものが相当ある  
と思う。そういう観点からすると、当  
然これを特別平衡交付金で調整しなけ  
ればならぬ。そうすると、今までの特  
別平衡交付金の分配と違つて、新たな  
観点からした特別平衡交付金の交付と  
いうものを、年度末にやらなければな  
らぬと思ひます。この点について所管  
大臣はいかなる御方針をお持ちであり  
ますか。特に八％というわけがあるの  
であつて、あのわくに締められておる

と、恩恵を受ける金額というものは非  
常に少い。あの八％をいかにくずす  
か、くずす御意思があるかないか、こ  
ういう異常な災害については、格段の  
御考慮を煩わしいかと思つてござい  
ますが、大臣はいかにお考えになるか、  
お尋ねいたしたいのであります。

○塚田國務大臣 御質問の通り、年度  
末におきまして相当特別平衡交付金で  
考慮しなければならぬというように  
実は考えておるのであります。先般、  
これはできませんでしたが、約百  
億あるのであります。今この額で足  
らないかどうか、その辺の数字はは  
つきりわかりませんが、今八％を  
どうするかという問題よりも、全体の  
平衡交付金とどれくらいにきめて、従  
つて特別交付金としてどれくらいを  
つておく必要があるかということと  
あわせて、そうしてまた今度の凍霜害の  
被害とにらみ合せで、八％をかえな  
ければならぬなにかえらなければならない  
、そういうふうにお考えをしております。

○中曾根委員 そうすると、必ずしも  
八％という従来の数字にこだわらな  
いで、被害の状況によつてそれは寛  
ゆるしきを得るといふ御方針であると解  
釈してさしつかえないですか。

○塚田國務大臣 総額が十分とれて、  
八％で見通しがつくというならば、八  
％で行く。もしそれでうまく行かない  
で率を引上げなければ、要するに特別  
交付金で考慮しなければならぬ額が  
相当不足をするというよりなことであ  
れば、その率を若干かえらぬというこ  
ともやむを得ないのじやないか。こう  
いうわけでありませう。

○中曾根委員 総額が問題になります

が、政府の暫定予算に出て来ておる方  
針から見ると、義務教育の全額  
国庫負担ということ、今年度やらな  
いようにわれ／＼は解散し、そう拝察  
いたしております。そうなるという  
平衡交付金の金額というものは、当然  
昨年との比較というものが行われるわ  
けであります。一体所管大臣は、ど  
の程度の増額を要求して、現に折衝し  
ておるか、どれくらいになりそうか、  
そのうちでこの災害にまわせる余地が  
あるのはどの程度になり得るか、見通  
しをお尋ねいたします。

○塚田國務大臣 それらの点につきま  
しては、まだ私個人としていたしまし  
て、数字を見る段階に至つておりませ  
んし、従つて大蔵省と折衝するという段  
階に入つておられます。

○中曾根委員 あなまたも被害県の一  
つであるはずでありますから、特別平衡  
交付金の増額等については、格段の御  
考慮をお願いいたしたいと思ひます。  
次に、大蔵大臣及び農林省の方にお  
尋ねいたしますが、今度の災害に對す  
る基本的考え方を私は非常に重要視  
いたしております。と申しますのは、こ  
ういふ農家の経済的災害というもの  
は、全国で今度初めて起つたわけ  
です。今までは風水害とか何とかいう  
目につくものはあつたけれども、今度  
は個々経済がやられたということであ  
つて、従つて、日本の農家に対する政  
府の政策をどうするかという基本的な  
問題があると思ひます。そこでお尋  
ねいたしたいと思ひますのは、われわ  
れの考えでは、日本の農家というもの  
は普通の資本主義経営ではない。あれ  
は一種の家計である。家族労働でやつ  
ておる家計であつて、純資本主義的な

商品生産ではない。しかも、戦前と比  
べて、戦前は地主が土地改良やその他  
の費用を持つておつたけれども、今は  
そういうこともしない。一方において  
供出制度によつて、反別からみんなわ  
かつてしぼり上げられておる。そうす  
ると、農家の経営というものは手にと  
ることく見えておるのであつて、利潤  
の余地はないはずであります。そこ  
で、米価である程度調節して来てい  
るのが、今までの政策である。しかし、  
その米価といへども、今まで農民の満  
足を受けておる米価ではありませ  
ん。そうすると、こういうような災害に對  
しては、当然国家が負担すべき性格を  
持つては、国家が負担すべき性格を  
持つては、従来は地主がある程度こ  
れを負担しておつた。地主のかわり  
に、国家が今や供出という制度によつ  
て取上げておるわけであるから、当然  
国家がこれを負担すべき性質を持つて  
いるのです。特に共済保険の制度につ  
いては、国家補償の方向にこれを切り  
かえて行くべきであると思ひます。

○中曾根委員 農民の非常な不満が現に共済について  
はあります。そこで今度のこういうよう  
な個人の経済災害に對して、大蔵大臣や  
農林省は、今までのような既成概念で  
した政策をとるか、新たな立場に  
立つた救済策をおとりになるのか。ま  
ず基本的問題を兩者にお尋ねいたした  
い。

○小笠原國務大臣 今度のこときもの  
につきましては、私もやはり農  
民共済の制度というものが根本にな  
るのであります。従いまして、今あなた  
が仰せになりましたような、全然今ま  
でと違つた政策をとるかどうかとい  
うことにつきましては、これは私どもさ  
らに非常な検討を要することと考えて  
おります。

○中曾根委員 今の御答弁がちよつと  
聞えなかつたのですが……  
○小笠原國務大臣 ただいま私が答弁  
いたしましたのは、今度の災害のこと  
き個々のものにつきましては、農民共  
済の制度でやつて行くという考え方を  
私どもは持つておるのであります。こ  
れを、それでなくて、新しいものに全  
部切りかえるかどうかという御質問で  
ございませう。それはさらには検討を  
してきめなければならぬ問題である  
かように御答弁いたしました次第であり  
ます。

○中曾根委員 農民共済制度という意  
味が私よくわかりませんが、現在の農  
業の共済保険を中心にした考え方を維  
持して行く、そういうお考えでござい  
ますか。

○小笠原國務大臣 その通りでありま  
す。  
○中曾根委員 そこに重大な問題があ  
る。なぜかという、あの共済保険と  
いう制度は、大体今までの資本主義経  
営を前提にした農家というものを考  
えておる。それにやや国家的性格が入  
つておる。それは補助金が入つてお  
るからです。しかし、あのようやり方  
で日本の農家経営というものがやれる  
ものではない。しかるに農民の非常な不  
満を買つて、共済は発展しておらぬの  
です。農林省が強制して、恩恵を与  
て初めてやや発展するやうな形にな  
るのであつて、全農家はこの共済をや  
めるといふ圧倒的な声である。なぜな  
らば、掛金が高い。災害の来るところは  
よく来るけれども、来ないところは来  
ない。金の来るのがおそい。概算払い

をやつても、出て来るものはほんのわずかである。そういう点から不審があるものであつて、根本は何かというところから、日本の農家経営が資本主義経営でないからである。つまり家計である。しかも供出制度という国家管理のもとにあつて、しかも金の行き場はつきりわかつておる。そういう中であつて、ある程度自由経済的な独立経済、消費経済を前提にしたこの共済制度というものは、当てはまるはずがない。従つて、当然これは国家的補償の方向に切りかえて行く。しかし、これを全部國家が出すということになれば、これは官僚独善になつていけません。ある程度農民にも出させる。しかし、被害地に対しては、國家が相当めんどうを見るという形に切りかえるのが、新しいやり方だと思ひます。そういう方向に共済の制度をかえなくちやならぬと思ふ。そういう方向にやや進みつつある。これは基金ができた、いろいろの掛金に國家負担の分が出たりして、そういう方向にかわりつつあるのは事實です。そういう方向に時代は進んでおる。吉田内閣の大蔵大臣が今の状態でストップしておるのは、昔に逆行することになる。それでははなはだ遺憾である。大蔵大臣は農政については権威者でありますから、私が申し上げるほどの問題ではないと思ひますが、それでは吉田内閣の進歩性を疑われる次第であつて、社会党が反動吉田内閣打倒と書くのは当然の話だと思ふ。どうかそういう態度をこの際お改めくださいまして、この個人災害については新しい方向へ一歩前進なさるよう願ひをいたします。いかがでございますか。

○小笠原國務大臣 たいだいまの御意見はよく伺つておきまして、農林當局も打合せの上十分考えたいと存じております。

○中曾根委員 よく伺つていただくというお話でありますから、それを根拠にして次にお尋ねいたしたいと思ひます。

まず、われ／＼五大政党がこの間政府に要望いたしました中の第一として、病虫害の補助金の問題であります。病虫害の補助金については、政府側、農林省側は出すと言われておる。なぜ出すかというところ、ほかに蔓延するおそれがあるから、予防という意味においてお出しになる。こういう話でありまして、これは当然出していただきたい。大体幾らぐらい出すかということも基本的にお尋ねいたします。われわれ各党代表があなたの方にお願ひいたしました数字は一億四千六百七十七万四千円、これをどの程度お認めになるつもりであるか、主計局長でもけっこうです。

○河野(一)政府委員 先ほど中曾根さんから個人農業についてのいろいろの御意見がありました。そういうライ／＼からいたしますと、おつしやることはごもつともな点もあるかと存じますが、そういう点につきまして、個人の支出に対してそういう補助金を出すかという問題につきまして、現在農林省といつて折衝をいたしておられます。ただいまのところ、その金額について幾らと、あるいはこの金額をどうするといつたようなことにつきまして、まだ折衝の段階にございまして、申し上げる時期に達してございせん。

○中曾根委員 さらば次にお尋ねいたしますが、病虫害の問題について補助金を出すか出さないかということにつきましてお尋ねいたします。大体出すことになつておると思ひますが……。

○河野(一)政府委員 従来病虫害につきましては、法律の規定によつて補助金を出してあります。従つてその法律に該当するものは出せるわけでありまして、

○小笠原委員長代理 中曾根君に御相談ですが、大蔵大臣は予算委員会提議理由の説明に呼ばれておりますから、集中してやつていただくために、時間を貸していただきたいと思ひます。

○中曾根委員 さらば、病虫害については補助金は出せて、速効性肥料の補助金は出せないか。先ほどの大蔵省のお話では、病虫害は予防の意味があるから出す、こういうお話でありまして、速効性肥料だつて予防の意味がある。なぜかというところ、木が強くなれば病虫害はつかない。弱ければつきます。これは間接的かもしれないけれども、そういう意味もある。それだけではない。もつと根本的なことは、私がお先ほど申し上げましたように、農家経営といふものは、日本の場合は家計であつて、資本主義経営ではないといふことである。そういう観点からしても、速効性肥料の代金のごときは、当然國家が出すべきである。これについて一億三千七百七十六万七千円を各党共同して要求してある。これに対していかなる数字をもつておこたえになるか、御答弁願ひしたいと思います。

○河野(一)政府委員 先ほど申し上げましたように、農林當局と計数その他につきまして折衝中でありまして、

現在の段階におきましては申し上げる段階に至つておりません。

○中曾根政府委員 さらば、病虫害に対しては補助金を出して、速効性肥料に対しては補助金を出さないのですか。その点はどうですか。

○河野(一)政府委員 そういう点につきましては、目下話し合ひをいたしておられます。

○中曾根委員 農林省に伺ひますが、農林省は私の意見に対してどう思ひますか。出さなくてもよろしいのか。あるいは出した方がよろしいのか。農林省側の考えを承りたい。

○小笠原政府委員 先ほどからいろいろ御質問があり、お答えがございましたように、農作物の災害につきましても、農作物の共済制度で行くというのが従来からの建前でございます。それ以外に作物に対する助成といひますのは、先ほどお話がありましたような病虫害の防除ということが建前になつておつたのであります。今後もおそらく建前としてはそういうことであらうと思つておられます。けれども、今回のような特殊な凍害といつたようなものにつきましても、資本の追加的な投資がある、そのために必要な生産ができる、それが望ましいといふことであるならば、肥料につきましても、ある程度農林當局としては助成が望ましいといふふうにお考えます。

○中曾根委員 大蔵大臣はたいへんお急ぎのようですから、あとでまともな御質問いたしますが、農林省側の考えはわれ／＼同感であります。当然こういう追加投資を必要とする場合については、國家としてやはりすべきであるところをお考えます。

そのほか野党及び与党共同して要望しましたのは、蔬菜の種子代金補助三百二十四万八千円、それから蚕種代金補助五千八百八十三万八千円、共同飼育施設費補助が四千六百八十三万四千円、それから技術指導強化に要する補助九千六百六十六万六千円、こういう金額を現実に要求してあります。そのほか凍害に関する試験研究及び調査費として二千六百五十一万六千円、これを要求してある。これらは先ほど申し上げました趣旨にかんがみて、当然國家が負担すべきであると思ひます。この点について政府側の御答弁は、さつきごの城を出ないといわれれば思ひますが、しかしこれは各党が共同で厳重に申し込んだ事実であつて、大蔵省主計局あるいは大蔵大臣としまして、単なる一片の事務的手続で片づけられないようにと申しますことは、こういうような政府の政策といふものが、すべて本予算や暫定予算の審議に暨いて来ておる。そういう重大な結果を及ぼすということをよく御認識願ひたいと思ひます。特にお願いいたしたいと思ひますことは、農家がこのために現金収入がなくなつてしまつて、あるいは子供の学資にも困つておる。わが群馬県においては、夏秋蚕をやる資金がない。晩秋蚕をやる資金がない、こういうわけで資金の非常な欠乏に悩んでおる。特に妻なんかはほとんど四割減ぐらになつておるのですから、現金収入といふものは激減するわけである。農手を利用しておるといふけれども、しかしそれは恩恵にあづかつては、農手は利子が高いのです。そういう関係から、どうしても低金利で資金を融通してやる

必要がある。営農資金を融通してやる必要がある。これは非常に重要な問題である。この点について大蔵省はいかなる措置をおとりになつてゐるか。どれくらい期間——農民側の要求は大體二箇年です。利子の金額にすれば年五分くらいです。これは群馬県だけでも十億円必要であると言つておる。全国では相当な額に上ると思ひます。この営農資金の融通ということは一番まつ先にやつていただかなければならぬ問題であります。政府はいかなる政策で臨まれるか、お尋ねいたします。

○河野(一)政府委員 営農資金の供給につきましては、これは農林中金等を通じてその万全を期したいと思つております。それに対する利子補給あるいは損失補償という御要請があるようでありまして、従来ルース台風とかあるいは十勝沖震災、カムチャツカ、そういう場合におきましては、いわゆる資産的な設備に対するものについてはそういうような措置を講じたわけでありまして、今回は運転資金と申しますか、営農資金、特殊な関係でございますので、そういう点につきましては、とくと現在検討いたしておる段階であります。

○中曾根委員 御検討もつてございまして、一番緊急を要するのはこの営農資金の融通であります。そこで、先ほどは二、三日のうちという御回答がありました。これはどのくらい見当をつけていただけますか。ほかの問題もありませんけれども、今農民が一番要求しているのは、営農資金を貸してくれ——ということ協同組合がつかれば、そうなんです。農家は災害を受ければ預金をどん／＼ひつぱり出す。そこで

協同組合はつぶれそうになる。従つてつぶれかかつてゐる協同組合を救うために——協同組合がつぶれるということには農家がつぶれるということになる。協同組合を救うためにも、農家経済を更生させるためにも緊急を要する問題だ。そこで何日ごろ、大体何分くらいで何年くらい貸していただけるか、大體の見当をつけて言つてもらいたい。われ／＼は議院に遊びに来てゐるわけではない。農民にとつては切実な問題です。だから正確な責任ある答弁をぜひお願いしたいと思ひます。

○河野(一)政府委員 御趣旨はよくわかつておりますが、二、三日中に結論を出すつもりであります。

○中曾根委員 二、三日中に結論を出すということでありまして、これ以上あまり申し上げませんが、金額だけは事の重大性にかんがみて相当出していただきたい。大體今中金その他金融市場を見てどのくらい出せる余裕がありますか。ぎり／＼しぼつてどのくらいの余裕が中金その他の金融機関を通じてありますか。

○小倉政府委員 これはたとえは農林中金だけ見ましても、今回の災害のため営農資金を供給するということは十分できると思ひます。但しこれは利子の問題、損失補償の問題もございまして、手放してはな／＼利用に応じかねると思ひますので、その辺どうするかということも、大體主計局長からお話がありましたように、ただいま話合を進めておる次第であります。

○中曾根委員 それでは、大蔵大臣に最後に一つだけ——この営農資金の融通という点で問題になるのは、これが回収できなかつた場合にどうするか、そこである程度国家なり府県が補償してはどうか、こういうことで、過般共同に各党があつた方とところにお願ひいたしました資料にも載つておるわけですが、これも重要な問題である。今までの観念からすれば、府県が補償した例はありますが、国家が補償するということにはあまり例がないかもしれぬ。本来なら府県は起債を要する。起債のわくを許してやらした。今度の場合は国家が起債を許すかどうか、これを政府の答弁で許さないようにはいにある。そうすれば、営農資金の面で格段の措置をやつて行かなければやつて行けない。大蔵大臣は起債を許すか許さないか、許さない場合はどういう補償措置をとられるか、お尋ねしたい。

○小笠原國務大臣 ただいまのお尋ねの点につきまして、農林中金の分についてはこれは農林中金の関係でありまして、別に起債その他の問題はありますから、別々に起債の問題はありますが、地方自治体の方でその自治体の財政の必要上起債するということは、これは実情に基いて考えたいと思つております。

○中曾根委員 時間がありませんから、私これで質問をやめますが、ただいまいろいろ申し上げた内容については、よくこれをお考えください。まして、農民の納得し安心するような答弁をいただきたい。特にこれは五大政党が正式に決議をもつて政府に要望したことであつて、まさか自由党は、自分の政府だからといつて、この要求を貫徹するために裏切るようなことはないだろうと思ひます。もしそういうことがあれば、われ／＼は暫定予算、本予

算の審議の過程を通じて責任を持たぬことになりまして、おどかさずけてはなない。それだけ大事な問題をここに内蔵してある。その内蔵してあるというところをあなたの方に申し上げまして、善処を要望いたします。

○小笠原委員代理 大蔵大臣は二十分ほど退場いたしますが、すぐ帰つて参りますので、この委員会は継続いたしますから、御了承願ひいたします。田中鐵之進君。

○田中(鐵)委員 これは大蔵大臣に關連のある問題であります。私が外務大臣に昨日の成田委員の質問に關連して質問を申し上げたのに対して、外務大臣から一応答弁がございましたが、今回衆議院の同意を求めて参つております四月、五月の暫定予算の中に、百五十億円の防衛費の支出があるわけでありまして、説明によりまして、昨日も質問に申し上げました通り、行政協定に基きとりきめに従つて日本側が負担する部分を計上した、こういうことになつておるのであります。行政協定につきましては、われ／＼かかる事態を予想したわけではありませんが、これは申し上げるまでもなく、同じ性格をもつて国民の権利義務の上に重大なる影響を持つものでありますから、当然国会の議決を経なければならぬといふことを当時主張したのであります。

第四次吉田内閣におきましては、このわれ／＼の主張を取入れずに、国会の承認の議決を経ないままに一方的にとりきめを行つた問題であります。従いまして、この暫定予算そのものを緊急集会へ出すことについての疑義は、午前中もいろいろ議論されたところでありまして、私も、特にこの行政

協定に基きとりきめによる防衛分担金の支出ということには、その意味から見て、二重、三重に憲法に違反する疑いを持つておると思つてございまして、昨日の私の閣連質問に対する答弁におきましては、外務大臣は、これは前年度も出して来たものであるから、従つて四半期分を計上したので、こういうように御答弁になつたのであります。が、われ／＼の承知するところでは、本年度において幾ら負担するかという点については、いまだ国会の議決を経たおらない。本予算には六百億になつた予算には計上されておりましたが、ここで国会の承認を経た場合に、初めてそれが確定した金額になるのであります。従つて、その本予算が不成立に終つた緊急の処置として出す暫定予算の中には、これは計上すべき性質のものではないと私は考へるのであります。これをあえて暫定予算の中に、憲法違反の疑いを持ちながら計上したということについては、外務大臣の明確なる御答弁を煩わしたのであります。

○岡崎國務大臣 行政協定が憲法違反であるか、ないかという点は、第四次しやなく、第三次吉田内閣のとき、長い間国会の議論になつたわけでありまして、われ／＼の見解は、すでにとりきめると書いてありますから、当然とりきめられるものと考えております。そうして、それに基きまして防衛分担金も予算に計上したのであります。安全保障条約に基きアメリカの駐留軍の費用の分担でありますから、これは四月、五月、依然として必

要であります。従いまして、その分だけ組んだことは憲法違反とは考えておりません。

○田中(總)委員 前年度、なるほどわれわれの反対を押し切つて防衛分損金を予算に計上したことは承知いたしてあります。しかし、二十八年度においては、その負担額を幾ら認めるかというところは、国会の議決を経なければ確定しないものだということは、外務大臣といえども認めざるを得ないと思つて、従いまして、防衛分損金を二十八年度において幾ら負担するかというところは、確定したものでないものであります。従つて、不確定なものを、前年度の予算に準じて、その月割のものを計上するということは、私は明らかに不当であると思つておりますが、重ねてこの点についての外務大臣の御答弁を伺います。

○岡崎國務大臣 私、その議論を押し進めれば、あらゆる問題が、やはり国会の承認を得なければ、新しい予算というものは成立しないのであります。それから、ほかの部分についても同じような議論は言えると思つて、ありません。そこで、新しい計画、新しい政策に基くものは別といたしまして、公務員の俸給であるとか、その他経費的に必要なものは、これはやむを得ないわけでありまして、従つて、防衛分損金も、これをさらに大きくするとかいふ場合は別問題であります。昨年度も、また成立はしませんでした。本年度の予算におきまして、もはやこの点は十分説明いたしまして、この前と同じ性質の額で、もつとも多少少くはなつておりますが、ある限りは、これは当然支出しなければならな

いものと考えております。

○田中(總)委員 ただいまの外務大臣の御答弁にもありましたように、さらに、参議院の緊急集會において、外務大臣は、防衛分損金の減額について努力するという旨の答弁をなされておられるのであります。そういう点から考えまして、ただいまの外務大臣の御答弁の通りだといいたしますならば、この防衛分損金を二十八年度において幾ら負担するかというところは、新しい政策と同一の性格を持つておると私は思つて、このようにことに外務大臣自身もお認めになると私は感ずるのであります。その点は、いかがでありますか。

○岡崎國務大臣 私としては、防衛分損金が将来減る場合もありましようけれども、しかし、その交渉が成り立たない限りにおきましては、昨年度と同じ分を計上することが必要であると考へております。

○田中(總)委員 その点は、旧憲法の場合における予算不成立のときに、前年度の予算を踏襲するという原則は、今の財政法においては認められておらないのであります。従つて、前年度に防衛分損金を負担したからというので、二十八年度においても引続き、安保条約なりあるいは行政協定というものが存在する以上、負担しなければならぬという事態は、われわれ／＼これに対する賛成、反対の態度は別として、認めるにやぶさかではないのであります。しかし、そのものを参議院の緊急集會にかける案件の中に計上することは、これは避けられることは可能だとわれわれは考へるのであります。現に、分損金の問題についても、それは行政協定で四半期ごとに向うへ交付する、米軍

に引渡すというようなとりきめもあるやに聞いておりますけれども、これはそういう不確定なものであるだけに、米軍において負担していただくわけに、国会の構成が完璧になつたときに、議会の承認を得てそれを返還するといふようなことは、それこそ行政協定に基く合同委員会等で話し合ひの余地があるのです。そういう不確定なものを計上されるということは、私は不当だと思つておられますが、その点の議論は水かけ論になると思つて、私、この点について、それでは別の角度からもう一つ伺つてみたいのであります。

それは、この暫定予算の説明書の中に、「施設区域提供等に伴う経費については四、五百分の所要見込額を計上した」というのであります。これは、防衛分損金という防衛支出費の百五十億の中に含まれておるのであります。か、別途に計上したしておるのであるか。含まれておるといたしまして、別途に計上してあるといたしまして、その金額は幾らでありますか。ちよつと私、予算書を見たのであります。その施設提供に関する部分の費用が見当りませんので、お伺いする次第であります。

○岡崎國務大臣 これは、ちよつと正確を期するために、大蔵省の政府委員がすぐ参りますから、そのときにお答えいたします。

○田中(總)委員 その数額をお伺いいたしたいのであります。特に今私、前段に御質問を申し上げた問題は、施設区域提供の問題になります。これはまつたく新たな施設提供ということになるのであります。こ

こに、防衛支出金の負担についての不確定なものを緊急集會に出し、暫定予算に計上することは、どうも適當ではないという議論が出て来ると思つております。その点について外務大臣の所見をお伺いいたします。

○岡崎國務大臣 ちよつと私、今その資料を持つておりませんので、大蔵省の連中が来てからよく相談してお答えいたします。

○田中(總)委員 それではその点については大蔵大臣等の出席を待ちます。外務大臣にさらにお伺いをいたしたいのは、昨日わが党の成田委員から質問を申し上げたのでございまして、三月の十四日に衆議院において不信任案が通過いたしました内閣、事務管理内閣、昨日わが党の成田君が名づけましたように、これは個人に例をとつて申しますならば、準禁治産の宣告を受けたにもひとしい、一人前のものではないのであります。この点、先ほど佐藤法制局長官も、予算等を参議院の緊急集會に出すというやうな処置をとらずに、不信任案が通過した後十日間の政府が進退を考慮する期間が憲法上認められておるのであるから、この間に衆議院に、予見せられるところの四月、五月の、選挙が終了するまでの暫定予算等をなせ出さなかつたと言つて、これは不信任案の通過した内閣であるから、そういうことをやらぬ方がよいと言つて、結局内閣は完全なる性格のものではないといふことを佐藤法制局長官が認められた。午前中の委員会、この法制局長官の答弁を總理大臣は確認せられたのであります。昨日わが党及び同僚諸君から質問申し上げました通り、そういう建前からいたしますと、

日本通商航海条約の締結をいたし、調印をいたしたといふことは、これまた重大な憲法上の疑義を持つて参ると思つております。昨日までの御答弁によりまして、これはすでに二年越しに交渉が継続されておつたもので、自由党の内閣としては日本の国のためになることと締結をしたといふこととあります。たまたま、この国会の批准を経なければならぬ問題であります。従つて、そういうようにかりに日本の国のためになると外務大臣なり總理大臣がお考えになつたといつても、それは主観的な問題でありまして、國民が必ずしも納得しない問題であります。従つて、こういう準禁治産内閣が、こうした当然国会の承認を経なければならぬといふことは、私は越権なことをするといふことは、私は越権もはなはだしいものだと思つております。不信任案の通過したところの内閣といふものは、変態的なもので、完全なものでないといふことを、總理大臣以下確認せられた現在の段階において、この日米通商航海条約の締結といふものは不当なものであると私は考へるのであります。この段階において、外務大臣のこの点に関する所見をあらためて承つておきたいと思つてあります。

○岡崎國務大臣 これは、昨日吉田總理大臣からも詳しく申し上げた通りであります。第一には、行政府として、従来つと交渉を続けて来たものが、たまたま、あの当時交渉が完結して調印の運びになつたのであります。調印したといふことは、条約の効力に何ら影響を及ぼすものではないの

であります。これは国会の批准を済まして初めて効力を発生するものであります。従いまして、行政府として調印を受けることは、いかに国会の不信任を受けた内閣といえども、従来から再三方針の説明もあり、政府はこういう方針でやつて来るのだということに国会でも申しております。そしてそれがたまたまあの時期に調印ということになつたのであります。これは、私としては、憲法その他にも一向関係のない問題だと考えております。実は、ちょうど調印しようというときに解散がありましたので、しばらく調印を延期したのは事実であります。それは、今御質問のような点も考慮いたしました。いろいろの角度から検討した結果、これはさしつかえないものであるという結論に到達しましたので、調印をいたしましたような次第であります。

○田中(總)委員 その点については、たしか憲法の七十三條に、条約については事前に国会の承認を求められる規定があるのであります。従つて、今外務大臣が御答弁になるように、解散の直前に交渉の内容がほぼ妥結を見て、調印も間近というふうな事態が到来しておつたならば、なぜ事前に国会の承認を求める手続をとられなかつたのか。われ／＼はその点についても疑義を持つものでございます。さらに、なほどの条約が正式に効力を発生するのは国会の批准をまつてからであるというところは、これは憲法の明文の示すところでございますけれども、やはり調印という既成の事実をつくり上げるといふことは、私は大きな政治上の問題であると思つております。今外務大臣が御答弁せられたように、解散直後

にも調印をするような運びにあつたのだが、今われ／＼が展開しておるような議論を予想して、実はある程度延ばしたのだということをお認めになつたのであります。そういう事態であるならば、選挙終了後、新しい正式の内閣が成立するまで、その調印を延ばしてもらうという交渉は、それこそ私は可能ではないかと考えるのであります。この点について、解散直後しばらく延ばしたということであるならば、新内閣が成立するまで延ばしてもらえないかという交渉をなされたかどうかという点を、重ねてお伺いいたします。

○岡崎國務大臣 ただいま憲法七十三條を引用されましたが、憲法には「条約を締結する」と書いてあります。調印する事前には書いてないのであります。条約を締結することをおわれわれは考えておりました。つまり特別の場合、たとえば今度国会に上程しておりますが、四月二十八日までに、つまり一年間にこれ／＼の条約に加入するということが、平和条約の付属の宣言で書いてあります。ところが、その加入をする前に国会が解散になつた。ところが条約上の義務として、われわれは、これ／＼の条約であるとかその他の問題について、加入するといふ約束をいたしておりました。従つて、国会解散中で国会の承認を得られなかつたのであります。まず加入をいたしまして、そして今国会に事後の承諾を求めておきます。こういう特別の場合には、先に効力を発生して、事後に国会の承諾を求めておきますが、この日米通商航海条約のときは、国会に

承認を求めまして、それで締結という効力が発生するのであります。これは事前の承諾を求めておるものとわれわれは解釈しております。

○田中(總)委員 それは、外務大臣もただいまの最後の答弁で申されたように、外務大臣の解釈であります。われわれは、やはり調印をするということには条約締結の重要な部分だと思つて、外務大臣のような解釈も成り立たないことではないと思つておられます。調印と条約の締結とは違ふのだという解釈は、私は多少牽強附会の感じを抱くのであります。この点については、いずれ予算委員会等においてもさらに質疑が展開せられることと思つておられます。

私が外務大臣にさらにお伺いをいたしましたのは、選挙管理内閣当時において、日比間における賠償問題についての中間報告といふことが、一種の中間協定のものがなされた事実があるのではありませんか。この点については、賠償問題は国民の負担にかかる国家の債務の問題として、きわめて重大な問題であります。選挙管理内閣において、日比間の賠償の交渉について、具体的にはいかなる処置をとられたか。その処置をとられた部分は、私は、これまでこの条約の調印と同じように、きわめて重要な意義を持つておると思つておられますが、この点について外務大臣にお伺いしたいと思います。

○田中(總)委員 その点は、私、選挙中—具体的には解散になつてからというふうな記憶しておつたのであります。その点は私の記憶違いかもしれませんから、さらに調べることにいたします。

そこで、大蔵大臣も見えになつたのですが、先ほど私外務大臣に質問した点は、主計局長が事務当局がおられないと答弁できないと思つたので、私の質問はこの程度にとどめます。

○小笠原國務大臣 川島金次君。まず第一にお伺いをいたしましたことは、二十七年に於ける防衛費の不用額が、世間で伝えられるところによりまして、六十六億八千万円に及んでおる。しかもその上に、同じく防衛費で二十八年度に繰越されるであろうと大体決定された額が、一千百三十億に上つておる。合計いたしますと、実に驚くなかれ一千九百九十有餘億という歴大な額に上るといふふうな言われておりますが、この点は事実でありますか、まず伺いたいと思つておられます。

○小笠原國務大臣 その個々のことを実は私よく承知しません。はたしてその通りであるならば適當を欠いておると思つておられます。いろいろ事情があると思つておられます。たゞいま主計局長が参りまして、これも御答弁申し上げることにいたしました。存じます。

○川島(金)委員 これは、私が的確な筋から調べました数字なのであります。これが事実であるように私は聞いておられますが、しかしながら、大蔵大臣は具体的に承知しておられないようでありまして、この問題については後ほど御意見を承りたいと思つておられます。

次にお伺い申し上げたいのは、昨日も、わが党におきまして、当面の公務員及び一般政府関係機関職員の給与、ことに夏期手当の問題につきまして、政府筋にそれ／＼申入れを強く行つたことは、大臣も御承知の通りであります。この公務員並びに政府関係機関職員を加え、さらに地方公務員を含めた当面の夏期手当については、政府はどのように今日考えられておられますか、それを伺つておきたい。

○小笠原國務大臣 きよう提出いたしました六月分の暫定予算におきましては、いわゆる〇・五という分は計上してございまして。しかし、昨日川島さんの方からお申出になりました一箇月というの計上いたしてございまして。これは、はたして今の財政上でできるかどうかを検討中でございます。〇・五に相当する分だけは計上いたしてござい

います。

○川島(金)委員 大蔵大臣は、すなおに、検討中ということをお申されたのでありますが、六月分はすでに暫定予算として昨日上程済みでございますから、無理と思いません。そこで大蔵大臣は、検討の結果、七月分の暫定予算の場合において、公務員の夏期手当を当面一箇月分に引上げるといふ用意があるかどうか、その点はいかがですか。

○小笠原國務大臣 この問題は、本予算編成の場合に、これも来月中旬にお出しできると思えますから、十分考えてみたい、こういうふうな考えであります。

○川島(金)委員 大臣のお話によると、十分に考える。これは私は、単なる大臣の答弁としてのものだけではなない、こういうふうな理解をいたしまして、大臣の今の言明通り、できるだけすみやかに再検討をされまして、その夏期手当は〇・五を一・〇に引上げるように最善の努力をされんことを、この機会に強く要望してやまないものであります。

(小笠原委員長代理退席 委員長着席)  
○小笠原國務大臣 川島さんにちよつと申し上げておきます。ちよつと一箇月分にいたしますと、百二十五億ほど金があるのでございますが、それらの点から相当財源に困つておられるので、十分考えては見まするが、この十分考えるというところは、やるという前提だとおとりくださいますと、私の言葉は過ぎることになりま

すので、この点あらかじめひとつ御了承願つておきます。

○川島(金)委員 それでは裏返しに言

うと、それはできない相談だというお話をなすか。たいへん事情が違つて参りますが……

○小笠原國務大臣 考えてみます、こういうことをひとつ申し上げておきます。

○川島(金)委員 しつこいようです

が、できないんだが、この場合の答弁として考えてみますというだけのことなんではないか。これはたいへん重要なことなので、私もまじめにお尋ねしてありますので、ひとつ他意のないところを率直にお答え願いたい。

○小笠原國務大臣 実は本予算の省議その他閣議等もまだ開いておりません。従つて、どういふふうになるかといふことを検討した上でないと、はつきりした御答弁を申し上げられないのであります。ただいまのところは、率直に申し上げますと、百二十五億の財源を求むることはよほどむずかしいのではないかと思つております。

○川島(金)委員 それではまた、たいへんしつこいようですが、繰返してお尋ね申し上げますが、一・〇に引上げることは容易ではない。その容易でないという事情も私はわからぬわけではございません。そこで重ねてお尋ねいたしますが、〇・五に對するところの夏期手当をさらに〇・七ないし七五くらには引上げるといふ構想はありませんか。この点を重ねてお尋ねしておきます。

○小笠原國務大臣 川島さんのせつかくのお言葉であります。やはり本予算のときに考えさせていただき、こういうことにごさしていただきたいと思います。

○川島(金)委員 どうも最初の大蔵の

話は、質疑応答を重ねているうちにだんだんあやふやになつて、茫漠たることになつてまことに残念ですが、とにかくこの問題はきつめて重要な、公務員諸君の生活にとりましても問題であり、またこのことに対する政府の態度

いかんは、さらにまた国鉄その他を中心とする組合等にも及ぼす影響、また組合の立上り等についても大きな関係がございまして、その辺の事情を十分に勘案して、政府は誠意のあるところを積極的に打出されんことを、この機会に強く希望しておるのであります。

そこで先ほどの私の質問であります。主計局長も見えられましたのでお尋ねするのですが、二十七年年度の防衛費の中で、歳出の不用額が六十六億八千万円になり、さらに防衛費の中で二十八年度へ繰越されるところの額が一千百三十億になるであろうと伝えられておりますが、この点はいかがでございますか。

○河野(一)政府委員 御承知のように、ただいまは出納整理期間でございます。繰越しの類その他目下各省から持つて参りましたものを検討いたしておる段階でございます。従いまして、確定的な数字はまだ出ておりませんが、防衛費と申しますか、安全保障費あるいは保安庁費等につきまして、事業の進捗がずれました関係で、ある程度の繰越しが出ており、また不用額も出ておることは事実でございます。

○川島(金)委員 私が手に入れましたところによりますと、安全保障費、これは今申し上げましたように、もちろん二十七年度の額であります。安全保障費は五百六十億の予算であります。防

衛支出金は六百五十億のところを八十億繰越される。平和回復処理費は百十億のところ五十八億繰越される。保安庁費は五百九十一億のところ二百六十億も繰越される。これが合計一千三百億程度になるわけでありまして、今主計局長は、目下調査中で計数の整理中であると言われております。このような大層な額に繰越し未使用分が出て来るのであるが、大体こういう数字がまだ明確でないにいたしました。この程度に近いようなものになつて来るのかどうか、その点はどういふふうになつておりますか。

○河野(一)政府委員 相当程度の繰越し——おそらく千億を越える繰越しが出ると思つて、ただこの繰越しにもいろいろございまして、債務負担を引出しまして、現金の支出が繰越されるところもございまして、保安庁の方でも、御指摘のごとく二百億を越える繰越しが出ると思つて、そのうち半分程度はすでに契約をいたしました。現金の支出が残つて繰越されるものもあるわけでありまして。

○川島(金)委員 これと関連をしてお伺いしておきたいのでありますが、今私どもが審議いたしております暫定予算、いろいろの暫定予算、私どもはこの問題については異議がございまして、政府のいうところの四、五両月にわたるところの暫定予算の総額におきましても、相当額の未使用額があり、しかもその上に相当額の繰越額が出るであろうときも伝えられております。この問題について、主計局長はどのようなお見込みを立てられておりますか。

○河野(一)政府委員 御質問の趣旨が

ちよつとわかりかねたのでございますが、当初計画を立てましたところにつきまして、いろいろと事情の変更もあり、特に保安庁の経費等につきまして、特別の規格であります関係上、試作品をつくつて、その上で注文をするといつたようなものがたくさんあるの

でございますが、そういう試作品にございまして、なか／＼思うようなものが資材その他の関係でできなかったという

ようなことで、金額自体繰越されたものもございまして、また一応契約をいたしましたけれども、納入が遅れて現金の支払いに至らなかつたというものもございまして、また安全保障費につきましても、当初計画いたしましたところにつきましても、一応実施設計をいたしましたものも、土地がかわりましたり、あるいは実施設計をもう一回やり直すといふ点で遅れたのでございまして、むしろ支出を厳にして繰越しを避けたといつたような面から、繰越しが出たものもあると考へます。

○川島(金)委員 今私が後段にお尋ねをいたしましたのは、前段にお尋ねいたしました二十七年年度の防衛費の問題でなくして、今ここで審議されております四、五、二箇月にわたる暫定予算の総額の中において、いまだ使用せざる、あるいは不用になる、あるいは繰越される額が相当に出るであろうと言われているのでありますが、その点をお尋ねしているのであります。

○河野(一)政府委員 四、五月分の暫定予算は千四百億ばかりでございますが、これがどの程度使用になつてい

るか、あるいは繰越されるかということ

でございますが、この使用実績につき

ましては、四月分の支出実績が五月末

一

九

九

九

日までは各官から支出済みの報告が参るでございます。しかし実際問題といたしまして、最近は一、三箇月遅れしておりますし、ことに四月におきましては、前年度の予算も施行される関係で、その区わけが実は今までもなかなかつかないのであります。支出官の数にいたしましては五百、資金前渡官更に入れますと六千から上つておりますので、どの程度これを使用いたしてあるか、その点につきましては、ちよつと現在のところ数字を持つておりません。また不用になるかというお話でございますが、これは暫定予算の予算総則にも書いてございますように、残額につきましては六月以降においても使用できる、こういう建前なのでございまして、不用になるという考え方はないと存しております。

○川島(金)委員 二十七年年度の防衛費の問題を特に取り上げたのも、ただいま私がお尋ねいたしましたのも、一貫した観点でお尋ねしておるのですが、主計局長も説明されました通り、二十七年年度の防衛費の中で、私がお尋ね申し上げ、懸念をしておりました通り、やはり相当額の繰越額が出るであろうという事は、局長もほぼお認めになつておるようでありまして、その上に、この四、五の二箇月分の暫定予算におきまして、ある程度の繰越が出るであろう。これまた承認されておるようであります。暫定予算というものは、緊急にしかつ必要なる措置といたうことになつておるのであります。参議院の集会にかけて承認を求めるとは、いふところの緊急必要なる措置であつて、繰越額が相当出るような予算を一体緊急とわれ／＼認めることができ

るかどうか、という問題にもかかつて来るわけなのです。そういうことからいたしまして、これは大蔵大臣にお尋ねいたしますが、そういうことがあつても、なおかつこれは緊急かつ必要なるものであると認めるお立場におられるかどうか、この点についてひとつ御見解を承りたい。

○小笠原國務大臣 たしかお手元に配付してあると存じますが、大体今仰せになりまして防衛支出金、保安庁費その他につきましては、暫定予算額の、たとへば防衛支出金については九二・七が五月三十一日現在までにもう承認済額となつておるのでございまして、大体において、そういう現金支払いに ついての繰越しは若干起るかとも思いますが、支払い計画承認済みの額から申しますると、お手元に差上げました表に基きまして、一切を通じまして九六・四％というものが、五月二十日現在で承認済みになつておるようなことでございまして、私どもは、このときに、不用で繰越しされるものを見たとは、実は考えていなかつたのでございまして。

○川島(金)委員 こういう配付された書類にありましていわば支払い計画承認済額、これはいかようにも幅のある方法で行われ得る性質のものであると私は思う。問題は、予算というものは言うまでもなく国民全体の血税の結晶であります。その血税の結晶を基礎といたしまして立てます予算、その予算を実施いたします場合に、政府は、この予算は一厘一毛でも国民の血税の結晶である、こういう考え方が常に強くなければならぬ。しかるにかかわらず、今申し上げましたように、たとへば二十七年年度の防衛費におきましても相当な不用額があり、いわんや繰越額も出ておると言われておる。なおかつこの暫定予算におきましても、緊急必要だと称されておるながら、これは単に支払い計画承認済額であつて、実際に緊急かつ必要にして支出しなければならぬ金というものは、これほどではなくて済むわけでありまして、実際問題としてこれはそうなるのであります。そういう予算の立て方をすることを、大蔵大臣といたしましては、はたして正常なあやまちのないものであると考へられておるかどうか。これは、今後の予算の問題につきまして重大な事柄でございまして、大臣にあえて重ねて御所見を承つておきたいと思つておる。

○小笠原國務大臣 川島さんが仰せの点まことにごもつとも存じます。私どもも、もし使わないうで済むようなものでありますならば、決して緊急かつ必要と認めて計上する意思は持つておりません。ただこの場合、必要であるという事情で計上をいたしました。二十七年年度分はともかくとして、私も二十八年年度で申しましたように、やはり国ですから、一定の支払い計画に基いたものが必要なもので、こうしてあると存じますが、御趣意はよく休して、今後の予算編成に臨むことになつておる。

○尾崎委員長 羽田武副郎君。羽田委員 外務大臣の御都合でたいへん恐縮であります。ただいま河野さん並びに古屋氏の御了解を得ましたので、簡単に御質問いたします。実は軽井沢が米軍の山岳演習地になるといふことで、地元の方が非常に騒ぎまして、今日は長野市において労働組合、学校教育関係の団体、また婦人団体、青年団体、宗教団体、農業者団体等が集合いたしました。これに反対の県民大会を開くというふうな次第であります。事は緊迫をいたしてあります。御承知のように軽井沢は、軽井沢国際慈善文化観光都市建設法によりまして、特別都市として、国際的な平和な安撫所になつておる次第であります。そのほか、ことにあの地は、明治二十何年か外国の宣教師が避暑地として開拓して以来、ずつと風紀上の清浄の地として今日まで保たれておつたのであります。そういう見地に立ちましても、あそこに軍隊の演習地を置くことについては、地元として、また国際的な見地からいつても、平和な都市としておきたいといふことで、絶対反対を唱えておるのであります。ことにあの浅間山の頂上近くに火山観測所がございまして、この火山観測所は、世界でも学術的に幾多貴重な貢献をなしておるような次第であります。ここが演習地に指定されれば、学問上の見地から火山観測に影響があるといふことで、先般東大の地震研究所の方々並びに日米合同委員会の方が現地を視察されまして、目下その調査したものを

学術的に科学的に検討を加えておるといふことでありまして、そういう火山の観測の見地から申しまして、どうしてもこの地を演習地にするといふことに対して反対をいたしておる次第であります。ただこの演習内容や実施内容について揣摩臆測が行われておるに、全貌がわかつておりません。その意味において、外務大臣にこの実施計画の具体的な全貌をこの際発表をいたさ、また今後の火山観測についての御所見を承つておきたいと存じます。

○岡崎國務大臣 この演習は、軽井沢と一般に言われておるのであります。が、実は主として妙義山麓で行われるものであります。山岳戦の訓練をいたすのであります。駐留軍が山岳戦の訓練学校を持つておりまして、その生徒を選抜して一クラス約二百人くらいにいたしました。これを三週間ばかり妙義山麓で訓練するのであります。その第四週間に約三日間、浅間山のふもとでもつて最終的訓練を行う、いわゆるこれはロック・クライミングをやろうとするものであります。この演習期間は一年のうち四月から十一月までといたしてあります。これにつきましてもいろいろアメリカ側とも話し合ひをいたしました結果、この地域を使用するにあたりましては、第一には実弾及び爆弾は使用しない。第二に事務用の車両以外のものは車両は一切使わないし、また車両等は道路以外の地域には入らぬ。第三には演習地域におきましては、公私の建物にもろん、神社、仏閣、農地、耕地等にも立ち入らない。さらに農耕、木材の伐出作業、植林計画、採石作業、道路交通

は二十七年年度の防衛費におきましても相当な不用額があり、いわんや繰越額も出ておると言われておる。なおかつこの暫定予算におきましても、緊急必要だと称されておるながら、これは単に支払い計画承認済額であつて、実際に緊急かつ必要にして支出しなければならぬ金というものは、これほどではなくて済むわけでありまして、実際問題としてこれはそうなるのであります。そういう予算の立て方をすることを、大蔵大臣といたしましては、はたして正常なあやまちのないものであると考へられておるかどうか。これは、今後の予算の問題につきまして重大な事柄でございまして、大臣にあえて重ねて御所見を承つておきたいと思つておる。



うこととなくして、なるほど予算に対する支払い計画承認額というものはそういうことになつてゐるけれども、実施と計画とが非常に緊急性に欠けておるものも相当あると言われております。また、ある見込みのように私も想像いたしております。しかも既定の人件費の額を除いたその他の額におきましては、おそらく専門筋の見るところによりまして、これが六月の方に繰越されて行く額が、最低三割くらいあるだろうというくらいにさえも言われておるのであります。もしそういうことになりなつたといはしますれば、一体、この暫定予算というものがどこに、總体的においては、緊急かつ必要な予算額であつたかということに、おわれれば重大な疑念をさしはさまなければならぬことになるのであります。従つて、このことにつきまして、一体五月中に実際に支払う額、さらにまた言いかえれば、計画と実施の上において、相関の上立つての緊急かつ必要ということが裏書されるという額は、一体総体のどのくらいになる見込みであるか。その点は、大臣にお尋ねすることは無理でありますから、主計局長でけつこうでありますけれども、その点の見込みをこの際ひとつ明らかにしていただきたいのであります。

助をするといつた場合におきまして、予算がなければ補助指令が出ません。補助指令を出しまして、それによつてその請書が出て、そして現金が支払われるという関係になるのであります。単に支払い計画の面だけ見て、予算が余つておるとかなくともかいうことにはならないのであります。つまり支出負担行為とあわせて見ないと、予算の使用といふものはどうであるか、どの程度実行しているかといふことはわからないのであります。その上、先ほど申し上げましたように、四、五月という期間は出納整理期間で、前年度の分もございまして、多数の支出官、資金前渡官吏を持つております関係上、また支出負担行為の程度になつて、またあるいは現実に現金をどの程度出しているかといふことは、ただいまの状況では、私どもの手元におきましてもつかみ得ないような状況になつておるのであります。

○川島(金)委員 今の前段の主計局長の説明は、われ／＼もよくわかつております。わかつておりますが、この暫定予算といふものは通常の暫定予算ではございせん。しかも、われ／＼の疑義のある参議院だけの緊急集会にかけて、しかも緊急必要といふ事柄を基礎としての予算であります。そこで、ノーマルな予算と違つた、もつと厳格な、厳密な意味のものを編成しあるいは提出すべきである。私は、こういう観点に立つて、いろいろ／＼とお尋ねをいたしておるわけでありまして、そこで、さらにお尋ねいたしますが、旧憲法におきましては、御承知の通り、予算が不成立に終つた場合には前年度の予算を踏襲してよろしいということになつて、要するに政府本位になつております。ところが、新憲法におきましては、どこの条文を見ましても、憲法はもろ／＼であります。財政法を見ましても、予算が不成立になつたときにはこれ／＼といふ条文はどこにもありません。それだけに、予算といふものは、憲法及び財政法を通じての一貫した精神といふものは、必ず国会の承認すなわち衆議院と参議院をもつて構成するいわゆる厳格な意味の国会の承認を求め、これが鉄則でなければならぬ。従つて、旧憲法と違つたものがここに新憲法と財政法として生れておるわけである。ところが、政府のこの暫定予算、緊急集会にかけた暫定予算について、われ／＼疑義があるのです。かりに一步退いて考えてみた場合に、この旧憲法のいわゆる前予算を踏襲することができるといふ観念を、安易にそのまま踏襲いたしました。今度のこの暫定予算を緊急集会にかけたというくらいがあるのじやないか、こういうやり方というものは、はたして緊急集会にかけるといふ性質上、妥当なものであるかどうか。政府は非常に安易な道をとり過ぎたといふ感じが私には強くないのでございせん。が、こういう出し方で、しかも、さらに何のあやまちない政府の側では考へておられるかどうか、その点の見解を示してもらいたい。

○河野(一)政府委員 旧憲法の時代におきましては、予算が不成立の場合に於いては、前年度の予算を施行いたすといふことで、そのほかにこれでもつて間に合わない場合におきましては、旧憲法第八條あるいは七十條の処分が行われることになつておつたのでござい

ますが、新憲法におきましては、このよう前年度予算施行という制度がありませんので、最も民主的に暫定予算という制度でこの欠陥を補つておるものと私は考へるのでございせん。従いまして、その暫定予算における必要といふことは、国政を運営する必要といふことであるかと私は考へるものであります。次の国会が集会になつてその間を待つことができない、しかし國務の運営をやつて行かねばならぬための必要な経費といふふうに考へておるのでございせん。従いまして、あるいは交際費がどうかといふような御議論もありませんが、少くともそういうものであります。この期間内において支出しなければ國務の運営上困るといふようなものは、すべて計上していい建前だと考へておる次第であります。

○川島(金)委員 私は別な観点に立ちまして、いろいろ／＼ここに重大な疑義をさしはさんでおるものであります。しかし、この問題については、議論を重ねることは、単なる論議に終るおそれがございますので、この問題は他の方にお譲りを申し上げたいと思ひます。

そこで、ついでに大蔵大臣に承つておきますが、地方財政の昨今の窮状は、大臣としてもよく御承知のことと思つておられます。ことに去年度、本年度にわたりますれば、およそ地方財政だけ見ましても、二百億を越えるところの大きな赤字がおそれられておるような実情であります。そこで、何回も議論になるのでございせん。けれども、この際地方財政の自主的な確立をはかるために、中央、地方を通じ

ての抜本的な税制改正というものが、絶対的に必要ではないかと私は考へる一人でございます。国の財政は均衡を保つておつて、たまには赤字のような状態を出しておる。しかるに地方は、まるで赤字に次ぐに赤字をもつていたしまして、破綻の一步手前にある。こういうようなことでありましては、断じてならぬと私は考へるのでございせん。そこでこの際、政府といたしましては、中央、地方にわたる一貫した抜本的な税制の改革をはかりまして、中央はもろ／＼、地方におけるところの財政を自主的な立場において確立のできるような方途を立てることは、きわめて焦眉の急務ではないかと考へるのであります。その点につきまして大蔵大臣はどのような見解を持たれるか、さらにこの機会に、また大臣になられて早々、私は無理であろうと思ひますが、地方自治庁の長官をかねました塚田新事務大臣にも、この点についてあわせてお尋ねしておきたいと思ひます。

○小笠原國務大臣 中央、地方を通ずる税制の根本的な改正につきましては、私どももその必要を非常に認めておるものでございせん。しかし、これをどういふふうにするかといふ問題は十分検討して、閣議その他に諮る必要もございせん。ただ私どももその必要は痛感しておるということ、この際申し上げるにとどめたいと思ひます。

○塚田國務大臣 この問題につきましては、私も川島委員とまつたく同感であります。かつこの問題は、もうこれ以上上らうとつておけない段階に来ておるのではないかと、いふように私も考



的な経済ではとても問題にならぬ。ことに、こういう特需問題が、ことしか来年のうちにかりになくなるような、あるいは激減するような事態が起つた場合、また起ることも予想の中に入れて政府は考へて、政策を立てて行かなければならないと私は思うのであります。そういうような事柄を考へてみました。ただ、自由放任的な経済ではならぬと私は思う。たとえば、コストの引下げによりまして、たゞこのままほうつておいたのでは、あるいは金融面の操作くらいでは、とてもコストの引下げの実現にはならないといふことになりますれば、どうしてもこうしても、社会主義経済とまでは行かなくとも、経済の計画化といふことは避くべからざる絶対的の法則だと私は思うのです。今日のごとく人口が多い。そして国土が狭い、しかも重要な資源は乏しいといふこの国情におきまして、人口はさらにまた年々百五十万もふえて行く、こういうような実情を考へたときに、経済の計画といふものを抜きにいたしましては、そういうことが望めないのではないかと感じを私どもは強く抱いておるのであります。そういうことについて大臣はどのように考へられるか、このままやつておつても、コストの引下げもできる。輸出貿易も大いに盛んにできるのだというほんとこの見通しがあるのかないのか、その点について率直な見解をひとつ披露してもらいたいと思ひます。

なければならぬ短期計画も立てなければなりません。そこで自由放任の手放しの自由主義ではむろんいかぬと思ひます。あなた方の仰せになるようないわゆる計画経済といふものと一致するかどうか知りませんが、しかしこの輸出貿易を振興するといふ点においては、重点的にこうするとか、また基幹産業をこうするとか、いろいろのこをやつて、そうして一種の計画性を持たなければどうしても打開できぬと思ひます。これはただ程度の差にあらぬといふことは承認しております。○川島(金)委員 時間がありますから、まだちよつと論議があるのですけれども、その点はどう考へておきますか。そこでもう一点通産大臣に伺つておきますが、最近、今の経済の計画化あるいはコストの引下げあるいは貿易の増大といふような一連の問題をねらひまして、補給金制度の復活の問題が論議の上つております。そして、またおそらく自由党内部においてすらも、この問題は問題になつておるのではないかとと思ひます。たとえば、当面におきまして肥料の補給金あるいは重要な鉄鋼の補給金の問題、こういった問題が非常に重要課題となつて来ておることはいないない事実であつて、大臣もこれはお認めのことであらうと思つておられますが、こういう補給金制度のいゝわゆる復活の問題について、大臣はどのような見解を持たれておられますか、この際伺つておきたい。

○岡野国務大臣 答へ申し上げまします。補給金をもつて計画経済を立ち行かせるということは、私は一番やりやすい方法だと思ひます。しかし、補給金を出すということにつきましては、いろいろの考へなければならぬことがありますので、私も就任早々でございまして、個人として持つておりました議論もございまして、しかしよく事実を探求いたしました。これに對しては、断を下したいといふ考へておられますが、まだその点において、その利害得失を研究し、同時に総合的に日本全体の経済のことについて考へていく段階でございまして、今日結論を申し上げることは控へさせていただきます。○川島(金)委員 それでは次に移ります。文部大臣が見えておられますので、二点だけ伺ひたいと思ひます。それは、先ほど午前中の私の質問で、総理大臣は、義務教育学校職員法案を今国会に上程するかしらぬかといふ問題についてお尋ねをいたしましたところ、必ず上程はすると言明をされました。しかし、この問題については、われわれは断固反対の立場を持つことは言うまでもありませんが、その中で、総理はさきわめて注目すべき一言をつけ加えておられます。それは、その義務教育の学校職員法につきましても、主管大臣がかつたのであるから、そのかわつた大臣の意見もあるであらうから、その意見に基いて相当研究した上で出すであらう、こういうことを言明されておるのであります。十五国会に上程されました職員法と同じそのまゝのものを出すつもりであるか、それとも、あの法案を、何らかの形において修正して出そうといふ心構へでも持たれて、検討されておるのであるかどうか、この際これを聞かしてもらいたい。

○大連国務大臣 ただいまのお尋ねにつきましても、これは申し上げるまでもなく非常に論議のある問題であり、また重大な問題でありますので、私といたしましては、十分検討の上で態度をきめたい、かように考へております。○川島(金)委員 新文部大臣は、無原則に前回の国会に上程されたこの法案をそのままのみに出さぬ、といふふううに受取れる今の御言明のようであります。従つて、この際重ねてお尋ねいたすのであります。われわれは、義務教育費の国庫負担については、年来の主張でありまして、別に異議はございませぬ。問題といはしますのは、大臣も御承知の通り、いわゆる義務教育の学校職員の正常なる政治活動をこの法案の成立と相伴つて封圧をしよう、そこに大きな問題をわれわれは感じておられます。前回の国会におきましても、この法案の粉砕に実は野党連合をもつて當つたわけでございます。そこで、念のために大臣にお伺ひしておきますが、大臣は、この学校職員の今日確保されておられるところの政治活動を禁止することがよろしいと思つておられるかどうか、それとも、教員の政治活動といふものは、この程度ならばこのままではいいのではないかと、いふような見解でも持たれておられるかどうか。今十分に研究と言われましたが、その点が研究の問題ではないかと思ひます。その点はいかがですか。○大連国務大臣 御指摘になりましたように、その点について十分研究をいたしております。

○川島(金)委員 十分に研究といひましても、これは文部省といたしましては、新大臣としてきわめて重大な問題です。大問題のうちの大問題で、一番の問題です。ですから、これは文部大臣に就任するときに、すでにこの問題についてどうするかぐらひの構想といふものを持たれるべき問題だと私は思うのであります。従つて、まことにしつこいようでありまして、そういうふううに研究中といふのでありますれば、どういふふううに研究され、また文部大臣としては、どういふふううな方向にこれを直して行つたならば好ましいものかといふ、若干の構想ぐらひはお持合せではないかと私は思うのであります。その点、練達な新文部大臣のことでありまして、ひとつ率直に明らかにしていただきたい。○大連国務大臣 ただいま申し上げましたように、十分再検討したいと存するのであります。大体本年度の予算が提出されますまでは、検討を終りたいと思つております。その時分には申し上げることができると思つております。○川島(金)委員 どうですか、私どもはこの法案は反対であります。そこで、最後にお伺ひしますが、前国会におきましては、野党は、改進黨を加えて、相当な議論があつた問題でありましたので、ひとつこの際、こういった問題になりそうなる法案については、十六国会においてはとらへずと、やめる、このくらい政治的決断が私はほしいと思つております。その点はどうですか。○大連国務大臣 午前中の総理大臣の答弁もあつたのであります。その点、ただいま総理大臣の答弁と違つたことを申し上げることは控へさせていただきます。



をされましたが、この国会に出すことは当分見合せるといふふうに考えられておるかどうか。その点について、簡単でよろしいですから、お伺いいたしたい。

○犬養国務大臣 川島委員からお述べになりましたように、昨日の当委員会、総理大臣が、今のところ警察法は再び提出するということを述べられたのであります。原則としてこれはその通りでございますが、今もお話がありましたように、目下の微妙な政局——議会勢力もあるときと変化を来しておりますから、現実の政治家としては、そういうことを勘定に当然入れなければならぬと思つて、今これも、陳腐な言葉であります、慎重に審議してある最中でございます。

○川島(金)委員 慎重な検討をされておることはよくわかるのですが、そこで、この前は、何か十月から実施ということである。しかも、十月からなせ実施するのさかという、大臣は繰返して述べておられる。非常に緊急必要だと。ところが、解散のおかけで今日まで延びて、昭和二十八年は六月を迎えようとしておる。緊急必要欠くべからざる法案だとして上程されたものが、今日まで延びておりました、あの警察法の改正がなくても、別に大臣が心配そうに物語つたあの状態は少しも起つておりません。実にきわめて平穩である、とまでは行きませんけれども、何ら事故もない状態である。そういうことを考へてみた場合に、またしても警察法の改正を出すことになりませんが、今度の警察法の改正は、緊急事態に処するといふ建前での再提出ではなくて、別にかわつた角度に立つて提出を

するといふことであるかどうか。それから、もし出すとするならば、一体どのくらいな期間のうちに、この国会中に出すのか。それとも国会中は見合せて、次の臨時国会なりその他になるようなことも考えられるかどうか。その点はいかがでございますでしょうか。

○犬養国務大臣 治安情勢から言つて、この前の国会で皆様に御説明いたしましたことが、鬼面人をおどかすといふことではないつもりであります。その後の情勢も心配な点はございませぬ。けれども、この問題はとにかく論議のあつたことでもありません、また国会勢力にも変動があつたといふ現実をやはり率直に見て行くことが必要でございますから、今いろいろな場合を考慮に入れて考へておられます。どう考へておるかというところは、ちよつとまだ申し上げる時期が早いのでありますけれども、今お触れになつたあらゆる場合を考慮の中に入れて、慎重に考へておるといふことを申し上げておきたいと思つておる。

○尾崎委員長 古屋貞雄君。○古屋(貞)委員 私は、大蔵大臣に御質問したいのですが、大分中曾根君が詳しいところをやりましたから、要点だけを御質問いたします。暫定予算の中の食糧増産対策費九十九億七千七百万円というのがございませぬが、これが緊急必要であることは私も認めます。が、この内容はどういうものであるか、御説明をいただきたいと思つておる。そうして後に質問を続けたいと思つておる。

○河野(一)政府委員 内容といたしましては、土地改良がおもでございます。それから開拓、耕種改善、これは

品種の改良であります。それから病虫害防除、大体そういう経費がおもであります。

○古屋(貞)委員 大蔵大臣は、中曾根君の質問に對しまして、大体農業災害補償を重点に農村問題対策をお考えになつておられるとおつしやいました。が、そうすると、現在のわが国において最も重要なことは、外国から二千万石以上の食糧を買入れておることです。従いまして、それに支払つておる数百億の金を国民が負担しておる。さういふ場合に、食糧増産が必要であることは私も十分認めます。そこで、農村における農民の不可抗力による損害については、ただいま大蔵大臣は、農業災害補償制度によつてのみ救済するといふお話でありませぬが、現在の農業災害補償法に基くわずかな補償制度で、一体日本の増産計画が行われるかどうか。一方においては、土地の改良に大きな金を使い、さらに開墾を奨励し、食糧増産を奨励しておられるが、最も良田であり、長年の間相当の生産をあげておられます土地が被害をこうむつて、農民がその日の生活にも窮しておる、さらに来年度の生産の準備にも事欠くといふような場合に、それを災害補償ぐらゐのはした金で、言いかえまますならば、今回の凍霜害のような莫大な不可抗力による被害、これは農民自身の責任においての収獲不能あるいは減収でございませぬ。天災地変による不可抗力であります。さういふ場合の不可抗力のおかげで、農民はその日の生活にも困る、のみならず肥料代にも困る、翌年度の生産の準備金が出ないといふような場合に、現在のよう

な災害補償のわずかばかりのはした金

で救済するということでは、目的は達せられない。これは焼け石に水であります。しかるに大蔵大臣は、ここに緊急必要費としてかような金を計算して審議を求められるのですが、一方においては災害補償法でございませぬといふようなことは、これは政策に矛盾する、増産の目的に相反する結果になると思つておるが大臣の御所見を承りました。

○小笠原国務大臣 私どもが今度の災害に對しまして決して冷淡であるわけでないことは、先刻申し上げた通りであります。従いまして、目下いろいろ事務的にまた政治的にも考慮をめぐらしまして、この二、三日中に確案を得て御協議申し上げたいと思つておるのでありませぬ。ただ、そのうちに肥料代等の問題をどうするかということについては、あるいはまたその金額等の問題はまだ最後の決定を見ておりませぬけれども、いずれにいたしましても、今度の凍霜害等に対する処置といたしましては、政府としてやり得る最善を尽くしたい、かように考へておる次第でございます。

○古屋(貞)委員 私は、ただいまの大蔵大臣の御答弁と、中曾根君に對する御答弁について、さらに重ねて承りたいのですが、大蔵大臣は、先刻、いまだ今回の凍霜害被害の金額がわからなから、かような御答弁がございませぬが、私も五派の凍霜害対策の懇談会と申しませぬか、協議会の席上で、農林省におかれましては、この被害が九十億円だといふ発表をしておりました。そうして、本年度の四月、五月の予備費をこれに振り向けるようにするといふことに五派の相談がなりました。

で救済するといふことでは、目的は達せられない。これは焼け石に水であります。しかるに大蔵大臣は、ここに緊急必要費としてかような金を計算して審議を求められるのですが、一方においては災害補償法でございませぬといふようなことは、これは政策に矛盾する、増産の目的に相反する結果になると思つておるが大臣の御所見を承りました。

て、それに対して、各被害項目に對する割当をしてもらいたいといふことを農林省にお願いたしましたところ、農林省では、その割当までいたしまして、われわれに報告をしたのでございませぬが、大蔵大臣の方ではやはり被害総額がまだ不明だとおつしやるのですか。

○小笠原国務大臣 被害総額等につきましては、また農林省の要求につきましましては、一応相談を受けておるのでございませぬが、しかし、これらについてもよく両方検討する必要があると、目下両者の間に事務的に十分な折衝を出し得るものと、しからざるものとございませぬので、これらの点につきまして十分な検討をいたしました上、少くともこの二、三日中に最後の結論を得て、皆様の方へ差出したといふ考へておる次第であります。

○古屋(貞)委員 それでは、もう一つ承りますが、さういふ緩慢な態度をとられておると、災害をこうむりました農園などに対しては——これはある程度の金をかけますと挽回ができるのであります。それが、いわゆる速効肥料を無償配給してもらいたいといふ全農民の要求なのであります。また病虫害の問題についてもさうであります。大蔵省がさういふ緩慢な考へでいらつしやいませぬ、この被害がさらに拡大するといふことになるのであります。その責任はよつてもつて政府にあるのだといふことで、農民から逆襲をされるおそれがあると思つておるのです。すみやかにやる方法はございませぬでしょうか。なお、農林省で考へられた五億六千万円の緊急措置としての

て、それに対して、各被害項目に對する割当をしてもらいたいといふことを農林省にお願いたしましたところ、農林省では、その割当までいたしまして、われわれに報告をしたのでございませぬが、大蔵大臣の方ではやはり被害総額がまだ不明だとおつしやるのですか。

病虫害対策の問題、農業の費用などに  
つきましては、大体割当をいたして参  
りまして、おそらく農林省をいたしま  
しては大蔵省にこの承認方を要求した  
という事実があると思ひますが、そう  
いう事実があつたかつかつたか、承り  
たいと思ひます。

○小笠原国務大臣 その案に基いて目  
下両方で相談をいたしてある、協議を  
いたしてある次第でありまして、結論  
に達し次第——その結論を今急いで出  
した上で御相談を申し上げたい、かよ  
うに考へておる次第であります。

○古屋(員)委員 その点は至急にお願  
いいたしと思ひます。従いまして、  
ただ私は、ここで増産に対する大蔵大  
臣の御所見を承りたいのであります。  
日本の食糧増産が至上命令であり、特  
に生糸の方は外貨獲得についての大き  
な役割を果してあります。従いまし  
て、農民生活の安定ということ、い  
ずれの方面から考へましても非常に重  
要な問題でありまして、現在の政治の  
最も重点はここに置かれなければなら  
ぬという、ようなことを、われ／＼は考  
へておるのでございますが、大蔵大臣  
の方は、農林省並びに農民の要求によ  
つて、天災地変に基く災害は全額国庫  
負担を考へる考へがあるかどうか。私  
どもから申しますならば、また農民か  
ら申しますならば、ただいま議論にな  
つております、いわゆる防衛費

用あるいは保安庁経費というようなも  
のが毎年ふえて参つております。さよ  
うな方面に国家の予算を使ひまして、  
いわゆる不生産の方面にそういう予算  
をたくさんおとりになりまして、生産  
に必要な、しかも日本で一番問題にな  
つております食糧の増産、自給生産

の問題に対する農民の生産の段取りを  
する費用がない。言いかえまするなら  
ば、もしもかりに第三次戦争が起き  
て、外国から日本に食糧を輸入する輸  
送力がなくなるということになります  
ならば、——これは外国の船によつて  
輸送されておきますから、それらの  
国々に戦争が起きますると、輸送力が  
絶無となるおそれがございます、さ  
ような場合には、二千万石あるいは相  
当莫大な食糧が日本に輸入されな  
いことになる。従いまして、食糧が輸入さ  
れない場合に、食糧不足から受けるこ  
ころの国内不安は、まことにわれ／＼  
は憂慮にたえない重大な問題であると  
考へる。かような場合に、共産党の暴  
力革命、いわゆる群衆心理利用の暴力  
革命が起きるおそれは多分にあると思  
う。この点は、大蔵法務大臣もいらつ  
しやるから、御了承になると思ひます  
が、国民は、食糧がなかつた場合、終  
戦直後の二十一年のあのありさま、さ  
らにそれ以上の食糧不足を現出した場  
合にはどうなるか、かような場合を考  
へますならば、まず防衛費を省き、あ  
るいは保安庁経費を削減いたしまして  
も、全額国庫負担とするのが当然であ  
るやうにわれ／＼は信するのでありま  
すが、それに対する大蔵大臣の所見を  
伺つておきます。

○小笠原国務大臣 食糧増産のきわめ  
て大切なことにつきましては、私ども  
まつたく御同感でありまして、これが  
ために今日までも非常な巨額の金を出  
して来ております。今後ともそれにつ  
いての費用については、適切な限りは費  
用を収縮する考へは毛頭持つておりま  
せん。また、今お示しになりました生  
糸、つまり養蚕関係等の大切なことも

お話の通りでありまして、私どもも、  
これがために諸般の予算を計上してお  
ることは、これもまた御承知の通りであ  
らうと存じます。但し、今度の凍霜害  
等の場合について申しまして、政府  
としてでき得ることは、私ども全部  
したいと考へておられますが、しか  
し御承知のように、個々の農家の場合  
につきましては、あるいは病害虫と  
か、あるいは一般の災害等、共通的な  
もの、一般的なものと違ふものがござ  
います。こういうものは、今までの大  
蔵省のやり方では、予算の査定から申  
しますと、出しておりませんので、こ  
の点をいかにすべきかを今検討して  
おるところでございます。二、三日お待  
ちを願ひたいと存じます。

○古屋(員)委員 二三日を待ちます  
と、大蔵大臣は、全額国庫補償という  
ような構想のもとに、今回の凍霜害對  
策を講ぜられるというように承つてよ  
ろしいのですか、その点を伺ひたい。  
○小笠原国務大臣 ただいままで農林  
省その他から受けておられますもの  
も、全額国庫負担というやうな案では  
ございませぬ。二分の一を国庫で持  
たいという御相談を受けておる次第で  
ございまして、今お示しのごとく、全  
額国庫負担というやうなことでござ  
いますならば、私どもは、ただいまの  
ところ、さようには考へておりませぬ。

○古屋(員)委員 私が全額国庫負担と  
いうことを申し上げたのは、開墾をす  
る費用をたくさん計上されて開墾をい  
たしまして、日本の国内における実  
情は、今後開墾をするやうなところの  
土地は、従来いろ／＼の支障がありま  
して、天災地変の関係上、気候の関係  
上におきまして、収入が生産に伴わな

いという土地が大体多いのでありま  
す。かようなことがおわかりになつて  
も、なおそこに莫大な開墾費用を投資  
しておられる、良田の収獲が不能に  
なる、あるいは収入が天災地変で減額  
されたやうな場合に、翌年度の生産を  
することに御努力を願ひたい。それに  
焼け石に水のような金をこちらに補助  
する。現在のやうな二分の一というよ  
うな金ではどうも農民は立ち上れま  
せん。ということ、従来吉田さんの  
やつて参りました第四次内閣までの農  
業政策は、農民には低米価、低賃金政  
策で、資本主義のつかい棒なんかし  
ておりました、農民を収奪してありま  
した。農民を貧乏にしておけ、貧乏に  
しておけば農村に仕事がないから、農  
村の二、三男は東京へ出て来る。そ  
うして東京へ出てその産業予備軍をさら  
に強化して、低賃金で資本家にもうけ  
させるというやうなことをばかり今日ま  
でやつて来た。大蔵大臣は、従来やつ  
ておられないから、それでやれないとい  
うやうなお考へをもつと進めて、農業  
政策に明るい——農林大臣をお勧めに  
なつて、十分農業政策には明るいはず  
であります。権威者であるわれ／＼  
はあくまで考へておられますが、そ  
ういう方が幸いに大蔵大臣になりました  
から、今回の凍霜害対策などは、私は、  
完全に保安庁費用あるいは防衛費を持  
つて来てやつてくれる勇氣があると  
確信して、実は待つておつたのであり  
ます。しかし、先刻の中曾根君の質問  
に対する答弁のように、農業共済くら  
いの程度ということになれば、これ  
はわれ／＼は失望するのですが、どう  
でしょう。今回限り、ことしの凍霜害  
対策に限つて、農業災害補償法に基

き、あるいは緊急対策によつて、補助  
いたしました残りの損害を、ひとつ全  
額を払うというやうな緊急処置をおや  
りになつていただくやうな御意思があ  
るかどうか。幸ひ議員立法で議員の方  
から全額補償のやうな立法をした場合  
には、大蔵大臣はこれに對して応ずる  
氣構えがあるかどうか、お心構えがあ  
るかどうか、これを承りたい。

○小笠原国務大臣 繰返し申し上げま  
するやうですが、私どもは農村の繁榮  
と農民の幸福は心から願ひしてある  
ものであります。しかしながら、やは  
り災害等の場合につきましても、一般  
的なもの、共通なものにつきましても  
は、国がなし得ることが相対今まであ  
つたのであります。必しもさきやう  
に行つておりませぬ。また過去にはそ  
ういう例等もございませぬので、今度  
の処置をいかにすべきかということに  
つきまして、目下非常に検討してある  
次第でございますので、その検討が  
終るまで、それも長いとは申しませ  
ん。二、三日でございますから、し  
ばらくそれまで時をかしけていただき  
たい、かように申し上げておる次第で  
ございます。

○古屋(員)委員 さような御親切なお  
考へがあれば待つておられますけれど  
も、ただ根本の対策に対する構想の問  
題が、相当私どもも考へが違つておる  
やうであります。どうでしょう。

二、三日たちますとそれがはつきり明  
瞭になりますでしょうか。実は、今回  
の農林省の発表によります被害面積  
は二十四万余町歩になつております。  
それで、ほとんどこれは個々人の損害、  
被害であるということをおつしやい

第二類第一号 昭和二十八年五月二十六日

二七

ますけれども、ある地方におきましては、ほとんど一般的に、普遍的に損害を受けております。しかしながら、一般的被害であるからこれを特別に援助し、個々の被害であるからこれに対する保護政策が完全に行われぬ、こういうようなことはどうもわれわれは納得が行かないのであります。一般の場合には相当大きな額に上りますから、現在の日本の経済の建前から相対困難かとは存じませぬけれども、今回のように、個人であり、一部のようなものであつて、総額九十一億と推定されておりますが、私どもは、かような小さい金であるから、何とかならないかというような要求を申し上げておるわけでありませぬ。そうして、農民はひたすら今日まで日本の産業復興のために黙々と働いて参つておる。しかしながら、御承知の通り、農民は土地と太陽とに取組んでおるのでありますから、土地と太陽との、いわゆるおてんとおさんがへそを曲げるということになる、農民の責任にあらずして、丹精をいたしましてけれども収穫が上らなかつた。現在の農村の事情は、一たびおとしのような霜害がありませぬならば、これは一生貧乏して、結局これがために娘を売らなければならぬというような実情であります。ですから、農民諸君は、今回の凍霜害に対する対策については、非常に真剣であります。大蔵大臣は今二、三日待て、二、三日待てと申しますけれども、農民諸君の精神的に受けた打撃は非常に大きいのであります。従いまして、ほんとうに親切でいらつしやいますならば、もうとつづくにこの対策は行われて

おらなければならぬという実情に置かれておるのであります。もう二週間以上、三週間になん／＼としており、私どもは毎日のように陳情を受けております。私どもはここに参りまして、かような議論をするひまもないほど陳情を受けておるのでございます。もしこれがあやふやで、完全な保護政策が行われぬということになりますると、これは実に大きな問題が起きると思つておられます。どうかこの点を十分お含み願ひまして、農民諸君の生活の安定はもちろんのことであります。来年度の生産に事欠かないような程度の対策をすみやかにお願いしたいのであります。翌年度の生産ができないということになりますならば、これは重大なゆゆしき問題になります。今にしてこれが対策を講じますならば、その被害は相当すみやかに回復ができると思つておられますが、この点について重ねて大蔵大臣のお考えを承りたいのであります。来年度の生産に事欠かないような対策によつて保護政策を行う御構想でありますかどうか、承りたい。

○小笠原國務大臣 今お話の点はよく承りました。営農資金等、そういうこととの必要な資金については、資金上の措置は十分講ずるつもりであります。ただ、さつき申しました肥料の問題ですが、肥料を国が二分の一、県が二分の一、やるかどうかという問題につきましては、少し研究してあります。最後の結論に達するまでお待ちを願ひたい、かように考えておる次第でございます。

○古屋(真)委員 その点はやむを得ませぬからお待ちをいたしますが、できませぬならば、すみやかに対策を講じていただきたい。

それからもう一つ承りたいのは、営農資金の貸出しの問題でございます。主計局長がいらつしやいます、農林中央金庫から貸してあります金は相当利息が高いのであります。一割一分五厘であります。かような高い利息では、農村の現在のような低物価政策であります。一石一万円以上でなければ生産費が償われないのに、農民から七千五百円で一石の米を買い上げておるような実情でありますから、農民は非常に生活が急迫いたしてあります。従いまして、営農資金の問題を考へるときに、一割一分五厘というような高い利息では、とうていこれはやつて行けない、返済は不能であるというようなことに相なるのであります。これに對して、今回の営農資金を潤沢に貸し出すことができるような御処置を願ひたい。利息をもう少し安くしていただきたいと思つておられます。国家資金運営の面から、相当の金をまわしておきまして、安い利息でこれが使えるような御処置ができるかどうか、それに対する御計画があるかどうか、これを承りたいと思つておられます。

○小笠原國務大臣 農中なり、今度できた農林漁業公庫なりを通じての問題は、資金上の問題は十分考へております。それから利子補給をどうするかという問題につきましても、これは目下検討中でございますから、この程度等につきましては、これもさつき申し上げた通り、数日お待ちを願ひたいと思つておられます。

○古屋(真)委員 みな数日を待てということばかりであります。それがわれわれの考へておるような、農民の要求するような対策を講じていただけならなかつておられます。お待ち申し上げておきます。

そこで、先刻私どもの方の田中委員から承りました防衛費のことですが、百五十億の中に施設提供費というものが入つておるのか入つておらないのか。入つておるとすればどういふようなものであるかという内容の御説明を主計局長にお願いしたいと思ひます。

○河野(一)政府委員 百五十億の中に、在日米軍に對する交付金が大体百三十九億ございまして、施設提供等に伴う金が大体十一億であります。これは現在提供いたしてあります。土地建物等の借り料等もおもてでございます。

○田中(總)委員 それに関連してお伺ひいたします。今主計局長の御答弁に借り料等であるということですが、そういうような関係は、先ほど川島委員の質問にありましたように、防衛費関係で本年度へ繰越されたものの中から、当然向けられてしかるべきだと思つておられますけれども、それを暫定予算の中に組んだという根拠は一体どこにあるのですか。

○河野(一)政府委員 これは、不成立予算であります。六百二十億のうち五百五十八億が在日米軍の交付金、残りは六十二億ばかりであります。前年度からの繰越しのものもございまして、この施設提供等の経費には、いろいろ軍その他の補償金もあるものでございまして、前年度から繰越しのものにつきましては、各地の補償関係におきまして、金がいり／＼折衝の上なか／＼額の決定いたさないものがございまして、そういうものが相当繰越しになつて参つておるのであります。従いまして、繰越しのものにつきまして、ある程度ひもがついておる。大体支払わなければならぬものが相当ございまして、もしその場合におきまして、その繰越額で不足するといつたような場合におきましては、施設提供等の今年度におけるその金が不足すると困りますので、そういう金を一応十一億程度と見込みまして計上いたしました。

○田中(總)委員 その点は、従来二十七年から引続き提供している施設の関係のものには間違ひがございませぬか。これは新たに四、五月の間に駐留軍に提供する施設の費用ではないかという疑いがあるわけなんです。その点は主計局長の御答弁の通り間違ひがございませぬか。

○河野(一)政府委員 新たに提供するものと予想いたして積算いたしたわけではございませぬ。従来あります土地、建物につきまして借り料等を計算いたした、また漁区その他の補償費でなかなか具体的な金額がきまらないものもございまして、そういうものも計上いたしまして計上いたしました。

○古屋(真)委員 最後に大蔵大臣に一言だけ伺ひますが、前回の国会を通過いたしました第四次吉田内閣のときの保安庁費が二百億くらいいふておるようです。今回はどうか知りませんが、そういうような費用を今回の凍霜害の対策の方にまわすようなお考えが大蔵大臣にあるかどうか、お伺ひいたします。

○河野(一)政府委員 保安庁費は前年度からある程度繰越しがあるのでございまして、これは先ほど申し上げまし

たような事情で、調達が遅れている関係でございまして、一応の使用の計画を持つておるものでございまして、これを減らしてまわすというようなことは、ちよつとたいたいのところ行きかねるのではないかと考えております。

○古屋(真)委員 そうしますと、食糧増産のような重要な政策はそのままにして、日本の防衛費あるいは保安庁費というようなものをどこまでも御主張にならなければならぬという理由を承りたい。

○河野(一)政府委員 食糧増産も非常に大切なことでございまして、これも積極的に推し進めなければならぬと存じますが、現在おります保安隊の人員を維持し、また現在の装備を充実するということもまた一つの方向でございまして、いずれを重しとして、これの金があるからこちらへというわけではなしに、予算全体としていかに配分するかというのを考えるべき筋合いのものであらうと考えております。

○古屋(真)委員 吉田総理は、口を開けば、再軍備よりも国民生活の安定というふうなことをおつしやられて、それが吉田内閣の御主張なんです。そうすると、主計局長が今お答えになったのですが、私が承りたいのは、いずれを先にすべきかという問題について、どうお考えになつておられるかということでありまして、防衛費を先にやるべきものであるか、それとも食糧増産を先にすべきものであるかということの、その比重の点はいずれに置くかということに對するお考えを承りたい。

○小笠原國務大臣 私は、この予算を編成するのに、不成立予算を編成した

當時も、また今も、これは同時に同様の重点を置いて考へておる次第であります。

○古屋(真)委員 そうすると、大蔵大臣は同様に考へておられる、こういう仰せなんです。その点はわれわれ承服いたしません、さようなお考えでございませう、これは後ほどにまわします。

次に、法務大臣に承りたいのですが、この時限法は——期限付の法律は特殊な事情がございまして、いずれも時が定められておる。それを今回特に緊急集会において決議されておりますが、これに對するその緊急必要だという理由を法務大臣から御説明願いたい。

○大藏國務大臣 これは仰せのように、外国人登録の問題と少年院の問題でございまして。外国人登録の方から申し上げます。御承知のように日本に在留いたします外国人を登録していただく方法として、登録証書に指紋を押しつけてもらうというのをきめたのでありまして、それは昨年の四月二十八日に公布されたのであります。なぜそういうことをしたかと申しますと、その登録証書の偽造、変造が非常に多いのでありまして、まことに困つております。結局いろいろ知恵をしぼつたのであります、これはおもに治安上の関係もございまして、それじやすくやつたらいかかということになります、この登録を受ける外国人に、まだこの趣旨が徹底しておりません。ことに強制的に指紋を押しつけてもらうというようなことは、わが国でも初めてでございまして、一年間の猶予期間を置いた方が妥当である、こういう考え方であります。

またその一年間というものがこの四月二十七日に切れまして、とりあえず先般の緊急集会で二月の延長をお願いしたわけでございまして、もしこれを認め願えませうと、結局一どきに指紋を押しつけておられるのであります。起ります上に、こと目下日韓談話によつて日韓兩國の親善関係が促進されるという折から、外国人と申しまして、六十万の登録外国人の中の約九割が韓国人でありますので、ことに無用の摩擦をこの際起すということには外交関係にもよろしくない。また一部の韓国人は芳ばしくない行動がありますけれども、一面非常に日本に住むことを心から喜び、日本を愛しておる善良な韓国人もおりますので、そういう人に対しても無用の摩擦を起すということには、急いではいけません、いやいやか、こういう考え方で、緊急に延長をお願いしたいという趣旨に出たわけなのでございまして。

また少年院の関係は、事柄が少し専門的でございますから、ここに政府委員がおりますから、政府委員から説明いたさせます。

○中尾政府委員 少年の年齢を引上げましたときに、少年監護所と少年院とに収容いたします者の人数が非常にふえました関係がありますので、一時拘留所の一部を使用することにしたしましたが、その期限が今年の三月三十一日ということになつておりました。それでこの四月からそれに切りかわる新しい方法をやることにいたしました、その改正法律を出しておつたのでございまして、参議院で審議願つてお

ます。その一年間というものがこの四月二十七日に切れまして、とりあえず先般の緊急集会で二月の延長をお願いしたわけでございまして、もしこれを認め願えませうと、結局一どきに指紋を押しつけておられるのであります。起ります上に、こと目下日韓談話によつて日韓兩國の親善関係が促進されるという折から、外国人と申しまして、六十万の登録外国人の中の約九割が韓国人でありますので、ことに無用の摩擦をこの際起すということには外交関係にもよろしくない。また一部の韓国人は芳ばしくない行動がありますけれども、一面非常に日本に住むことを心から喜び、日本を愛しておる善良な韓国人もおりますので、そういう人に対しても無用の摩擦を起すということには、急いではいけません、いやいやか、こういう考え方で、緊急に延長をお願いしたいという趣旨に出たわけなのでございまして。

また少年院の関係は、事柄が少し専門的でございますから、ここに政府委員がおりますから、政府委員から説明いたさせます。

○中尾政府委員 少年の年齢を引上げましたときに、少年監護所と少年院とに収容いたします者の人数が非常にふえました関係がありますので、一時拘留所の一部を使用することにしたしましたが、その期限が今年の三月三十一日ということになつておりました。それでこの四月からそれに切りかわる新しい方法をやることにいたしました、その改正法律を出しておつたのでございまして、参議院で審議願つてお

ます。その一年間というものがこの四月二十七日に切れまして、とりあえず先般の緊急集会で二月の延長をお願いしたわけでございまして、もしこれを認め願えませうと、結局一どきに指紋を押しつけておられるのであります。起ります上に、こと目下日韓談話によつて日韓兩國の親善関係が促進されるという折から、外国人と申しまして、六十万の登録外国人の中の約九割が韓国人でありますので、ことに無用の摩擦をこの際起すということには外交関係にもよろしくない。また一部の韓国人は芳ばしくない行動がありますけれども、一面非常に日本に住むことを心から喜び、日本を愛しておる善良な韓国人もおりますので、そういう人に対しても無用の摩擦を起すということには、急いではいけません、いやいやか、こういう考え方で、緊急に延長をお願いしたいという趣旨に出たわけなのでございまして。

また少年院の関係は、事柄が少し専門的でございますから、ここに政府委員がおりますから、政府委員から説明いたさせます。

○中尾政府委員 少年の年齢を引上げましたときに、少年監護所と少年院とに収容いたします者の人数が非常にふえました関係がありますので、一時拘留所の一部を使用することにしたしましたが、その期限が今年の三月三十一日ということになつておりました。それでこの四月からそれに切りかわる新しい方法をやることにいたしました、その改正法律を出しておつたのでございまして、参議院で審議願つてお

ます。その一年間というものがこの四月二十七日に切れまして、とりあえず先般の緊急集会で二月の延長をお願いしたわけでございまして、もしこれを認め願えませうと、結局一どきに指紋を押しつけておられるのであります。起ります上に、こと目下日韓談話によつて日韓兩國の親善関係が促進されるという折から、外国人と申しまして、六十万の登録外国人の中の約九割が韓国人でありますので、ことに無用の摩擦をこの際起すということには外交関係にもよろしくない。また一部の韓国人は芳ばしくない行動がありますけれども、一面非常に日本に住むことを心から喜び、日本を愛しておる善良な韓国人もおりますので、そういう人に対しても無用の摩擦を起すということには、急いではいけません、いやいやか、こういう考え方で、緊急に延長をお願いしたいという趣旨に出たわけなのでございまして。

また少年院の関係は、事柄が少し専門的でございますから、ここに政府委員がおりますから、政府委員から説明いたさせます。

○中尾政府委員 少年の年齢を引上げましたときに、少年監護所と少年院とに収容いたします者の人数が非常にふえました関係がありますので、一時拘留所の一部を使用することにしたしましたが、その期限が今年の三月三十一日ということになつておりました。それでこの四月からそれに切りかわる新しい方法をやることにいたしました、その改正法律を出しておつたのでございまして、参議院で審議願つてお

ます。その一年間というものがこの四月二十七日に切れまして、とりあえず先般の緊急集会で二月の延長をお願いしたわけでございまして、もしこれを認め願えませうと、結局一どきに指紋を押しつけておられるのであります。起ります上に、こと目下日韓談話によつて日韓兩國の親善関係が促進されるという折から、外国人と申しまして、六十万の登録外国人の中の約九割が韓国人でありますので、ことに無用の摩擦をこの際起すということには外交関係にもよろしくない。また一部の韓国人は芳ばしくない行動がありますけれども、一面非常に日本に住むことを心から喜び、日本を愛しておる善良な韓国人もおりますので、そういう人に対しても無用の摩擦を起すということには、急いではいけません、いやいやか、こういう考え方で、緊急に延長をお願いしたいという趣旨に出たわけなのでございまして。

また少年院の関係は、事柄が少し専門的でございますから、ここに政府委員がおりますから、政府委員から説明いたさせます。

○中尾政府委員 少年の年齢を引上げましたときに、少年監護所と少年院とに収容いたします者の人数が非常にふえました関係がありますので、一時拘留所の一部を使用することにしたしましたが、その期限が今年の三月三十一日ということになつておりました。それでこの四月からそれに切りかわる新しい方法をやることにいたしました、その改正法律を出しておつたのでございまして、参議院で審議願つてお

ます。その一年間というものがこの四月二十七日に切れまして、とりあえず先般の緊急集会で二月の延長をお願いしたわけでございまして、もしこれを認め願えませうと、結局一どきに指紋を押しつけておられるのであります。起ります上に、こと目下日韓談話によつて日韓兩國の親善関係が促進されるという折から、外国人と申しまして、六十万の登録外国人の中の約九割が韓国人でありますので、ことに無用の摩擦をこの際起すということには外交関係にもよろしくない。また一部の韓国人は芳ばしくない行動がありますけれども、一面非常に日本に住むことを心から喜び、日本を愛しておる善良な韓国人もおりますので、そういう人に対しても無用の摩擦を起すということには、急いではいけません、いやいやか、こういう考え方で、緊急に延長をお願いしたいという趣旨に出たわけなのでございまして。

免税をどうして規定されるかという事柄に帰すると私は思うのでございまして、これは一事業者を国家の犠牲に置いて育成するという趣旨ではなくて、むしろわが国における航空事業の育成という大きな国家目的から設けられておる条文であるかと存するわけであります。その条項が、たいた説明いたしましたように、三月三十一日ではからずも切れることになつたというわけで、これを航空事業の育成という観点から、やはりつなぐということが必要であらうし、こうしてその措置は三月三十一日までにとりまさんと切れてしましますから、そこで緊急の必要が出て来たというふうにご考へておるわけでありまして。

○古屋(真)委員 どうも今の説明を承ると、二月からの間これが切れてしまひましたも、あらためてまた提出して、その法律の審議を受けなければつこうだと私は思います。それをそう思うとか、あるいは奨励したいとか、保護したいとかいうふうな、政府だけの一方的なお考へでこういう重要なものを決定するということは、緊急集会の性質に反するものである、かように思うのですが、いかがでしようか。

○佐藤(達)政府委員 御趣旨はよくわかりませんが、われわれとしてはこれをもつと長く延長するという法案を提案申し上げておつたわけであります。それが不成立になりましたために、結局暫定措置をとらざるを得ない。暫定措置をとるといたしますと、今御指摘の緊急の必要性の問題がございまして、というの、総選挙が終了すれば必ず新しい国会が召集され、御審議の機会はその間にあらうかと存じますから、そ

○古屋(真)委員 どうも今の説明を承ると、二月からの間これが切れてしまひましたも、あらためてまた提出して、その法律の審議を受けなければつこうだと私は思います。それをそう思うとか、あるいは奨励したいとか、保護したいとかいうふうな、政府だけの一方的なお考へでこういう重要なものを決定するということは、緊急集会の性質に反するものである、かように思うのですが、いかがでしようか。

○佐藤(達)政府委員 御趣旨はよくわかりませんが、われわれとしてはこれをもつと長く延長するという法案を提案申し上げておつたわけであります。それが不成立になりましたために、結局暫定措置をとらざるを得ない。暫定措置をとるといたしますと、今御指摘の緊急の必要性の問題がございまして、というの、総選挙が終了すれば必ず新しい国会が召集され、御審議の機会はその間にあらうかと存じますから、そ

○古屋(真)委員 どうも今の説明を承ると、二月からの間これが切れてしまひましたも、あらためてまた提出して、その法律の審議を受けなければつこうだと私は思います。それをそう思うとか、あるいは奨励したいとか、保護したいとかいうふうな、政府だけの一方的なお考へでこういう重要なものを決定するということは、緊急集会の性質に反するものである、かように思うのですが、いかがでしようか。

○佐藤(達)政府委員 御趣旨はよくわかりませんが、われわれとしてはこれをもつと長く延長するという法案を提案申し上げておつたわけであります。それが不成立になりましたために、結局暫定措置をとらざるを得ない。暫定措置をとるといたしますと、今御指摘の緊急の必要性の問題がございまして、というの、総選挙が終了すれば必ず新しい国会が召集され、御審議の機会はその間にあらうかと存じますから、そ

の期間を越えての期間を暫定措置とし  
てきめることは、これは非常な過激な  
結果になるわけでありませぬ。その意味  
で必要の最小限度の二箇月を延ばして  
おきまして、その後正式な措置は国会  
においておきめを願うという立場から  
できておるのであります。

○古屋(貞)委員 私がつておるの  
は、一応期限が過ぎますから、期限が  
切れて効力がなくなりますが、あら  
ためて今回の国会でこれをきめればい  
いのでございまして、その二月を、し  
いてさような措置をとつて、国家の収  
入に重大な関連を及ぼすようなこと  
をやらせることは、政府の国会軽視とい  
うことになりはしないか、それから国  
会に対して非常な甘くお考えになつて  
おるといふことになりはしないかとい  
う考えを私は持つておりますが、こ  
の点はいかがでありますか。

○佐藤(達)政府委員 これは課税のや  
り方が引取り課税ということになつて  
おりますために、そのプランクができ  
ますと、その分をあとからさかのぼつ  
て免税するということができませんの  
で、どうしてもつなぎが必要である、  
かように考えたいわけでありませぬ。

○田中(輔)委員 ちよつと関連して法  
制局長官に伺いたいのですが、この期  
限等の定のある法律につき当該期限等  
を変更するための法律でありますか、  
これは今同僚古屋委員から質問申し上  
げたように、いろいろ雑多な関係のも  
のがあると思ひます。たとえば歳入の  
減少を伴う関係のもの、それから法務  
大臣から御答弁になりました外国人登  
録令の関係等の問題、あるいは軍人恩  
給の復活を停止する措置を延長する法  
律等、ずいぶん性格の違うものが幾つ

か一本の法律できめられておるわけ  
です。これは最近、ともすれば政府から  
提出して来る法案には、何々等の改正  
変更に関する件というので、よく大蔵  
省の方で出したがるくせがあるわけ  
ですが、私は、立法技術の点から見て、  
性格の違うものを一本の法律に入れる  
ということは大蔵省の問題を残すと思  
うのです。特に性格がまるつきり積極  
的な効果を持つもの、あるいは消極的  
な性質を持つものというふうに、少く  
も二類型に分けるかして出してもら  
なければいけないと思つておるわけ  
です。参議院の緊急集會の場合には、  
その修正権の問題等の議論も行  
われたようでありませぬけれども、こ  
ういふことは前例になると私はよく  
思ふ。平生からでもよく見受ける問  
題であります。この点については、  
将来の問題であります。改めなけれ  
ばいけないと思つておるのです。こ  
ういふことは、実際立法技術の面に  
非常な混淆を生ずると思つておる  
わけですが、その点については、  
同つておきたいと思ひます。

○佐藤(達)政府委員 いただいたお話  
は非常によくわかりませぬ。われわれ  
は非常によくわかりませぬ。先  
例もありませんし、それからこの案件は  
申すまでもなくいろいろ雑多な案件で  
ございませぬけれども、その目標はす  
べて三月三十一日現在における状況  
をさしあたり暫定的に延ばすという目的  
において全部一貫しておるわけであ  
りますから、かような編纂方法をと  
りましたけれども、しかし今のよう  
な御批評もあることは承知いたして  
おります。従ひまして、一つの貴重な研  
究上の問題として考究するつもりでお

るわけでありませぬ。  
○古屋(貞)委員 私の質問は終りまし  
た。  
○尾崎委員長 河野密君。  
○河野(密)委員 委員長、緒方副総理  
は見えますか。  
○尾崎委員長 まだ連絡がとれていな  
いのであります。  
○河野(密)委員 私は、もうすでにい  
ろいろな人から質問されましたから、  
ごく簡単に、この法案を審議するにつ  
いて、われわれ、どうしても納得の行か  
ない一つ二つの点だけをお尋ねいたし  
ます。  
その第一は、大蔵大臣にお尋ねした  
いのですが、今この委員会にかけてあ  
る暫定予算と、それから予算委員会に  
かけてある暫定予算とは同じもので  
か。違うものでか。  
○小笠原国務大臣 この委員会に出し  
てありますのは四、五月分でありま  
す。それから予算委員会の方へ出して  
あるのは六月分を入れた補正でありま  
す。

○河野(密)委員 明答ですが、私の  
伺うのは、同じ趣旨によつて編成され  
た暫定予算か、こういうことでありま  
す。  
○小笠原国務大臣 国会のあるときと  
ないときと多少違ひますが、大体骨格  
予算を出しておるといふ点については  
同じでございます。

○河野(密)委員 それでは政府にお尋  
ねするのであります。憲法第五十四  
条の二項に言うところのいおゆる緊急  
集會に出し得るところのもの、これは  
今申し上げた国会が平常の形において  
行われておる予算も、それから緊急集  
會に出し得る予算も同じものが出し得  
る、こういうふうに政府は解釈してお  
るのでございませぬか。  
○佐藤(達)政府委員 いただいたお話  
は、むしろ形式と申しますか、そうい  
う面に重点を置いてのお話ではない  
かと思つておるわけですが、たとえば、立  
法事項については法律という形式がき  
まつておりますし、お金の関係では予  
算という形式がある。またその予算の  
中に、本予算不成立の場合に備えての  
暫定予算という形式があるということ  
は、ほかの法制できまつておるわけで  
あります。そういうものはいづれも、  
平常であるならば、国会の議決を要す  
る事柄であるということにきまつてい  
るわけでございますが、それが衆議院  
の解散になつた場合に、それらの措置  
をどうしても必要とするという場合に  
緊急集會にかけられる。従つて、緊急  
集會にかけられるものは、法律であり  
また暫定予算であり、その他の国会の  
権限に属する事項であるというように  
考えておるわけでありませぬ。

○河野(密)委員 今法制局長官の説明  
を聞きますと、ほかの立法事項に関す  
ること、それから予算措置に関するこ  
と、それらのものはすべてこれは緊急  
集會にかけてきまつかえない。政府の  
見解によれば、いかなるものであつて  
も、ほかの立法によるもの、あるいは  
ほかのかくの予算措置によるものと  
めてあるものなら、何を緊急集會にか  
けてもきまつかえない、こういう御見  
解ですか。  
○佐藤(達)政府委員 何をとおつしや  
いますのは、内容と申しますか、実  
を取上げておつしやつていらつしやる  
のか、あるいは形式の問題として、法  
律あるいは予算という御趣旨であるの

か、ちよつとはつきりいたしませんけ  
れども、先ほどはまず形式の問題から  
一応申し上げたわけでありませぬ。ふ  
だんならば国会の阿院を煩わすべき事柄  
を、この際は参議院のみの議決によつ  
て成立するのだということがその一つ  
であります。そこで今度は内容の問題  
となりまして、今の必要性の問題とい  
うことで、おのずから制約が出て来  
る、そういうことであらうと存じま  
す。

○河野(密)委員 むろん内容による  
ころの制約ということが問題になると  
思つておるわけでありませぬ。そこ  
に私が緒方さ  
んを呼んだ理由があるわけでありま  
す。はつきりしていただきたいと思  
ふのは、この憲法全体を通読してみ  
て、憲法は大體予算が通らない場合に  
解散するということを前提にしておら  
ないという考え方は、どうでしょう。政  
府はそういう考え方をもちにござい  
ませぬか、これが一つ。それから、少  
くともこの憲法の条項を克明に読んで  
そして財政法第三十条にいう暫定予算  
というものをそのままかけるといふこ  
とは、これは憲法の予想しておらな  
いことであるといふふうにお考えにな  
るかどうかが第二の点。それから、  
この憲法全体を通読してみても、今  
われわれが当面している問題の場合に  
おいては、規定の不十分な点があるこ  
とを率直に認められるかどうか。こ  
ういふ点をひとつ明確に御答弁願ひ  
たい。

○佐藤(達)政府委員 三つお尋ねが  
ございましたが、順序から申しますと第  
二の方を先に御説明した方がよろし  
うかと存じますので、それから申し上げ  
ますが、三十条にいう暫定予算がかけ  
られるかといふことは、もう一つ元へ



あるいはここで否決して、今までた  
とえばここに盛られたものの九割幾ら  
のものはもうすでに使つてしまつたの  
だから、その残りのものをただこれは  
否決するだけなんだから、ちつとも支  
障を来さないとと思うが、大蔵省の当局  
としてどうですかというのです。

○小笠原国務大臣 私を支障を来すと  
思いますので、今法制局長官が答えた  
通りに考へております。

○河野(密)委員 私はそこでもう一点  
大蔵大臣にお尋ねしますが、この暫定  
予算も、普通の暫定予算と同じ性質の  
ものだということで、最小限度の骨格を  
持つたものだ、こういうことでありま  
すが、まずその通りに間違いないでし  
ょうね、どうなんでしょう。

○小笠原国務大臣 私は国務運営上必  
要な最小限度のものと考えておりま  
す。

○河野(密)委員 そこでお尋ねしたい  
のですが、国務運用上最小限度のもの  
を持つておるといふことは、法律その  
他のものによつて許されておるもの  
で、しかもその最小限度のものといふ  
ことであると思つております。先ほど来行  
政協定の問題が同僚からいろいろ質問  
せられて、田中君からも質問されたの  
ですが、私はその点で、政府が今度の  
この予算案に百五十億を計上された。  
その百五十億の内容を見ると、行政費  
の内容の百三十九億といふのは、これ  
は昭和二十八年度につぶれた予算に基  
いたアメリカに支払うべき金額の四分  
の一を計上する、こういうことになつ  
ておる。私は、もしこれを最小限度の  
ものであるとするならば、昭和二十七  
年度の予算に基いて五百七億の金の四  
分の一を計上すべきものであると思つ

のでありますが、昭和二十八年度のつ  
ぶれた予算によつてこれを算定してお  
る。第一これが私は間違つておると思  
います。

さらに見返り資金が生きておる。法  
律がつぶれましたので見返り資金は生  
きておりますから、その見返り資金の  
中から開発銀行に五十億出す、それか  
ら電源開発会社に二十五億出す、これ  
を暫定予算でおきめになつた。これは  
一体どういう権限によつてこういうこ  
とをおきめになるのか。私は、その法  
律が生きておるから、これをただ支出  
してもよろしいということではないと  
思つております。何らの根拠なしに  
五十億、二十五億というものを決定し  
ておる。開発銀行に五十億、電源開発  
会社に二十五億出しておる。私はこれ  
はきわめて暫定予算の趣旨に反すると  
思つております。大蔵大臣の所見を  
伺います。

○小笠原国務大臣 政府委員より答弁  
いたさせます。

○河野(一)政府委員 駐留軍に対する  
負担金は、行政協定の二十五条により  
まして一億五千五百ドルということ  
に相なつております。二十七年にお  
きましたは、これは五百七億と申され  
ましたのは、平和の発効が四月の二十  
九日でございますので、日割でその  
分が入つたわけでございます。年額と  
いたしましては一億五千五百ドル、  
五百五十八億円でありまして、これが  
この現状を維持するといふ建前が必要  
な経費と認められたわけでございます。  
それから見返り資金につきまして  
は、それは産業投資特別会計法で四月  
一日から廃止する予定になつておつた  
のでありますが、法案不成立のために

この特別会計及び法律が生ずること  
になつております。この特別会計にお  
きましては、この見返り資金は日本経  
済の再建、復興、安定のために必要な  
経費に支出するということになつてお  
りまして、従来から開発銀行にも出資  
いたしておりますし、輸出入銀行にも  
出資いたしておりますし、鉄道、通信  
にも出してありますし、公共事業にも  
出したことのあるのであります。従  
いまして、従来やつておりました措置を  
そのまま続けて行きます、開発銀行  
における財政資金における融資を、従  
来通り現在継続のものを施行いたしま  
すに必要最小限度の金と考へまして、  
交付いたしました次第であります。

○河野(密)委員 その防衛費の問題で  
すが、私も今お話になつたことは承知  
しておりますが、私はそれが先ほど田  
中委員その他から問題になつたこと  
と思つております。一億五千五百ドルと  
めてあるから、その一億五千五百万  
ドルの四分の一を出すのだ、そういうこ  
とでは私はないと思つて、いやしくも  
国会で一億五千五百ドルと定めても、  
国会の議決があつて初めて五百五十八  
億円といふものが出し得るのだと私は  
思つて、一億五千五百ドルであるから  
と行政協定にあつても、国会で五百七  
億と定めたならば、五百七億以外に私  
は出し得ないと思つて、そういうことま  
でも緊急集会においてなし得るといふ  
ならば、何でもなし得るといふこと  
になる。これは国会の議決を無視したも  
のであると私は思つて。

○河野(一)政府委員 五百七億は、年  
額におきまして五百五十八億円である  
ということ、二十七年年度予算は御決  
定を願つておるわけでありまして、そし

てまた、これを四分の一ずつ交付する  
ということも、両者間における経理手  
続によつてきまつておることでありま  
す。そういう意味合いにおきまして  
、五百五十八億円の四分の一に相当  
するものを暫定予算に計上いたしまし  
て、参議院の御議決を願つた次第であ  
ります。

○河野(密)委員 それではもう一つ伺  
いますが、今お出しになつたこの暫定  
予算を見ますと、二百七十二億支出の  
方が多くなつております。これは大蔵  
省証券と、いわゆる財政余剰金をもつ  
てまかなうことになつておりますが、  
この財政余剰金の性質はどういうもの  
でしょう。

○河野(一)政府委員 大蔵省証券はた  
だいま発行いたしてありませんが、実  
際問題といたしまして、これは会計技  
術上のことに相なりますが、昭和二十  
七年度の剰余金の姿で、前年度剰余金  
でございますが、二十六年年度の剰余金  
が国庫の中にございます。これは昭和  
二十八年年度の財源に充てる予定であ  
りますが、会計法上入つて参りますのは  
七月三十一日でございます。しかしな  
がら現金としては国庫にあるわけでござ  
います。それから専売の益金につきま  
しても、これは前年度のしまいに  
いて納付されるのでございますが、タ  
バコが売りました利益は専売の流用現  
金として、国庫に入つておりましたこ  
の現金がございまして、この経理でき  
るわけでありまして。

○河野(密)委員 今のお話のように、  
財政余剰金というのは予算の面には計  
上されておらないけれども、現在国庫  
にあるものでありまして、こういうも  
のがあるからこれをもつてまかなつて  
行くんだ。そこで私は政府にお尋ねを  
したいのですが、政府は実際において  
暫定予算というやうな形で、いかに  
も民主的のうちに考へられております  
けれども、事實上においては国庫の余  
剰金をもつてまかなつて行つておる。  
そうすれば、実際において緊急集会に  
暫定予算をかける必要はないといふ  
理由がどこにあるかということが、非  
常に不明確になつて来る。その点を私  
は追究したいと思つております。財政  
余剰金で、つかみ勘定でもつて實際は  
なつておる。つかみ勘定と言つても非  
常に語弊があるかもしれませぬけれど  
も、専売益金の納付金というやうな  
ものが入つておる。予算には計上して  
おらない。だから実際において歳入と  
歳出の数字は違つておるけれども、金  
はたくさん国庫にある。その金でまか  
なつて實際において、支出してしまつ  
てから、あとで予算をつくつて組むの  
とちつともかわりがない。もしそれな  
らば、何も緊急集会を開いて、特に暫  
定予算をやるといふやうな形をとるこ  
と自身に、私は非常な疑問があるのじ  
やないかと思つております。

○河野(一)政府委員 国の歳出は、歳  
出予算がありまさんと一文も支出でき  
ないのでございます。つまり暫定予算  
四、五分分に使用いたしまする予算款  
項目の姿によつて、御議決をいたした  
ことが必要であります。この財源の方  
につきますと、これは四、五月間  
において、現在の法令上、予算の上にお  
いて収入となるものを計上いたしたの  
でございます。その年度の途中におき  
ましては、国庫内である、足りなく  
なれば大蔵省証券でございますが、そ  
ういつた財源が歳出についてどうい



て、これはこの憲法の精神に反しておると解釈される。この点をあなたは認められるかどうかということ、私は先ほどから聞いておるわけなのであります。しかしながら、あなたはこれを認めないとするために、憲法の精神を新しく解釈して、これは合憲性のものだというふうにしよと、牽強附会と言ふと語弊があるかもしれませんが、そういうふうにしよと無理に努力していらつしやるように私は思ふのであります。私は率直に、これを憲法の制定された精神から見ると、これは非常に疑問があるというふうにと認めるか、認めないか、こういうことを尋ねておるのであります。

○佐藤(達)政府委員 憲法解釈の段階についてのお言葉はまつたくその通りだろと思ひます。はつきりしておるものもありません。限界線に近いものもいろいろあります。しかしそれらについては、結局人々の心持によつて違ふことであり、いろいろな批判がまたそこに出て来る事柄でありますから、あるいは最終的には最高裁判所の問題となつて判決を下される。あるいは最高裁判所の判決自身に對しても、例の裁判官の国民審査というような形において、国民がそれを直接批判する機会が与えられておる。そういう場面もございませうし、ただいまの問題の、解散前の前内閣のとつた処置であるという事でありますれば、その後における総選挙において、これまた直接に国民が批判するという場面がみな保障されておるわけでございますから、その意味において、政治の運営というものは、おのずから常道に乗つて行くのじやないかというように、漠然たる考

え方でございますけれども、さように考へておられます。

○河野(密)委員 それでは、緒方内務大臣がお見えになりましたから、緒方さんにお尋ねします。今実は憲法の問題をお尋ねしておるのですが、緒方さんに率直にひとつお答え願ひたいのです。これは立ち入るようではなはだ恐縮ですが、実は政府が三月解散されたときの心理状態を私はお尋ねしたいのです。解散して予算が不成立になつたから、そのやむを得ざる処置として、緊急集會をお開きになつて、暫定予算というふうな形で予算をお出しになつたのか。それとも、初めから緊急集會という処置をとる得るのだから、参議院の緊急集會に予算をかけた方がいいのだから、予算が不成立になつても解散してかまわないのだ、こういう考え方で解散をなさつたのか。その当時の政府の解散に對する心境、心理状態を私は承つておきたいと思ひます。

○緒方内務大臣 不信任案が衆議院を通過いたしましたして、その情勢に對するやむを得ざる政府の措置といたしまして、衆議院の解散をいたしましたのであります。その衆議院の解散の結果、やむを得ざる措置として緊急集會を要求いたしました。暫定予算の審議を要求したような次第でございます。心理状態と言はれると……

○河野(密)委員 心理状態というところが、政府は、あらかじめ緊急集會という処置がとり得るから、解散をやつてもかまわなないのだ、こういうつもりであつた場合臨んでおられたのか。それとも、解散という事態にまで當面してしまつて、それから緊急集會ということを考えておやりになつたのか。これはどちらなんですか。

○緒方内務大臣 緊急集會という処置があるから解散をしたのではないのでございまして、不信任案が通過したという事実がありまして、それに即して衆議院を解散せざるを得ないと考えたのでございまして。

○河野(密)委員 その意味はこういう意味なんです。そうすれば政府は、憲法第五十四条に言つておるところの参議院の緊急集會というものは、非常なる事態に処するだけのものではあつて、そこにおいてとられた処置というものであつて、通常の国会に提出される暫定予算というふうな形のものとはおのずから線を異にするものである。こういう考え方のもとに立つて政府はあの緊急集會をお開きになつた、こう理解してよろしうございませうか。

○緒方内務大臣 衆議院が解散になりました、予算が不成立になりましたので、政府といたしましては、その間の行政作用を進めて行く上に、あの程度の暫定予算は必要である、これは衆議院が解散した事態に即しまして、緊急やむを得ざるものと判断いたしました次第であります。

○河野(密)委員 そうしますと、政府はこの間の処置は例外——という用語が弊がありますが、特殊になる事例に属するものとは考えないで、これから先にもしばしばあつて起り得るのだ、あれによつて日本の憲法の運営をやつてもさしつかえないのだ、こういう考え方の上に立つておると了解してよろしうございませうか。

○緒方内務大臣 憲法第五十四条の緊急やむを得ざるということの中には、古い憲法の八条の場合、七十条の場合、どちらも私は入つておると判断いたしております。先般の衆議院の解散の場合には、予算が不成立になつて財政上緊急処置を要するものがありまして、それを暫定予算として参議院の緊急集會に審議を要求いたしました次第であります。

○河野(密)委員 意見の違いになりまして、これ以上質問してもむだかと思ひますけれども、憲法第八十五条に、予算の支出は必ず国会の議決を経なければならぬ、こういうことを書いてある。それらの点をすべてにらんで、また財政法第三十条にいう暫定予算の規定というものををらみ合せて、あの五十四条にいうところの、いわゆる緊急集會における緊急的な措置というものの中には、たとひ予算がかけられるにしても、いわゆる通常の議院にかけられる暫定予算というものはおのずから区別されるべきものだ、私たちはかように考えておるわけでありまして、そうでなく、普通の暫定予算と同じ暫定予算をかけられる。内容的にも何ら区別のないものをかけられるという事は、私は憲法の精神に反する、こういうふうにお考えなのであります。

○河野(密)委員 私はこれ以上は押し問答になるからやめますが、もしあつた場合を予想して予算の問題を緊急集會にかけるとするならば、現在の暫定予算に關する財政法を規定のほかに、別に緊急集會にはこういうものをかけるべしというふうな一条を財政法に設けなければならぬと私は思ふ。この点はどういふふうにお考えになりますか。もう時間があまり長くなりましてから私はやめますが、なお憲法第九十九条で、天皇、摂政、内務大臣、国會議員、みな憲法を尊重し、これを遵守すべき義務を負つておるのであります。一體どういふことに政府は考へておるのでありますか、この点を伺つておきたいと思ひます。

○佐藤(達)政府委員 これは憲法の制定権者でありますところの国民から非難されるということになると思ひます。

○河野(密)委員 私はその通りだと思ふのです。非難されるということほどいうことかと言へば、国会においても弾劾されることもあるのであります。民衆からつるし上げられることもあるでございませうし、また憲法を守らないというその思想が横行することにもなるでございませうし、同時にまたたにおける一切の合法的なる運動というものが、非合法的なものにかえられるということもあつて得ると思ふのであります。それをわれわれはむしろ真剣に考えなければならぬ、こう思ふのであります。私は先ほどから憲法論議をいたしますけれども、私も未熟な議論をするようで非常に恐

縮すけれども、私はこの問題は重大だと思つたのであります。私が先ほど申し上げましたように、この憲法の制定されたる精神から見て、私はこの処置というものは憲法違反だと思つております。同時に、それをどう救済するかというのには、これはお互いこれから検討しなければならぬ問題だ。これは別個の問題だと考へて、現在の与えられたる憲法上の条章の中においての処置としては、われ／＼が納得し得ざるものであるといふことだけは、これは私は率直に認めざるを得ない、こゝう言ふのであります。私はそれ以上申し上げません。

○吉田(賢)委員 一点だけ関連して、佐藤長官でも、あるいは緒方国務大臣、大蔵大臣でも、どなたでもよろしゅうございませうが、財政法三十条の暫定予算の規定について、何らかの改正の措置をとる必要があると思つたのです。その点についての所見は、先日来憲法違反論あるいは国会軽視論等がだんだんと論議されておりますのは、これは経過的に見ますと、政府が不信任案を可決せられた。そこでその後例の六十九条によりまして、十日間の間に何らかのそれ／＼の善後措置を講ずべき時間がかともかくあつたわけでありませう。ところがそれをなすことなくして、即日解散の措置に出られて解散になつてしまつたので、国会機能は停止になつた。衆議院はなくなつてしまつた。ところで予算については、すでに三月二日参議院に回付せられて、審議が進行されつゝあつた。けれども、これもその通過について努力することなくして解散になつてしまつた。こゝういふことになつたのですが、さて例のしほ／＼政府のおつしやる国務運行上の最小限度の予算の措置をとらねばならぬ。予算的措置をとらねばならぬ場合に、佐藤長官はあるいはいろいろ／＼との間から御意見に多少変化がありましたけれども、きよ／＼の緒方国務大臣の御説は、解散になつてしまつたので、国務運用上必要な最小限度の予算を暫定予算によつて組んで緊急措置を求めた、こゝういふふうになつております。そこでその際に、予算的措置の方面につきましては、財政法による暫定予算以外に道はない、こゝういふことになつたわけでありませう。ところが、財政法による暫定予算なるものは、その明文が明らかに示してありますこと、内閣は、その必要を認めるときには、会計年度の一定期間の暫定予算を作成して国会に提出することができ、こゝういふ規定になつております。ところが、振りかへつて憲法五十四條の第二項を見ますと、またその沿革におつしやつたことと、今緒方国務大臣が憲法の八條の緊急命令の緊急の条件がある、あるいは七十條の緊急財政処分条件がある、あるいは七十九條の緊急の条件がある、あるいは七十九條の緊急の条件がある、五十四條第二項の「国に緊急の必要があるときは」となつております。緊急といふことは厳として存続しておるわけなのです。財政法には緊急はない。憲法には緊急が厳存しておる。従つて、財政法上における暫定予算は緊急ならずとも、単に国が、いな内閣が必要を認めるときは暫定予算を組めばいい。これはこの六月の暫定予算もその通りであります。ところが、

国会の機能が停止されておるときには、緊急の場合でない、これは緊急措置を求むる要件を満たされない。こゝういふのは、厳格に憲法を解釈したならば、当然きよ／＼に結論されなければならぬ。しかるに、すでに国会の機能が停止されておる。予算は一日もなくしては国が暮すことはできないといふので、緊急措置を求めるといふ方針に出られたものとわれ／＼は考へる。またそれよりほかにあの当時はすでにもう道はない。やむを得ずそれに行かれたわけでありませう。そこでこれを翻つて考へてみますと、憲法運用上十分にかゝることと場合に処すべき救済規定が立法措置として講ぜられておらなかつたといふ、いわば憲法運用、財政運営の上において一つの法律的盲点がここに生じておるわけでありませう。でありますので、これを沿革的に考へてみますと、政府は憲法違反でないといふことを答弁せられることは、これはお立場上あるいはもつともかもしれぬ。しかし冷静にまた憲法の趣旨を厳格に解釈して行く上から見ましたならば、これは単なる必要のものが大部分で、緊急の必要の要件の伴わない予算で緊急措置の対象として織り込まれておるものが相当あるといふことは、もう隔すことではできないと思つた。そこで国会におきましてその点を明確にしようといふのが、従つてそれは今後の悪例を残したくないといふのが、われ／＼の努力せんとする一つの動機であつたわけでありませう。そこで、今これらを將來に向つて救済せんとするならば、財政法三十條の暫定予算の規定にこの立法措置をとりまして、これらの憲法運用上の盲点をなくするといふことが一

つの方法じやないか、かように考へるのであります。でありますから、これらにつきまして何らかの措置をとる必要があるかと思ひますが、御所見は、かん。これだけをお尋ねしておきます。

○佐藤(憲)政府委員 この緊急集会の条文につきましては一べん触れたと存じますが、憲法制定の際に当時の帝國議會で質問がありまして、どういふものがかけられるかといふことに對して、もちろん法律はかけられます、予算もかけられますといふことをはつきり金森国務大臣が答弁しておるわけでありませう。その場合に予算と言つておられるのは、おそらく通常の觀念における、普通の財政法に言つておられる、ああいう予算を頭に置いて答へられたものと私は考へるわけでありませう。しかし、緊急集会といふその事柄の性質からいって、本予算がかかるはずがございませぬから、これは暫定予算といふことにおのずからなろうと存じます。そこで問題は、私どもの頭から申しますと、今の財政法の暫定予算の条文をもつて是は足るのであつて、あとその実態につきまして、いろいろ／＼立法的にもつとこまかく制限したらどうかといふお考えも、これはもちろんわかるところではございませぬけれども、また時と場合によつていろいろ事情がかわつて来ることを念頭に置きますと、一律にどうも制約的のことを列挙できないのではないかと、いふ氣持を持つわけでありませう。従いまして、これは先ほど来申し上げましたように、國民の批判のもとにおける國會議員の適正にまづほかないのじやないかといふ頭でありますために、さしあつて財政法の暫定予算につきまして、緊急

集会用の暫定予算をかくあるべしといふような改正をするといふところまで考へておりませぬわけがございませう。

○尾崎委員長 これにて質疑は終局いたしました。

次会は明日午前十時より開會し、討論採決を行うことといたします。これにて散會いたします。

午後七時七分散會

三

昭和二十八年五月三十日印刷

昭和二十八年六月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局